

令和5年度 調査研究報告書

少子化の傾向が顕著な 特別区で有効な少子化対策



特別区長会調査研究機構

令和5年度 調査研究報告書

少子化の傾向が顕著な 特別区で有効な少子化対策

はじめに

特別区23区長が組織する特別区長会は、平成30（2018）年6月15日、特別区長会調査研究機構を設置しました。

その設立趣旨は、特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることにあります。

平成31（2019）年4月からは、各区より提案された特別区政に係る研究テーマについて、特別区職員・学識経験者が研究員となり、プロジェクト方式で調査研究を開始しました。以降、特別区の課題解決を中心に据えながら、広く地方行政の一助となるよう、さらには国及び他の地方自治体との連携の可能性も視野に入れ、調査研究を進めています。

令和4年度の研究テーマ（6テーマ）に関しては、報告書をホームページに掲載して公表するとともに、7月には報告会を開催し、アーカイブ配信を行うなど、研究成果を広く発信しています。このような取組を通じて、これらの調査研究が特別区政に活かされる事例が見られるようになりました。

令和5（2023）年度においては、「『ゼロカーボンシティ特別区』に向けた取組み（令和3・4年度）」で提案した連携方策が、23区で設置した気候変動対策推進組織にて検討されることになりました。また、7月には、「特別区における森林環境譲与税の活用（令和3年度）」を踏まえて、東京都・6区・都内6市町村との間で「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」が締結されています。今後も、特別区の課題解決に寄与できるよう調査研究に取り組んでまいります。

本年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類となり、感染防止に配慮しながらも研究プロジェクトメンバーが一堂に会して、調査結果の分析や今後の方策等について議論を深めることができました。この調査研究報告書は、1年間の各研究プロジェクトの調査研究による成果を取りまとめたものです。

これらの調査研究報告書が、今後とも特別区政の関係者のみならず、地方自治体、研究機関など多方面でご活用いただけると幸いです。

最後に、調査研究にご協力いただいた地方自治体関係者、さらに国や民間企業の皆様をはじめとして、報告書の作成にあたり、ご協力をいただきました全ての方に深く御礼申し上げます。

特別区長会調査研究機構

令和6年3月

目次

第1章	研究目的と概要	8
1-1	本研究の背景と目的	8
1-2	前提とする考え方	11
第2章	国・海外における少子化対策の把握	14
2-1	国の少子化対策	14
2-1-1	国の少子化対策の変遷	14
2-1-2	施策ごとの少子化対策の経緯	25
2-2	東京都の少子化対策	26
2-3	海外の少子化対策の成功事例	29
2-3-1	スウェーデンの事例	30
2-3-2	フランスの事例	31
2-3-3	フランス・スウェーデンの事例から得られる示唆	33
第3章	基礎データの整理による特別区の少子化の現状の把握	36
3-1	人口・出生に関連する指標	36
3-1-1	合計特殊出生率	37
3-1-2	有配偶率	41
3-1-3	有配偶出生率	43
3-1-4	人口・人口推計	45
3-2	有配偶率と関連する指標	50
3-2-1	結婚年齢にある男女の所得・年収分布	50
3-3	有配偶出生率と関連する可能性のある指標	54
3-3-1	待機児童数・保育所利用率	54
3-4	まとめ	57
3-4-1	特別区における少子化の現状のまとめ	57
3-4-2	基礎データ収集の必要性	58
第4章	区の施策・事業の実施状況と施策・事業立案時の課題について	62
4-1	区の施策の実施状況と施策・事業立案時の課題の確認の方針	62
4-2	23区アンケートの実施概要	62
4-3	23区の少子化対策における施策・事業の実施状況	63
4-3-1	研究会で整理した、少子化対策において多くの区で実施している施策・事業	63

4-3-2	各区の先進的と考えられる少子化対策の施策・事業の取組状況	65
4-3-3	施策上の課題の認識	70
4-4	施策・事業立案時の課題	72
4-5	各区の施策・事業の実施状況、施策・事業立案時の課題を踏まえた検討の方針	74
4-5-1	各区の施策・事業の実施状況と各施策における区民の利用意向	74
4-5-2	少子化対策の施策・事業立案時の課題について	74
第5章	今後の特別区の少子化対策の方針	76
5-1	区民アンケートの実施概要	76
5-2	区の施策・事業に係る区民の利用意向等について	77
5-2-1	区民の利用意向等に係るアンケート結果について	77
5-2-2	区民の利用意向等に係るアンケート結果を踏まえた検討について	84
5-3	未婚者・既婚者のパターンと施策・事業による支援の方針について	85
5-3-1	未婚者・既婚者のパターンについて	85
5-3-2	施策・事業による支援の方針について	88
第6章	施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆	94
6-1	施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆の抽出方針	94
6-2	課題の特定から施策・事業につなげるプロセスへの示唆	98
6-3	施策・事業の推進体制への示唆	103
6-4	予算確保と効果・KPIの設定への示唆	104
第7章	本研究のまとめ	108
7-1	今後の特別区の少子化対策の方針について	108
7-2	施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆	110
7-3	施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆のプロセスごとのまとめ	111
	おわりに	114

参考資料	118
研究体制	118
活動実績	118
23区アンケートの実施概要と結果	120
区民アンケートの実施概要と結果	133
ヒアリングの実施概要と結果	168
基礎データ整理参考資料(全国・東京都全体のデータのみ取得可能な項目)	181

第 1 章

研究目的と概要

第1章 研究目的と概要

1-1 本研究の背景と目的

わが国では、少子化が進展しており、合計特殊出生率は令和3（2021）年には1.30¹と、7年連続で低下している状況である。また、今後も出生数の減少に歯止めがかからず、少子化は一層進んでいくことが予測されている²。少子化という構造的な社会課題は、生産年齢人口の減少に伴う経済の担い手の減少や、同時に起こっている「高齢化」による社会保障負担の増大、地域・社会活動の担い手の減少や行政サービスの水準の低下など、社会・経済的な観点で大きな影響を及ぼすものである（[図表1](#)参照）。

図表1 2065年までの年齢区分別人口推計



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」を基に作成。出生中位、死亡中位)

少子化問題は東京都において特に深刻であり、令和3（2021）年の合計特殊出生率は1.08¹と、わが国全体の合計特殊出生率よりも0.22ポイント低く、また6年連続で低下となった（[図表2](#)参照）。しかしながら、東京都では、全国の各道府県からの転入が続くため、人口は引き続き増加傾向にはあるものの、東京都の将来人口推計では2030年をピークに減少に転じ、2065年には1,228万人³になると見込まれている。東京都においても、国と同様、将来的に社会保

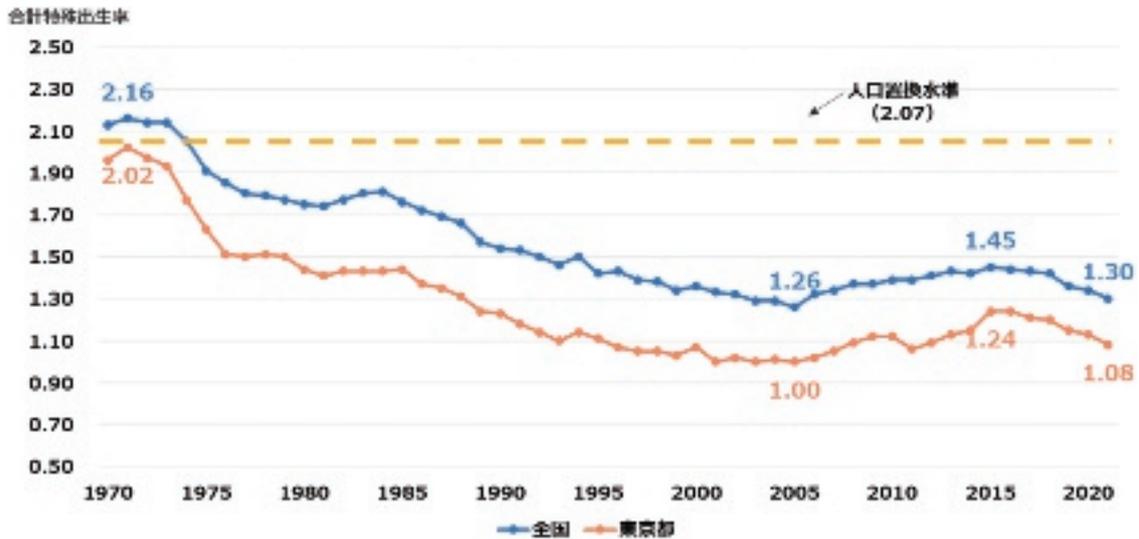
1 厚生労働省「人口動態統計」より

2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」より

3 東京都「『未来の東京』戦略 附属資料 東京の将来人口」

障負担の増大や、地域・社会活動の担い手の減少や行政サービスの水準の低下など、社会・経済的な観点で大きな影響が及ぶものと考えられる。

図表2 全国、東京都の合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「人口動態統計」を基に作成)

こうした状況下において、東京都は、令和5（2023）年1月に、都内在住の18歳以下の子どもに対する月額5,000円の給付や、第2子の保育料の無償化などの少子化対策に、およそ1兆6,000億円⁴を令和5年度予算に盛り込むことを明らかにした。また、ほぼ同時期の令和5年（2023）年1月末に公表された「東京都の少子化対策の現在」において、出生数の減少について、「一刻の猶予もない」という考え方のもと、迅速な対応が必要だとしており、所得制限なく0～18歳の子供に月5千円を給付する「018サポート」や、結婚予定者のための都営住宅・JKK住宅の提供等を含む、大規模な施策を打ち出した。さらに、「こども未来アクション」を策定し、政策の柱の1つとして、「子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援」することを掲げた。東京都はこの中で、妊娠を考える方等への支援から妊娠・出産支援、保育サービスの質・量の確保、子育てサポート、ひとり親家庭への支援を実施することとし、政策の柱となる事業の実現を目指している。

東京都の人口の約70%を占める特別区⁵においても、東京都と協力し、少子化対策をさらに推進していく必要がある。特別区ではこれまでも、多くの行財政資源を投入し、切れ目のない子育て支援の実施や仕事と子育ての両立のための保育環境の整備など、子育て支援策を中心とした少子化対策を積極的に実施

4 東京都「令和5年度（2023年度）東京都予算の概要」

5 総務省「令和2年国勢調査」より算出

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

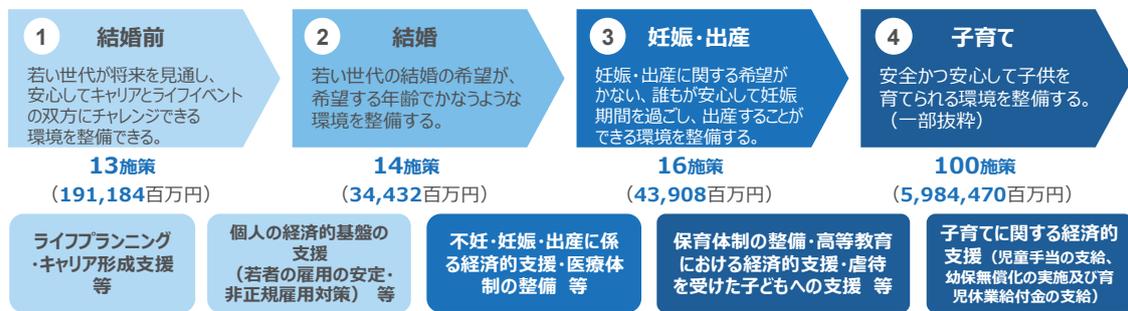
してきた。しかしながら、少子化の進行のさらなる深刻化が見込まれる状況において、東京大都市地域の基礎自治体たる特別区における少子化の現状と課題について、より詳細に検討する必要がある。

以上を踏まえ、本研究では、これまでの国・東京都における少子化対策の施策・事業、特別区における少子化に関連するデータを概観し、その上で、特別区へのアンケート・区民へのアンケートを通じ、合計特殊出生率の向上につながる有効な対策について検討した。さらに、今後特別区において課題となると考えられる少子化対策施策・事業の立案上の障壁について、他自治体の事例を参考に、その示唆を探ることとした。

1-2 前提とする考え方

「少子化」という課題は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因の結果として発生しており、課題解決のためには様々な対策を複合的に実施する必要がある。この背景から、「令和4年版少子化社会対策白書」（内閣府作成）では、少子化対策について、「結婚前」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の4つのライフステージの段階に分け、複層的に施策を実施することとしている（[図表3](#)参照）。

図表3 少子化社会対策大綱におけるライフステージ別の施策・予算
（数値は令和4年度の施策・予算）



（内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」を基に作成）

本研究においても、国の施策、基礎データの調査にあたってはこの4つのライフステージの段階に分けて整理を実施することとした。

なお、[図表3](#)によれば、国の少子化社会対策大綱において結婚前、結婚、妊娠・出産段階の施策・予算は、子育て段階の施策・予算と比較すると非常に少なく、全国自治体においても同様の傾向にあるものと推測される。この結果からすると、特に結婚前、結婚、妊娠・出産段階の施策を重点的に実施すべきではないか、と考える。

しかしながら、結婚した世帯が必ず出産するというわけではなく、各世帯が出産希望を叶えるためには、充実した子育て環境が整っていることも必要であると考えられる。したがって、本研究会においては、特定の段階の施策・事業について必要であるという方向性で検討するのではなく、すべての段階における施策・事業について検討が必要である、という前提をもって、研究を実施することとした。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

第 2 章

国・海外における 少子化対策の把握

第2章 国・海外における少子化対策の把握

2-1 国の少子化対策

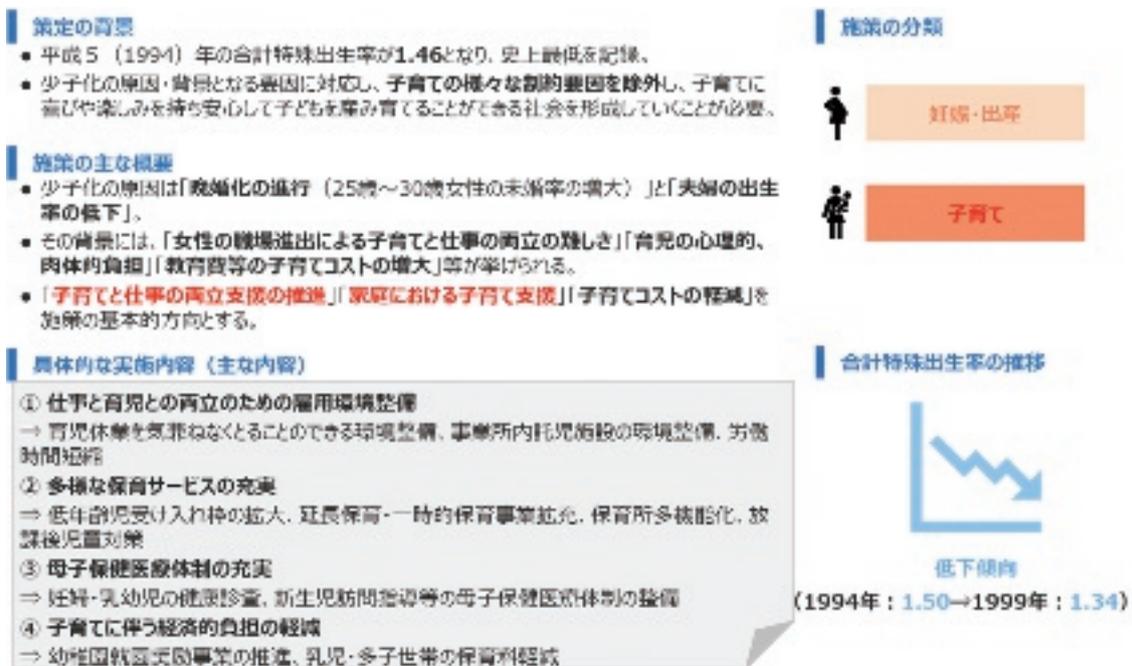
2-1-1 国の少子化対策の変遷

国がこれまで実施してきた主要な少子化対策について、時系列順に時期、背景、大まかな内容を概観する。

(1) エンゼルプラン

平成2（1990）年の「1.57ショック」を契機に、政府は合計特殊出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し始め、平成6（1994）年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定された。エンゼルプランでは、子育て支援を、企業や地域社会を含め社会全体として取り組むべき課題と位置付け、10年間を目途として取り組むべき方向性を定めた（[図表4](#)参照）。

図表4 エンゼルプランの内容

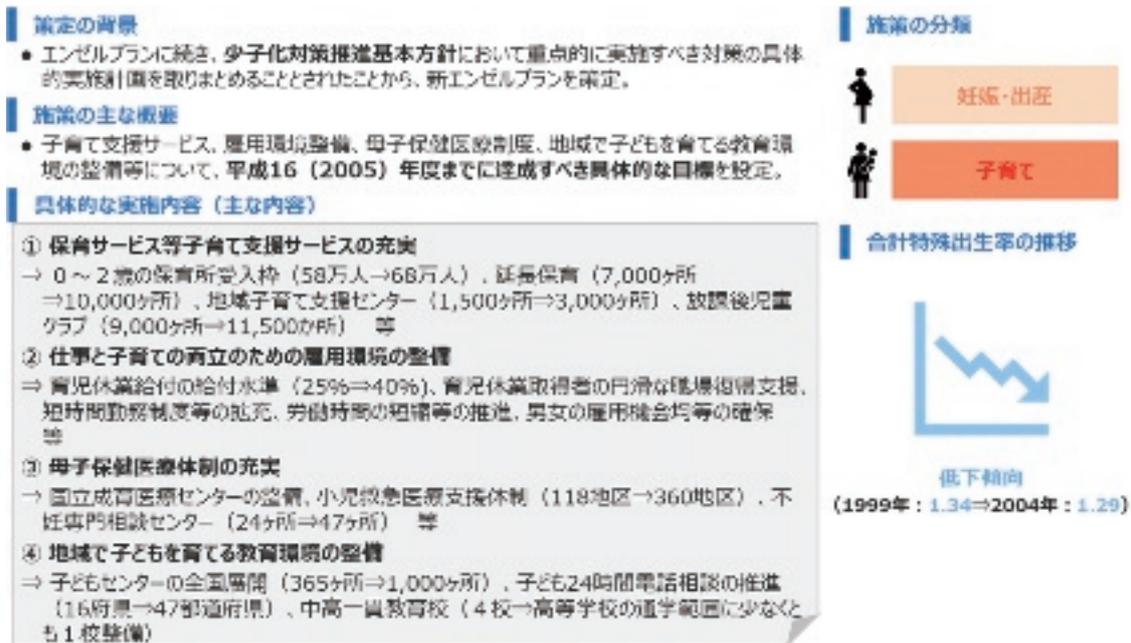


(厚生労働省「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」、内閣府「少子化社会対策白書」を基に作成)

(2) 新エンゼルプラン

平成11（1999）年12月に「少子化対策推進基本方針」が策定された。その重点施策の具体的実施計画として、従来のエンゼルプランと緊急保育対策5か年事業を見直し、新エンゼルプランが策定された。新エンゼルプランでは、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容について目標値が設定された（図表5参照）。

図表5 新エンゼルプランの内容



(厚生労働省「新エンゼルプランについて」、内閣府「少子化社会対策白書」を基に作成)

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

(3) 少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱

2期にわたるエンゼルプランの取組を通じて、依然として少子化に歯止めがかからない状況を踏まえて、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化対策を総合的に推進するため、平成15（2003）年に少子化社会対策基本法が制定、施行された。また、同法に基づき、平成16（2004）年に少子化社会対策大綱が閣議決定された。少子化社会対策大綱では、少子化の流れを変えるための施策を、国として取り組むべき極めて重要なものとして位置づけ、「3つの視点」、「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示した（図表6参照）。

図表6 少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱の内容

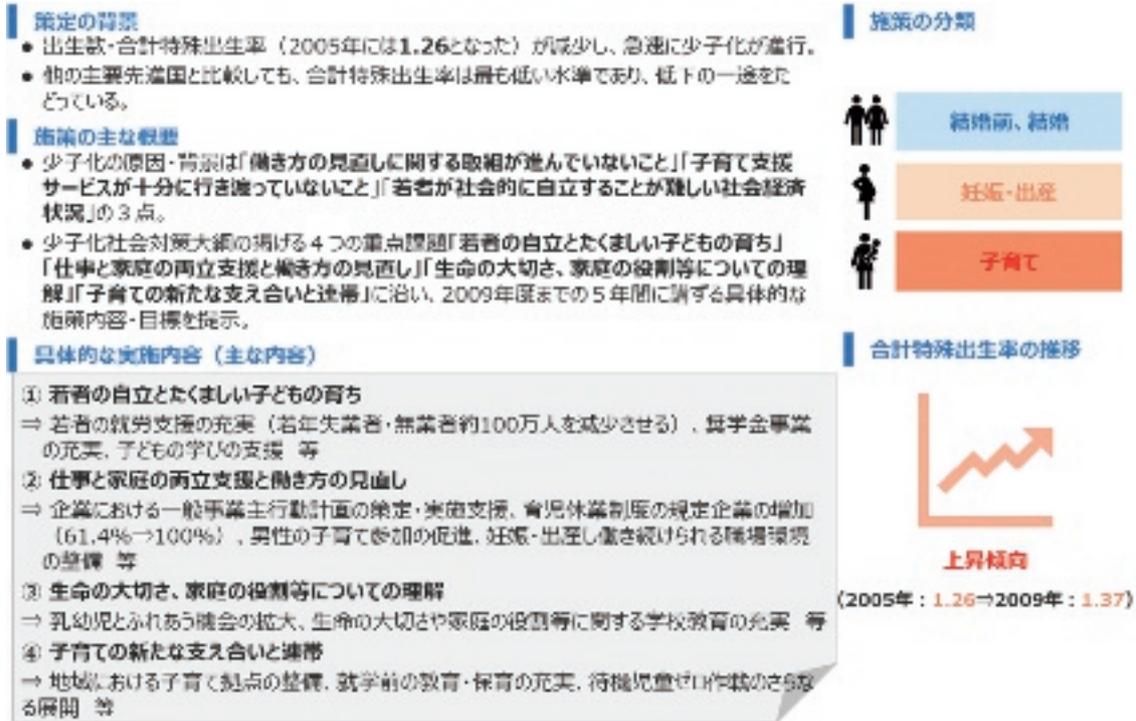
少子化社会 対策基本法 の概要	<p>【前文】 21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展という事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められていること等から、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する。</p> <p>【基本的施策】 雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定。</p>	
	<p>3つの視点</p> <p>I. 自立への希望と力 II. 不安と障壁の除去 III. 子育ての新たな支え合いと連帯</p>	<p>4つの重点課題</p> <p>I. 若者の自立とたくましい子どもの育ち II. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し III. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 IV. 子育ての新たな支え合いと連帯</p>
少子化社会 対策大綱の 概要	<p>重点課題に取り組むための28の行動</p>	
	<p>若者の自立とたくましい子どもの育ち (就労支援・奨学金の充実等4行動)</p>	<p>生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 (乳幼児とふれあう機会、理解の促進等3行動)</p>
	<p>仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し (育休推進、男性の子育てプログラムの普及等6行動)</p>	<p>子育ての新たな支え合いと連帯 (教育・保育の充実、妊娠・出産支援体制の充実等15行動)</p>

(厚生労働省「少子化社会対策大綱について」、内閣府「少子化社会対策白書」を基に作成)

(4) 子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、子ども・子育て応援プランが決定された。国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた(図表7参照)。

図表7 子ども・子育て応援プランの内容



(厚生労働省「子ども・子育て応援プランについて」、内閣府「少子化社会対策白書」を基に作成)

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

(5) 子ども・子育てビジョン

鳩山内閣になり、それまでの「少子化対策」の成果を実感できない現状の打破のため、平成22(2010)年に、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱(子ども・子育てビジョン)が閣議決定された。子ども・子育てビジョンでは、「少子化対策」ではなく「子ども・子育て支援」を第一に考え、社会全体で子育てを支える環境整備を実現するために、「3つの大切な姿勢」、「政策4本柱」、「12の主要施策」が掲げられた(図表8参照)。

図表8 子ども・子育てビジョンの内容

策定の背景

- これまでの少子化対策が目に見える成果として実感できない現状が存在。
- 今後、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出す必要がある。

施策の主な概要

- 基本的な考え方として、「社会全体で子育てを支える」「希望」がかなえられる」の2つを挙げている。
- 政策の4本柱として、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「ワーク・ライフ・バランスの実現」を挙げ、それに対する施策を実施。

具体的な実施内容(主な内容)

- ① **子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ**
⇒ 子ども手当の創設・高校の実質無償化、非正規雇用対策の推進・若者の就労支援、妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及 等
- ② **妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ**
⇒ 妊婦健診・出産の経済的負担軽減、産科医療補償制度の導入、不妊治療に係る経済的負担の軽減、保育所待機児童の解消、放課後子どもプラン・放課後児童クラブの充実、インクルーシブ教育・児童虐待の防止 等
- ③ **多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ**
⇒ 乳児の全戸訪問、地域子育て支援拠点の設置促進、地域の人材活用・世代間交流の推進 等
- ④ **ワーク・ライフ・バランスの実現**
⇒ 長時間労働抑制・年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の取得促進、育児休業・短時間勤務の定着 等

施策の分類



合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「子ども・子育てビジョン」、内閣府「少子化社会対策白書」を基に作成)

(6) 子ども・子育て支援新制度と社会保障・税の一体改革

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している状況を鑑み、平成24（2012）年に子ども・子育て関連3法が成立し、これに基づき、平成27（2015）年に、子ども・子育て支援新制度を開始した。この子ども・子育て支援新制度では、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善が掲げられた。また、財源確保のため、同時に社会保障・税の一体改革も実施された（[図表9](#)参照）。

図表9 子ども・子育て支援法（支援新制度）と社会保障・税の一体改革の内容

子ども・子育て支援法（支援新制度）	社会保障・税の一体改革					
<p>1 新制度による教育・保育の場の量的確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幼稚園・保育所の他、地域の実情に応じ、「認定こども園」「地域型保育事業」を新たに創設 ✓ これらの創設のため、国から給付を実施 <p>2 新制度による教育・保育の場の質的確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幼稚園や保育所、認定こども園などの職員の配置・処遇の改善 <p>3 仕事・子育て両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を創設 ✓ その他、放課後児童クラブについても充実を目指す 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">2014年4月～（消費税率5%→8%）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">使途</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・後代への経済的な負担の付け回し要式 等 ・基礎年金国庫負担1/2へ引上げ </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の充実 →子ども・子育て政策の充実のため、保育緊急確保事業・保育の受け皿整備（約50万人分）を実施 </td> </tr> </table>		2014年4月～（消費税率5%→8%）	使途	<ul style="list-style-type: none"> ・後代への経済的な負担の付け回し要式 等 ・基礎年金国庫負担1/2へ引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の充実 →子ども・子育て政策の充実のため、保育緊急確保事業・保育の受け皿整備（約50万人分）を実施
	2014年4月～（消費税率5%→8%）					
使途	<ul style="list-style-type: none"> ・後代への経済的な負担の付け回し要式 等 ・基礎年金国庫負担1/2へ引上げ 					
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の充実 →子ども・子育て政策の充実のため、保育緊急確保事業・保育の受け皿整備（約50万人分）を実施 					

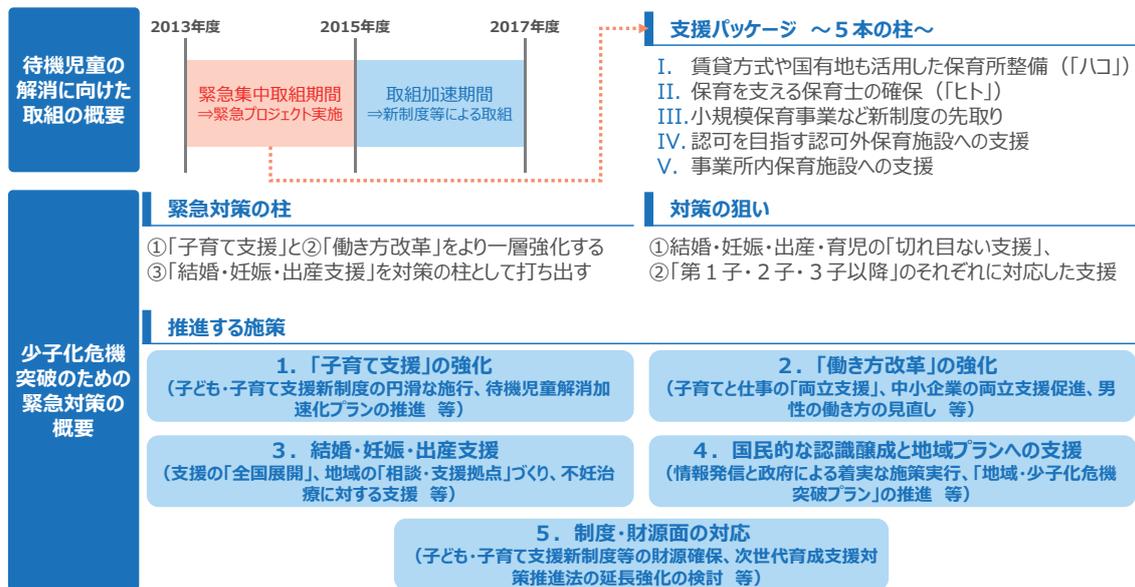
（内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」、内閣府「少子化社会対策白書」、各省庁資料「幼児教育の無償化について」を基に作成）

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

(7) 待機児童の解消に向けた取組、少子化危機突破のための緊急対策

第二次安倍内閣となり、安倍内閣は待機児童問題を最優先課題と位置づけ、平成25（2013）年度以降、保育の受け皿の大幅な拡大を実施した。また、同時に少子化対策を「新たなステージ」へ高める観点から、「少子化危機突破のための緊急対策」を定め、これまで取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出した（[図表10](#)参照）。

図表10 待機児童の解消に向けた取組、少子化危機突破のための緊急対策の内容



(厚生労働省「待機児童解消加速化プラン」、内閣府「少子化危機突破のための緊急対策」「少子化社会対策白書」を基に作成)

(8) 新たな大綱（第3次大綱）の策定

少子化が個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼすことを踏まえ、少子化のトレンドを変えるために、平成27（2015）年に第3次少子化社会対策大綱が策定された。第3次大綱では、従来の取組に、新たに結婚の支援を加えた5つの重点課題を設けるとともに、長期的視点に立って、きめ細やかな少子化対策を総合的に推進することが掲げられた（図表11参照）。

図表11 新たな大綱（第3次大綱）の内容



(内閣府「少子化社会対策大綱（概要）」、「少子化社会対策白書」を基に作成)

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

(9) 新しい経済政策パッケージの策定

少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、社会保障の充実・安心できる社会基盤を構築するため、新しい経済政策パッケージが平成29（2017）年に策定された。新しい経済政策パッケージでは、「生産性革命」と「人づくり革命」を両輪とし、「幼児教育の無償化」「待機児童の解消」「高等教育の無償化」を実施することが掲げられた。これらの施策の財源として、令和元（2019）年より実施された消費税率引上げによる増収分の税源が活用されることとなった（[図表12](#)参照）。

図表12 新しい経済政策パッケージの内容

<p>1 幼児教育の無償化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民税非課税世帯の0～2歳児については、保育所/認定こども園の利用料は無料 2. 3～5歳児については、幼稚園、保育所/認定こども園の利用料は無料 <p>2 待機児童の解消</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. それまで実施されていた待機児童の解消施策に加え、2018年の「子育て安心プラン」の前倒しにより、待機児童の解消に早急に動くこととする <p>3 高等教育の無償化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、①授業料及び入学金の減免、②給付型奨学金の支給を措置 <p>子ども・子育て支援法の一部改正、大学等における修学の支援に関する法律の成立により、2019年以降施行</p>	<p style="text-align: center;">2019年10月～（消費税率8%→10%）</p> <p>・後代への経済的な負担の付け回し軽減 等</p> <p>使途</p> <p>【2017.12 使途変更】 人づくり革命の実施 →子ども・子育て政策の充実のため、幼保無償化・保育の受け皿前倒し整備（約32万人分）・保育士の処遇改善等を実施</p>
---	---

（内閣府「新しい経済政策パッケージ」、[少子化社会対策大綱]を基に作成）

(10) 働き方改革実行計画・働き方改革推進に向けた法律整備

日本経済再生に向けて最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革を実現するために、平成29（2017）年に「働き方改革実行計画」が策定された。働く人の視点に立った改革とするためのテーマ・対応策が整理され、2026年度までの取組のロードマップが策定された。

また、実際に働き方改革を総合的に推進するために、平成30（2018）年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、順次施行された。

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

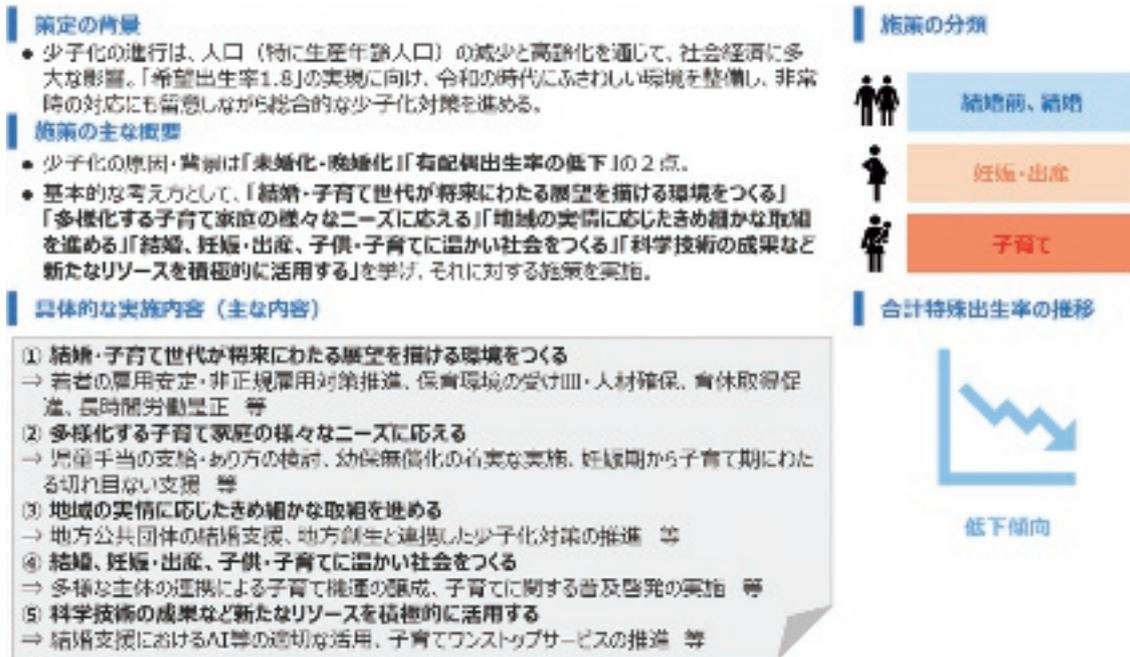
第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

(11) 新たな大綱（第4次大綱）の策定

第3次大綱に続き、社会経済に多大な影響を及ぼす少子化を解決するため、令和2（2020）年に第4次少子化社会対策大綱が策定された。本大綱では、新型コロナウイルスの流行を鑑みながらも、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要があるとしている（[図表13](#)参照）。

図表13 新たな大綱（第4次大綱）の内容



（内閣府「少子化社会対策大綱（概要）」、「少子化社会対策白書」を基に作成）

(12) 育児・介護休業法改正

平成4（1992）年に育児休業法が施行されてから、男性の育児休業取得率が年々上昇しているものの、依然として女性に比べて大きな差がある状況を踏まえて、令和3（2021）年6月に育児・介護休業法が改正された。「産後パパ育休の創設」「育児休業の分割取得」「有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和」といった規定の創設により、男女ともに育児休業を取得しやすい環境の整備が進められた。

(13) 「次元の異なる少子化対策」

岸田内閣が掲げるいわゆる「異次元の少子化対策」の実現に向けて、今後3年間の「こども・子育て支援加速化プラン」について、令和5（2023）年3月に試案が作成された（[図表14](#)参照）。

図表14 「次元の異なる少子化対策」の内容

1	「制度のかつてない大幅な拡充」	<ul style="list-style-type: none"> ・例) 児童手当：所得制限撤廃、高校卒業まで延長、手当額の拡充 ・例) 男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%に
2	「長年の課題を解決」	<ul style="list-style-type: none"> ・例) 75年ぶりとなる保育士の配置基準の改善 ・例) こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整廃止
3	「時代に合わせて発想を転換」	<ul style="list-style-type: none"> ・例) 共働き・共育への推進（固定的な性別役割分担意識からの脱却） ・例) 就労要件をなくし、こども誰でも通園制度（仮称）を創設
4	「新しい取組に着手」	<ul style="list-style-type: none"> ・例) 伴走型相談支援の制度化、出産費用の保険適用を含めた在り方の検討 ・例) 学校給食費の無償化に向けた課題の整理 ・例) 授業料後払い制度（仮称）の創設
5	「地域・社会全体で「こどもみんなか」を実現」	<ul style="list-style-type: none"> ・例) こども家庭庁の下で「国民運動」を夏頃を目標にスタート ・例) 育休や柔軟な働き方推進のための職場環境づくり（応援手当など）

（こども家庭庁「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を基に作成）

2-1-2 施策ごとの少子化対策の経緯

国の少子化対策の経緯は2-1-1にまとめたとおりであるが、1990年代以降の少子化対策パッケージについて、施策単位でまとめると図表15のとおりである。

包含される少子化対策の範囲は経年的に拡大しており、1990年代は子育て支援施策が中心だったが、2000年代に入ると妊娠・出産支援施策が実施されるようになり、近年では結婚支援施策も実施されるようになってきている。

図表15 施策ごとの少子化対策の経緯

	1994年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
	エンゼルプラン	新エンゼルプラン	子ども・子育て応援プラン	子ども・子育てビジョン	第3次少子化対策大綱	第4次少子化対策大綱
子育て支援（児童手当等の現金給付、保育サービスの充実 等）						
雇用・職場環境、働き方の見直し、ワークライフバランス						
出産後の再就職支援						
放課後児童対策						
地域の子育て支援						
母子保健・小児医療体制						
子育てのための住宅整備・環境づくり						
多子世帯支援						
妊娠・出産に係る経済的支援、妊娠・出産環境の整備						
地域の教育環境整備						
生命の大切さ等の理解						
個人の経済的基盤の支援（若者の経済的自立支援）						
子育て支援（男性の家事・育児参画 等）						
要支援家庭対策						
子どもの貧困						
結婚支援						
子育て支援促進・雰囲気醸成						
地域創生政策との連携						
結婚・子育て支援でのICT・AI活用						

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

2-2 東京都の少子化対策

現在、東京都は少子化対策について、本来は国策として戦略的に取り組むべき課題であるとしつつ、都の合計特殊出生率が全国最低であり一刻の猶予もない中で、なしうる対策を迅速に進めるべく、「東京都の少子化対策の現在」を公表した。

①「複合的な要因に対応して、多角的な観点から対策に着手」、②「望む人が結婚から妊娠、出産、子育てをしやすいように、ライフステージを切れ目なく支援」、③「都、国、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割を果たし対策を推進」の3つを基本的なスタンスとして、令和5（2023）年度には以下のような施策・事業に取り組んでいる（[図表16](#)参照）。

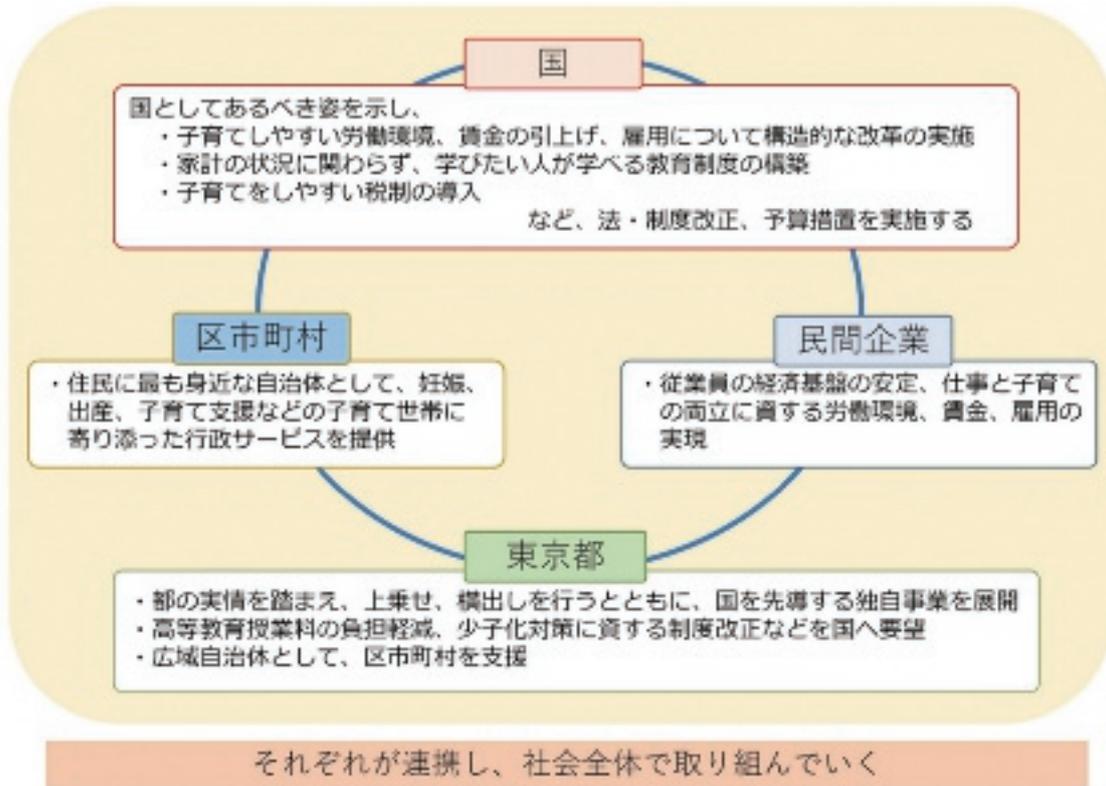
図表16 ライフステージごとの東京都の少子化対策施策・事業（令和5（2023）年度）

	結婚	妊娠・出産	乳幼児期	学齢期以降	18歳以降
主な現行対策	<ul style="list-style-type: none"> 結婚情報の発信 大学生等を対象としたライフデザインセミナー 結婚応援パスポート 都営住宅等の優先入居 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都出産応援事業 不妊治療費助成 妊娠支援ポータルサイト 「妊娠相談ほっとライン」 助産師によるオンライン相談 	<ul style="list-style-type: none"> 保育の待機児童対策 第2子以降の保育料軽減 医療費助成事業 東京都子育て支援住宅認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> 受験生チャレンジ支援貸し付け 東京都立学校等給付型奨学金 都立高校等における端末の購入費支援 	
主な新規・拡充事業	<ul style="list-style-type: none"> 結婚支援マッチング事業 ライフデザインシミュレーションプログラム マッチングアプリにかかる消費者被害への対策 結婚予定者のための都営住宅・JKK住宅の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的適応の卵子凍結への支援に向けた調査 凍結卵子を活用した生殖補助医療への支援 超音波検査の公費負担回数の拡充 プレコンセプションケア（AMH検査の実施に対する費用助成等） 	<ul style="list-style-type: none"> 018サポート 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実 第2子の保育料無償化 私立中学校等授業料負担軽減 都立大・都立高専授業料実質無償化 乳幼児「子育て」応援プログラムの推進 多様な他者とのかわりの機会の創出 		
雇用・働き方	<ul style="list-style-type: none"> 企業における女性管理職等の活躍推進事業 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 男性育業もっと応援事業 正規雇用等転換安定化支援事業 女性向けキャリアチェンジ支援事業 			

（東京都「東京都の少子化対策の現在」を基に作成）

また、東京都は、各主体の役割についても以下のとおりに言及しており、区市町村の役割について、住民に最も身近な自治体として、妊娠・出産、子育て支援などの子育て世帯に寄り添った行政サービスの提供を想定している（図表17参照）。

図表17 東京都が想定する各主体の少子化対策の役割



(東京都「東京都の少子化対策の現在」から抜粋)

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

さらに、少子化対策のさらなる推進に向けては、政策検討における課題について、各種データの分析や有識者ヒアリングを通じて以下のとおりに整理し、その解決のために取組の強化を検討している（図表18参照）。

図表18 東京都の少子化についての課題・取組案の整理

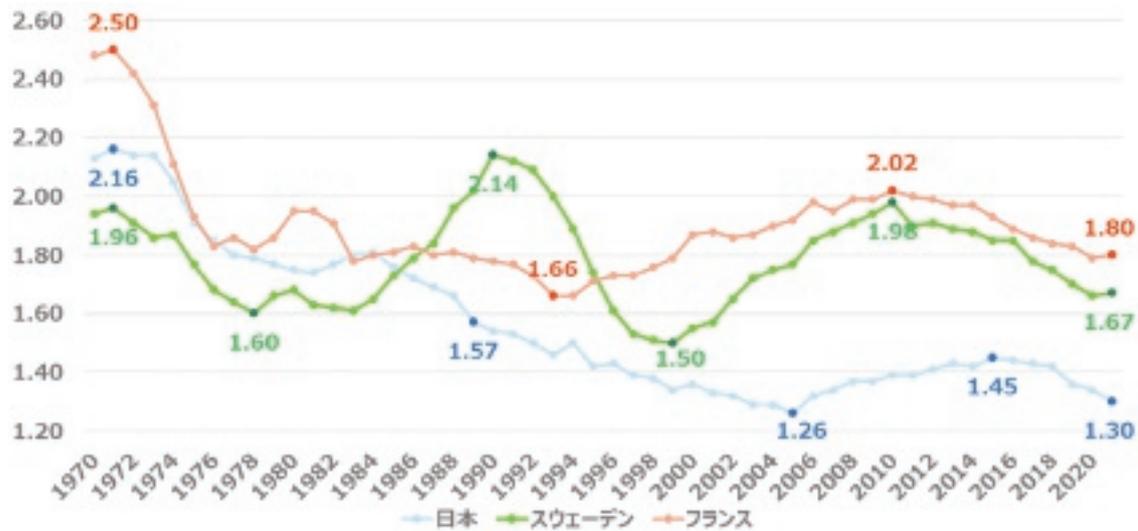
	課題	強化する取組案
出会い・結婚	<ul style="list-style-type: none"> 結婚に関心を持つ人が相当数いる一方で、出会い・交流する機会は少なくなっている 	望む人の希望を叶える取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> 出会いの機会の創出のサポート 民間企業や区市町村等、様々な主体と連携し、安心して出会い、結婚ができる環境づくり
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 晩婚化・晩産化が進む中、不妊症に悩む方が多くいる つなぐの希薄化等で、不安を抱える妊婦が多くいる 	安心して妊娠・出産できる環境整備を促進 <ul style="list-style-type: none"> 不妊症に悩む方に対する支援 子どもを産み育てることを望みつつ働く女性へのサポート 妊娠期からの切れ目のない支援
子育て期	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルや就労形態の多様化などに伴い、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化 	全ての子ども・子育て家庭に対し、ライフステージを通じた切れ目のない支援をシームレスに展開 <ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの質・量のさらなる充実 学童クラブの整備など、放課後の子どもの居場所づくり 在宅子育て家庭を含めた子育て支援策
教育・住宅	<ul style="list-style-type: none"> 東京では、教育費と住宅費に係る負担が重く、理想の子ども数を持つことを妨げる要因となっている 	子育て世帯の実態に応じた教育支援を充実 子育て世帯等が安心して生活できる住宅確保を推進 <ul style="list-style-type: none"> 希望する教育を受けることができる環境の整備 子育て世帯等の住宅確保支援
就労環境・職場環境	<ul style="list-style-type: none"> 若年層や子育て世帯が経済的な面で困難を抱える 女性の就業率が向上する一方で、20代後半をピークに正規雇用率が低下する「L字カーブ」が残る 核家族や共働き世帯が増加する一方、仕事と子育てを両立できる環境整備は過半ば 	若年層や子育て世帯の経済基盤を充実 子育てしやすい労働環境の整備を促進 <ul style="list-style-type: none"> 希望に応じた働き方の選択と経済基盤の確保 女性の「L字カーブ」解消に向けた取組 仕事と子育てを夫婦で無理なく両立できる環境整備 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現
社会気運・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会の風潮・雰囲気や環境が、若年層や子育て世代に出生や育児を躊躇させる状態にある 	子ども・子育てにやさしい社会づくりを推進 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの育ちや子育て中の方を社会全体で応援する気運醸成 公共交通機関等、官民における育児サービスの推進 地域ニーズに応じた区市町村の少子化対策の支援

（「少子化対策の推進に向けた論点整理」を基に作成。）

2-3 海外の少子化対策の成功事例

少子化対策によって、合計特殊出生率が上昇に転じた主な海外事例として、スウェーデンとフランスが挙げられる。スウェーデンでは1978年から1990年にかけて、フランスでは1993年から2010年にかけて、それぞれ合計特殊出生率が大きく上昇している（[図表19](#)参照）。

図表19 スウェーデンとフランスの合計特殊出生率の推移



(OECD Data 「Fertility rates」 を基に作成)

以下では、研究会で扱った、「スウェーデン、フランスにおける少子化対策」 「出生率の向上に寄与したと推測される要因」について、参考資料を基に記述する。

2-3-1 スウェーデンの事例

スウェーデンでは、1960年代に労働力不足と産業構造のソフト化の影響で、女性の労働市場への参入が急速に進行したことから、出産年齢が上昇し、出生率が低下した。また、女性の労働市場参画や男女平等の実現のため、元々母親のみが対象だった出産・育児休業関連施策を、男女平等な制度へ転換させようとしていた。これらの事情を背景として、少子化対策の実施につながった。

スウェーデンが実施した少子化対策の特徴は、「子どもの福祉」と「雇用の安定」の実現を目指した多角的、包括的な家族政策を推進したことである。具体的には図表20のとおり施策を実施している。

図表20 スウェーデンの少子化対策の具体的内容

時期	施策名称	施策の概要
1974年	両親保険制度導入	それまで産前産後の母親に給付されていた有給休暇を「両親休暇」に拡大。現在、両親合わせて480労働日の育児休業が取得可能。
1980年	スピードプレミアム制度導入	子どもを出産した後、2年半以内に次の出産があると、前の出産時休業直前の所得の8割が再び育児休業中に保障され、児童手当も16歳未満児まで支給される制度。
1988年	サムボ法施行	婚姻関係を結んでいない同棲者（サムボア）を保護するため、同棲者に婚姻している夫婦同様の権利や保護（別れた場合でも住居・家財は平等に分け、婚外子の差別なく、父親にはこの養育費を支払う義務が生じる）を与えるための法律を制定・施行。

(厚生労働省「平成17年版 少子化社会対策白書（本編<HTML形式>）」を基に作成)

1980年代の出生率の上昇は、両親保険制度等、家族政策の効果が発現した可能性があるが、1990年代前半以降に一時的に出生率が低下している。この時期、スウェーデンは厳しい雇用・経済情勢等にあり、そうした社会背景も出生率に影響している可能性がある。

2-3-2 フランスの事例

フランスでは20世紀初頭から中期にかけて、第一次世界大戦、スペイン風邪の流行、さらに第二次世界大戦の影響を受け、人口減少と出生率低下という危機を経験した。フランスは、出生率の低下が農業生産力、経済力、国防力の低下を招くと認識し、児童手当、家族手当、妊娠手当等の現金給付施策を中心に出産奨励策を実施した（図表21参照）。

図表21 20世紀初頭～中期のフランスの少子化対策施策



(国立国会図書館「フランスの家族政策―人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由―」を基に作成)

「1965年7月13日法」によって、女性の就労が自由化し、さらに同時期の五月革命や女性解放運動により女性の社会進出が進展した。これに伴い、これまでの現金給付施策中心の家族政策は、「両親がともに働く家族とその子どもという家族モデル」に対する支援に方針転換した。1970年代以降は、現金給付施策が継続されつつも、労働と育児の両立のための施策が中心となり、特に育児休暇制度、所得補償が充実化することとなった。

図表22 1970年代以降のフランスの少子化対策の具体的内容

時期	施策名称	施策の概要
1977年	育児親養育休暇導入	出産休暇に引き続き、育児親養育休暇の申請を認めるもの。出産休暇と併せ2年まで取得可能。女性が出産・育児によって労働市場から撤退しないことを重視した施策。1983年、対象を父親にも拡大し、また取得期間を3年間まで延長（1994年には育児親休暇制度が普遍化）。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

1985年	育児親休業手当給付導入	3人以上の子の養育責任を負う母親が育児親休暇を取得する場合の所得補償（育児親休業手当給付）を導入。その後1990年代にかけ、手当給付の要件を段階的に緩和（給付政策の拡充により女性の就労率の減少に寄与）。2006年には、育児休業を短縮した場合の手当増額を決定。
2001年	父育児親休暇制度導入	女性への家庭責任・育児の負荷の高まりに鑑み、父親の育児休暇制度を創設。
2004年	社会保障給付に関する立法	社会保障給付の削減・就労率向上を図るため、労働時間を短縮し早期の復職を促進する「就業選択自由補償」、就労を中断する場合の「就業選択の自由補償オプション」等の制度を制定。2012年には両性の平等と女性就労の目標に反するという観点から、「育児分担当手当」に改正。

(国立国会図書館「フランスの家族政策—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」を基に作成)

フランスではその他、税制・年金上の優遇処置等も講じられている。

以上のような施策によって、フランスでは1990年代に出生率が上昇に転じ、2010年まで回復傾向にあった。

フランスは第一次世界大戦以降、明確に人口増加を目的として、長期間にわたって家族政策を実施してきた。ただし、社会情勢とニーズに適合させる形で政策モデルを大きく転換しているほか、現金給付・現物給付等、それ以外にも様々な政策を実施していることを踏まえると、このように幅広く様々な施策を実施してきたことが、複合的な効果として、出生率の回復に寄与した可能性がある。

2-3-3 フランス・スウェーデンの事例から得られる示唆

まず、スウェーデン、フランスの事例では、「妊娠・出産」、「子育て」を支援する施策を中心に実施することにより、出生率の回復につながっていることが共通している。スウェーデンでは「男女の機会均等」の社会背景を踏まえ、父親の子育て参画に向けた柔軟な休暇制度等が実施された。フランスでも、育児休暇の充実化や、子育て世帯への現金給付が実施された。

また、少子化対策施策が出生率に与える影響は不安定であることがうかがえる。スウェーデンでは施策効果によって出生率が一時上昇に転じたのち、雇用・経済情勢の悪化によって出生率が急激に低下した可能性がある。また、フランスではかなり長期間にわたって政策を実施することにより、1990年代に入ってから出生率が上昇に転じた可能性がある。

このように、スウェーデン、フランスの事例からは、「妊娠・出産」、「子育て」支援が出生率の回復に寄与したことと、少子化対策施策の影響はその他社会・経済的要因の影響を受けやすく、安定しない可能性があることが示唆として得られた。

一方で、これらの示唆に対して留意すべき点として、文化的背景の違いが挙げられる。欧州諸国は、「事実婚」、「婚外子」を許容する文化的背景があり、日本のように「結婚したのちに出産する」ことを前提としない施策の立案が可能となっている。そのため、日本でも欧州諸国に倣い、これまで「子育て」施策を中心に施策を充実させてきたが、欧州諸国と同様の支援策を実施するだけでは不十分である可能性がある。

第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

第 3 章

基礎データの整理による 特別区の少子化の現状の把握

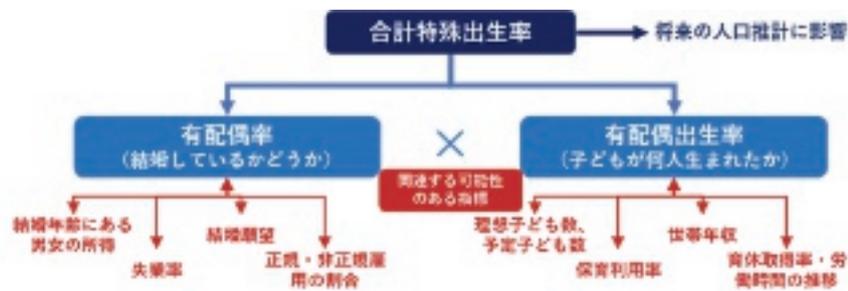
第3章 基礎データの整理による特別区の少子化の現状の把握

3-1 人口・出生に関連する指標

研究会では、特別区における現状を把握するため、合計特殊出生率や、それに関連するデータを「基礎データ」として、国・東京都・特別区間で比較し、特別区の状況について概観することとした。

なお、少子化対策を検討するにあたっては「合計特殊出生率」を基準にされるが、合計特殊出生率は要素として、「有配偶率」と「有配偶出生率」に分解することが可能である（図表23参照）。

図表23 合計特殊出生率とその要素



そこで、研究会においては、合計特殊出生率・有配偶率・有配偶出生率のそれぞれの指標について、関連する可能性のある指標とともに提示した。

ただし、国や東京都については存在するが、特別区については存在しない・公表されていない等の理由により、収集が不可能なデータも多く存在した。これらのデータについては、本報告書では参考資料にのみ掲載している。また特別区のデータについては、研究会においては特別区長会において規定されているブロック⁶（図表24参照）ごとに提示した。

図表24 特別区長会において規定されているブロック

ブロック名	ブロックに所属する特別区
第1ブロック	千代田区、中央区、港区、新宿区
第2ブロック	文京区、台東区、北区、荒川区
第3ブロック	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
第4ブロック	中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区
第5ブロック	墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区

本報告書においても、一部指標についてブロックごとに提示している。

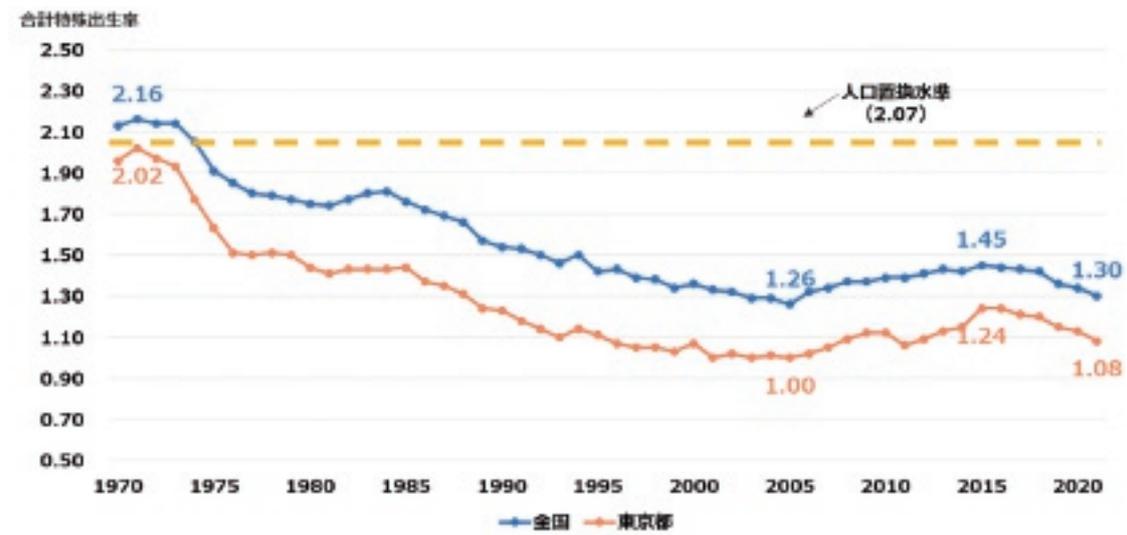
6 特別区長会規約第2章第7条より

3-1-1 合計特殊出生率

全国と東京都の合計特殊出生率はともに、1970年代後半以降、人口置換水準⁷である2.07を下回っている。

また、東京都全体の合計特殊出生率は全国を下回る水準である。平成17（2005）年に1.00となった後は増加傾向に転じていたが、平成27（2015）年以降は再び減少傾向に転じ、令和3（2021）年時点で1.08まで低下している。

図表25 全国、東京都の合計特殊出生率の推移

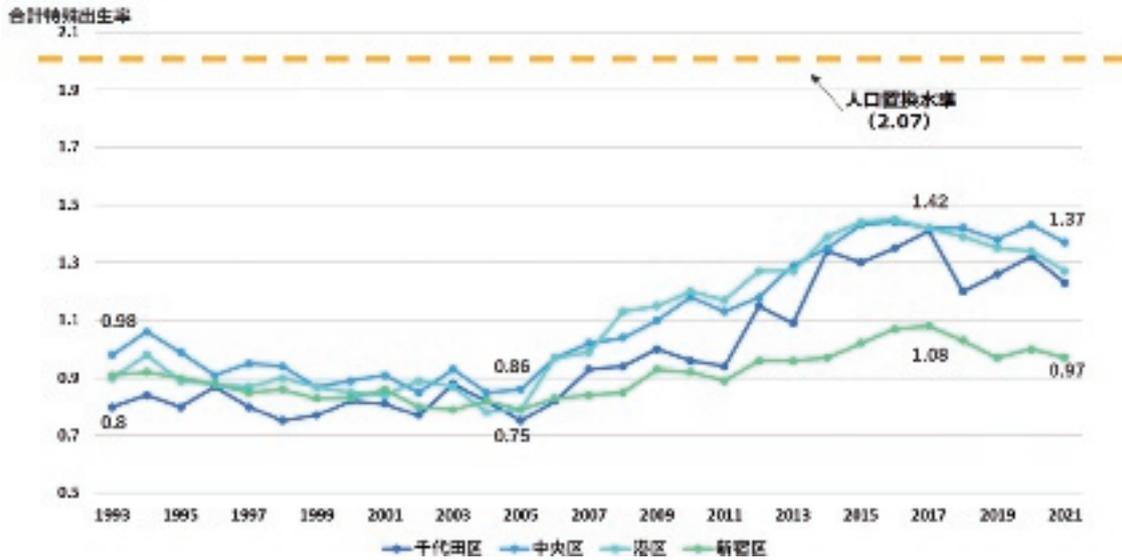


(厚生労働省「人口動態統計」を基に作成)

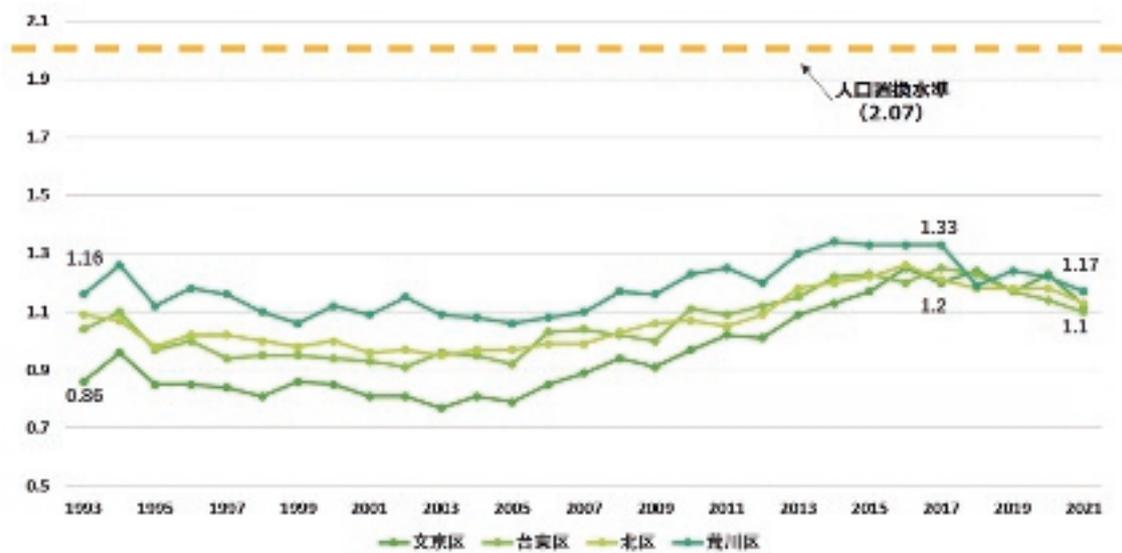
7 現状の死亡率水準において、人口が長期的に増加も減少もせず一定となる出生率水準のこと。

第1ブロックから第5ブロックまでの合計特殊出生率は図表26～図表30のとおりである。

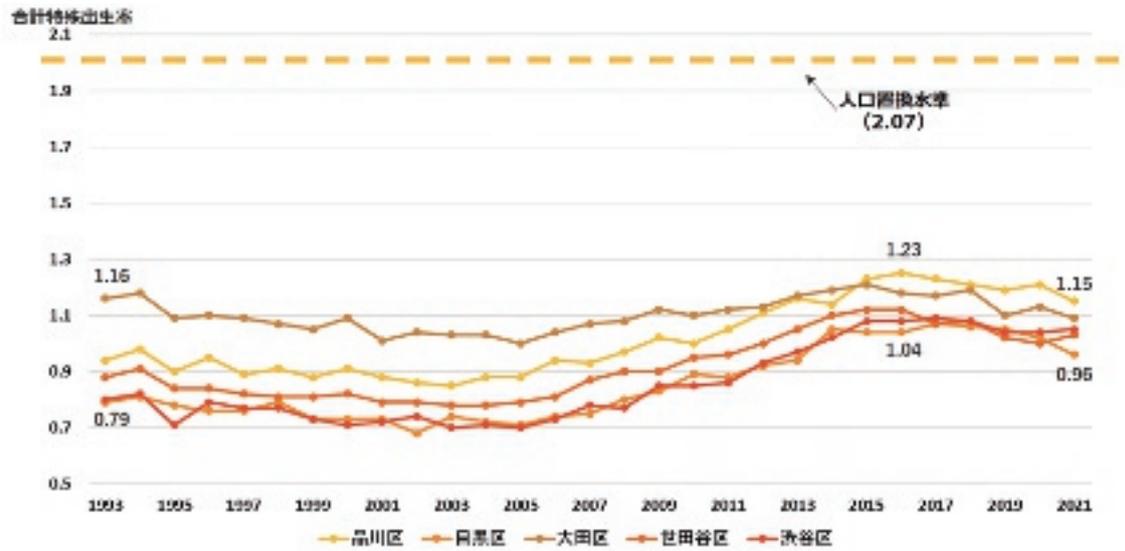
図表26 第1ブロックの合計特殊出生率の推移



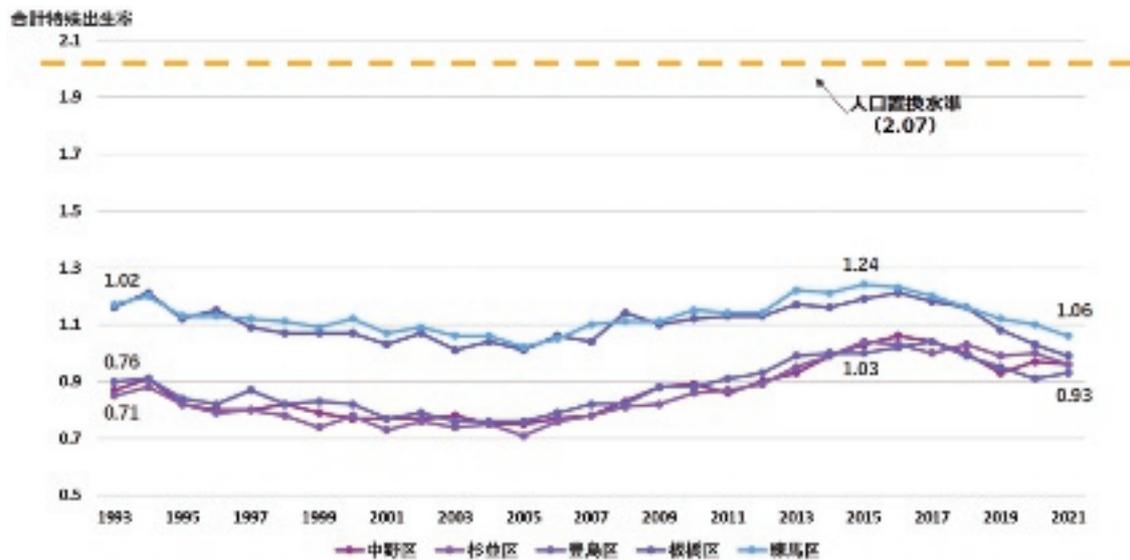
図表27 第2ブロックの合計特殊出生率の推移



図表28 第3ブロックの合計特殊出生率の推移

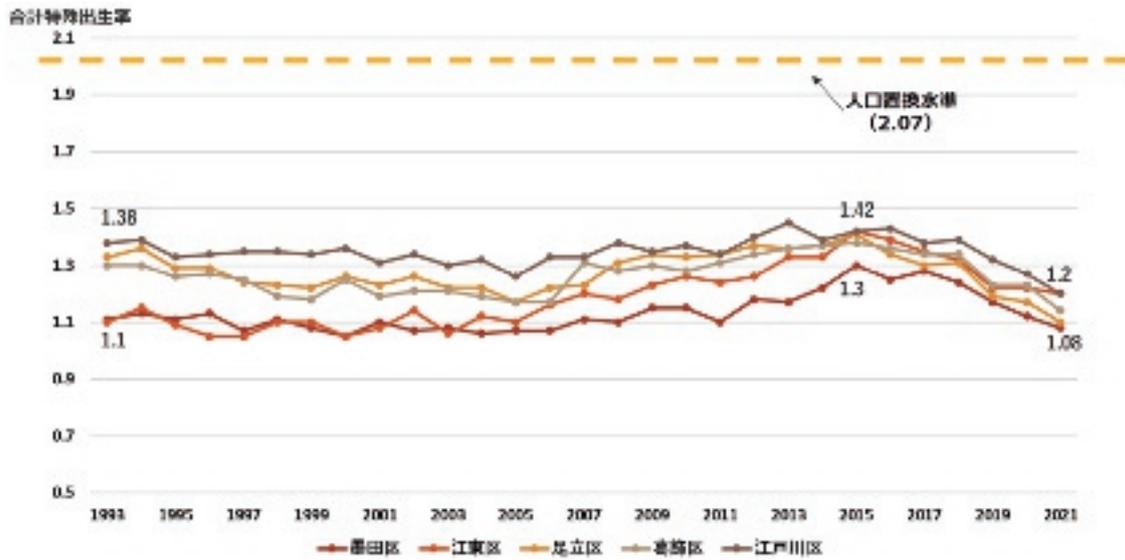


図表29 第4ブロックの合計特殊出生率の推移



- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

図表30 第5ブロックの合計特殊出生率の推移



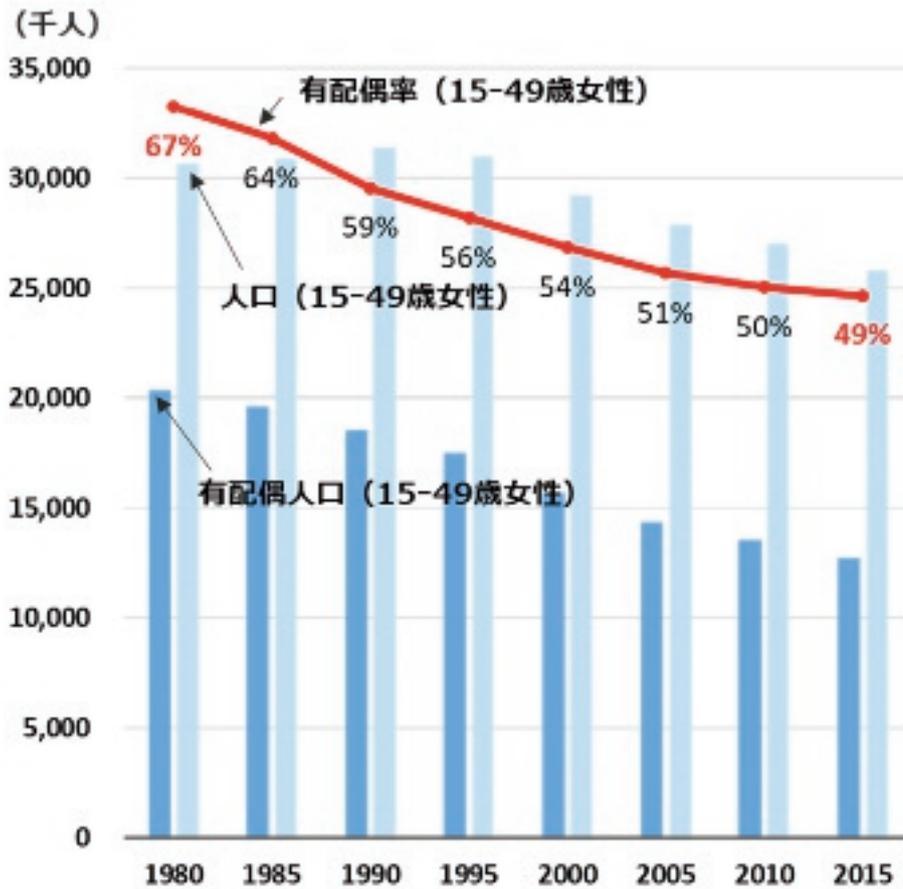
(東京都福祉保健局「人口動態統計」を基に作成)

合計特殊出生率は、千代田区・港区・中央区のように1.30前後である区も存在するが、現在は1.00～1.10である区が多く、中には1.00を割る区も存在している。全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移していることがわかる。

3-1-2 有配偶率

全国の有配偶率（15～49歳女性）について、昭和55（1980）年には67%であったが、平成27（2015）年には49%にまで減少している（[図表31](#) 参照）。

図表31 15～49歳女性有配偶率（全国）の推移

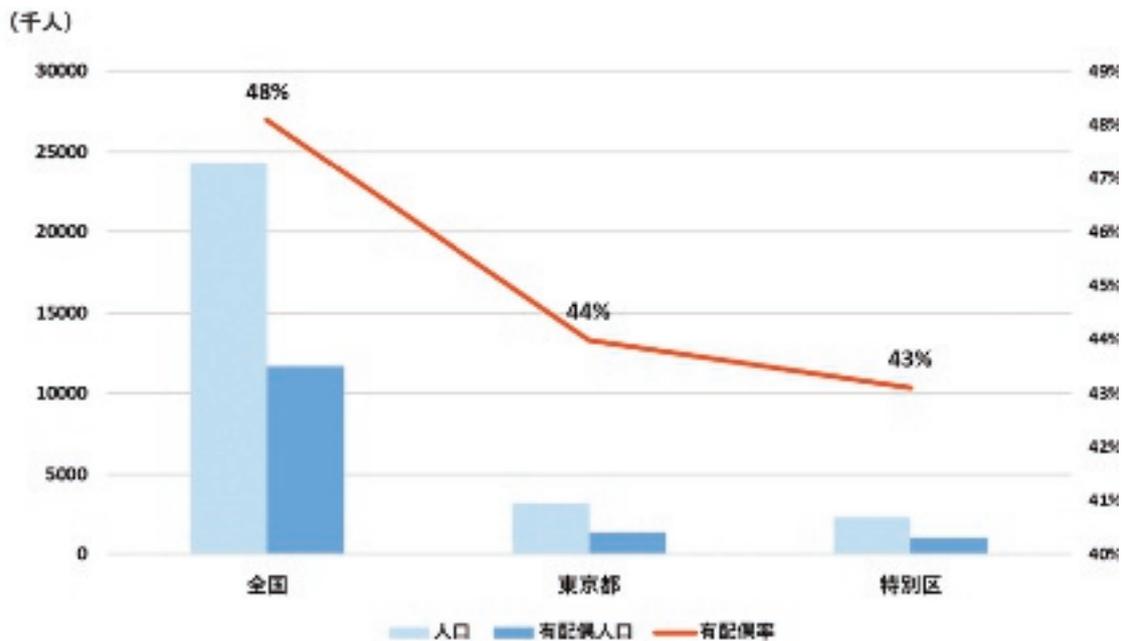


（総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。15～49歳の女性有配偶率は、「15～49歳女性有配偶人口」÷「15～49歳女性人口」で算出）

- 第1章
- 1-1
- 1-2
- 第2章
- 2-1
- 2-2
- 2-3
- 第3章
- 3-1
- 3-2
- 3-3
- 3-4
- 第4章
- 4-1
- 4-2
- 4-3
- 4-4
- 4-5
- 第5章
- 5-1
- 5-2
- 5-3
- 第6章
- 6-1
- 6-2
- 6-3
- 6-4
- 第7章
- 7-1
- 7-2
- 7-3
- おわりに
- 参考資料

東京都、特別区全体の有配偶率（15～49歳女性）について、東京都では44%、特別区全体では43%と、いずれも全国の48%を下回っている（[図表32](#)参照）。

図表32 全国・東京都・特別区の15～49歳女性有配偶率（令和2（2020）年）



（総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成）

特別区各区の有配偶率（15～49歳女性）について、中央区が51%と最も高く、豊島区が35%と最も低い。全国の48%を上回っているのは、中央区及び江東区の2区のみとなっている（[図表33](#)参照）。

図表33 特別区各区の15～49歳女性有配偶率（令和2（2020）年）

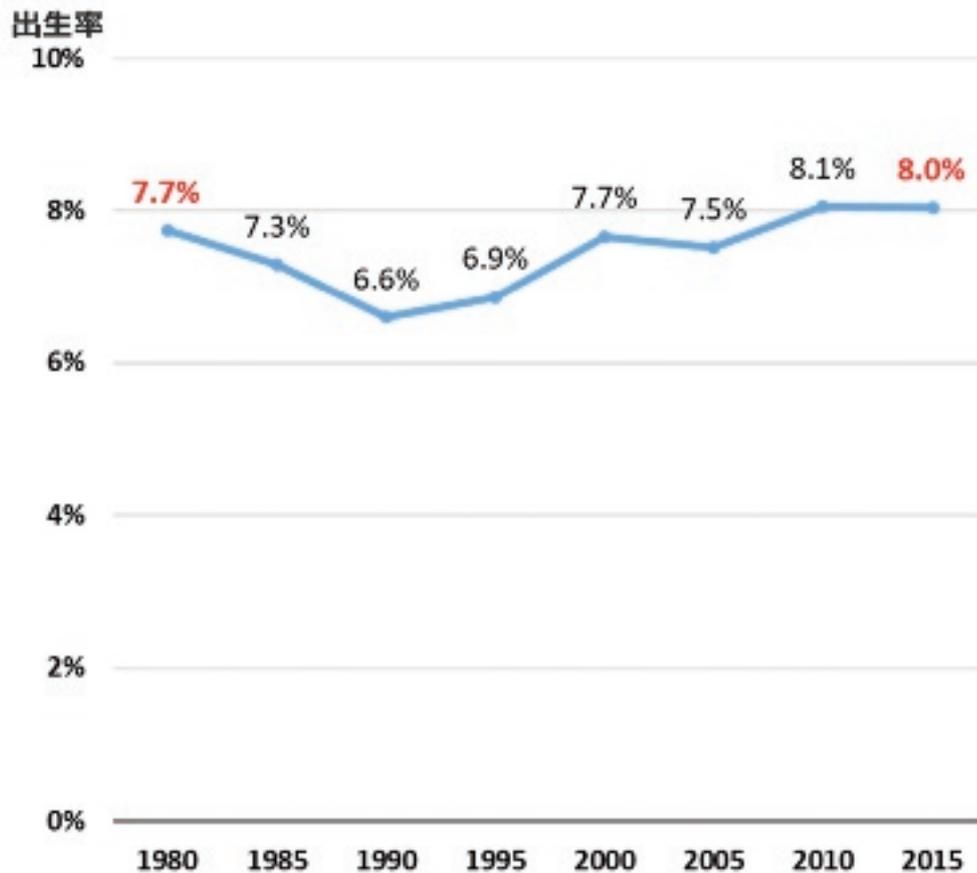


（総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成）

3-1-3 有配偶出生率

全国の有配偶出生率（15～49歳女性）について、昭和55（1980）年から平成27（2015）年にかけて、6%台～8%台で推移している（[図表34](#)参照）。

図表34 15～49歳女性有配偶出生率の推移



（総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。15～49歳の女性有配偶出生率は、「15～49歳女性出生数」÷「15～49歳女性有配偶人口」で算出）

特別区各区の有配偶出生率（15～49歳女性）について、令和2（2020）年は全体的に低下傾向にある。中央区は平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて、8%以上の高い水準を維持している。港区、台東区は約2ポイント低下している一方で、北区は上昇で推移している（[図表35](#)参照）。

図表35 特別区各区の女性有配偶出生率の推移

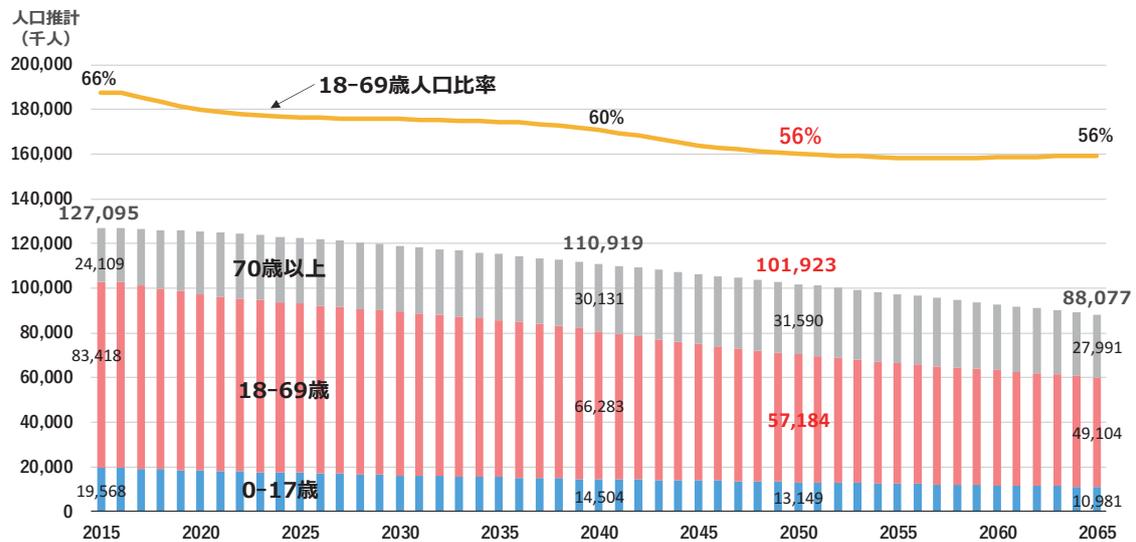


(内閣府「地域少子化・働き方指標（第5版）」を基に作成)

3-1-4 人口・人口推計

全国の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成27（2015）年に約1億2,700万人だった総人口は、2050年には約1億200万人まで減少する見込みである。また、現役世代（18-69歳）人口は、平成27（2015）年には約8,300万人だったが、2050年には約5,700万人まで大きく減少し、総人口に占める現役世代（18-69歳）人口比率も、平成27（2015）年の66%から2050年には56%まで低下する見込みである（[図表36](#)参照）。

図表36 2065年までの年齢区分別人口推計（全国、出生中位・死亡中位）

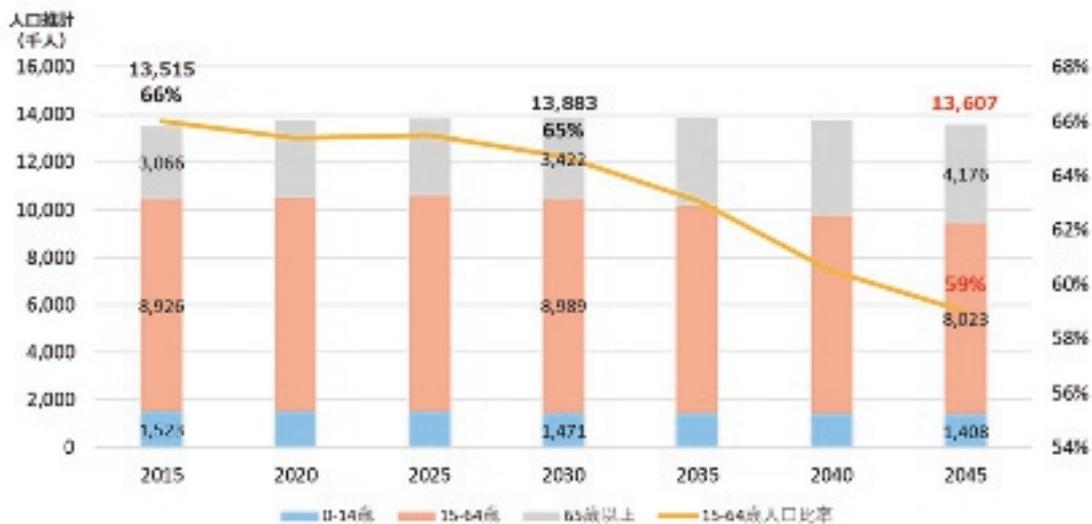


(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」を基に作成)

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

東京都の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成27（2015）年は1,351万人だった東京都の総人口は、2045年には約1,361万人に増加する見込みである。一方で、東京都の15-64歳人口は、平成27（2015）年には約893万人だったが、2045年には約802万人まで減少し、東京都の総人口に占める15-64歳人口比率も、平成27（2015）年の66%から2045年には59%まで低下する見込みである（[図表37](#)参照）。

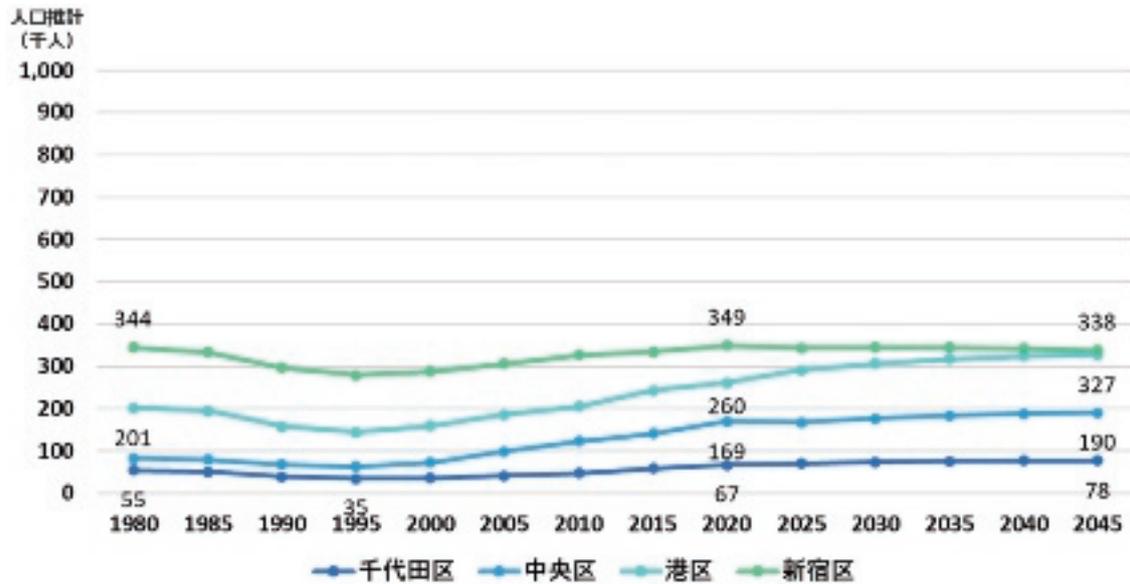
図表37 2045年までの年齢区分別人口推計（東京都、出生中位・死亡中位）



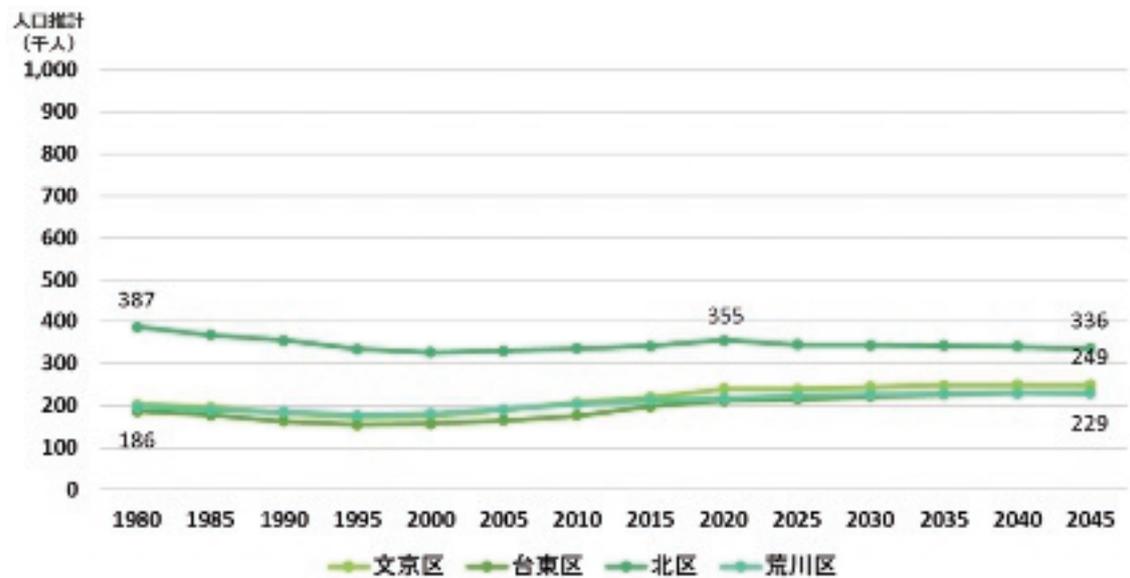
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」を基に作成)

第1ブロックから第5ブロックまでの将来人口推計は図表38～図表42のとおりである。全体的には2045年まで横ばいもしくはやや増加傾向の区が多い見込みであるが、第5ブロックの葛飾区、江戸川区、足立区は令和2（2020）年以降2045年までで5万人以上減少する見込みである（図表38参照）。

図表38 2045年までの人口推計（第1ブロック）

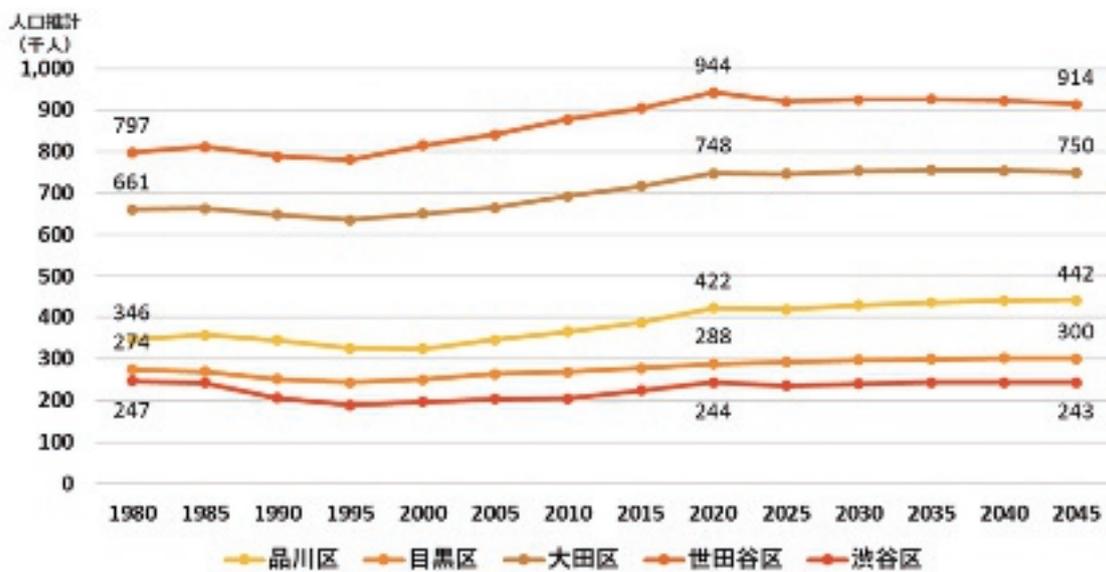


図表39 2045年までの人口推計（第2ブロック）

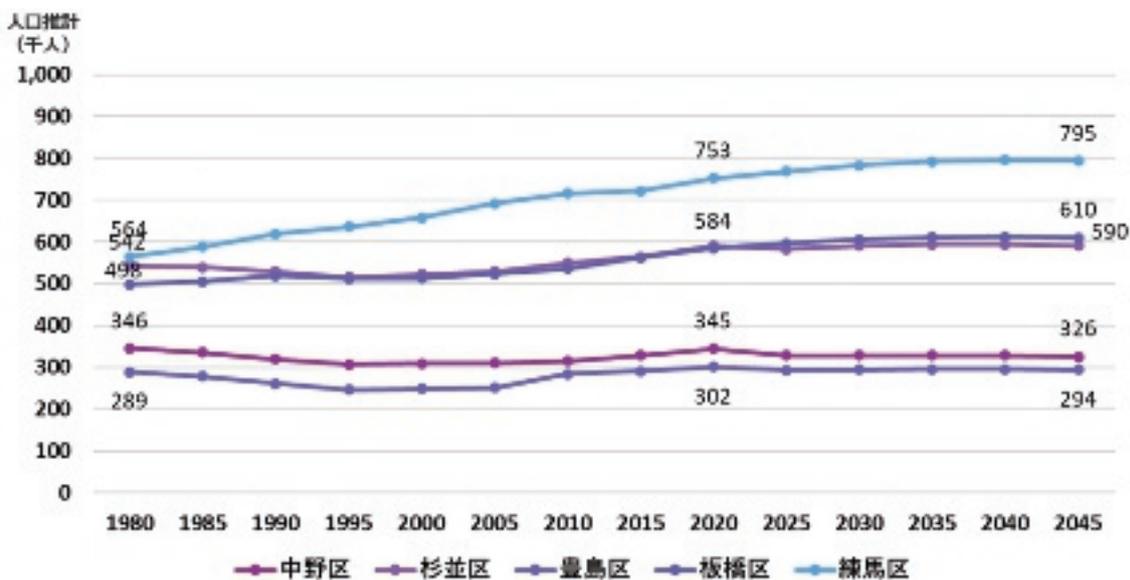


- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

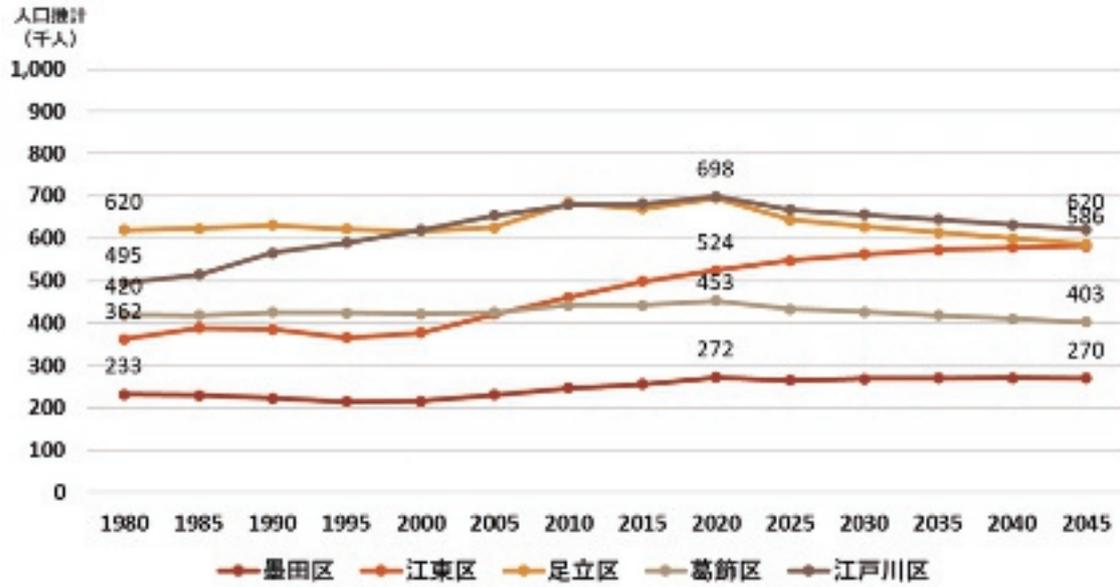
図表40 2045年までの人口推計（第3ブロック）



図表41 2045年までの人口推計（第4ブロック）



図表42 2045年までの人口推計（第5ブロック）



(総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。令和2(2020)年以降は推計値)

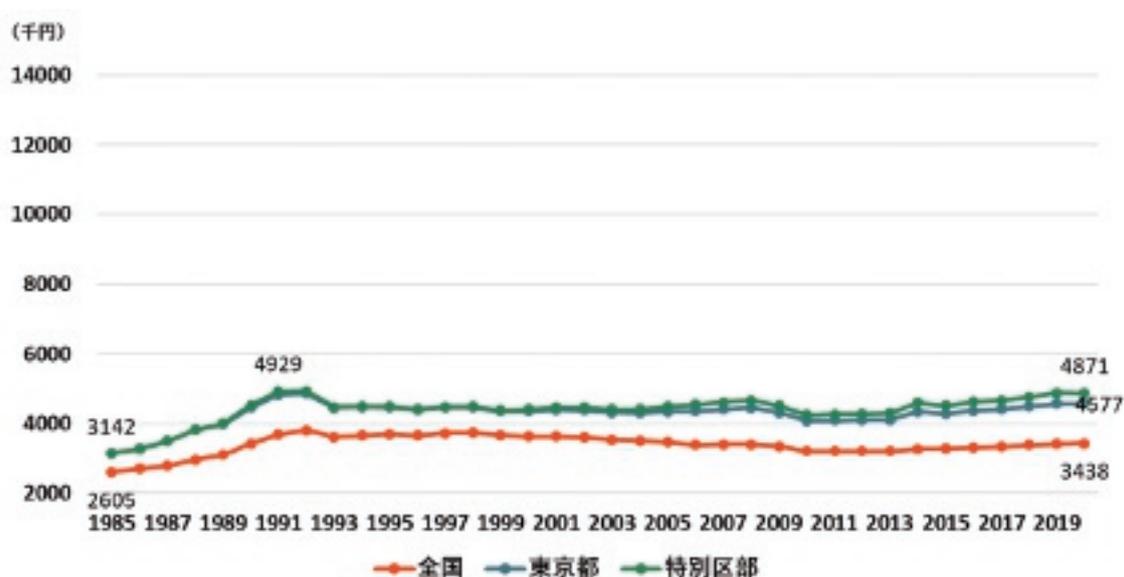
- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

3-2 有配偶率と関連する指標

3-2-1 結婚年齢にある男女の所得・年収分布

課税対象所得（納税義務者1人当たり）の推移について、平成22（2010）年以降、全国、東京都、特別区部の課税対象所得は継続的に増加している。また、特別区は全国、東京都より上回る水準で推移している。

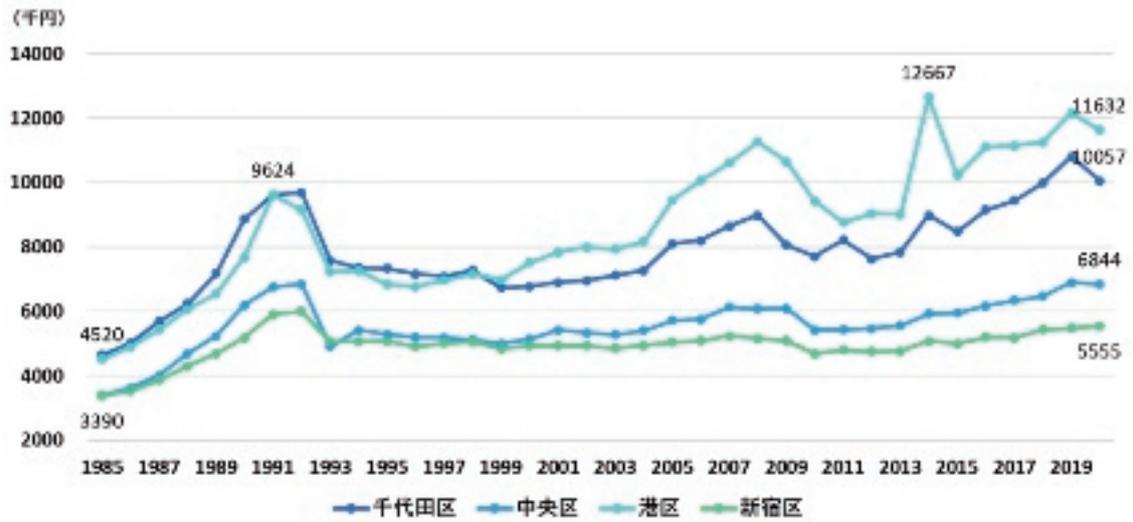
図表43 課税対象所得の推移（全国・東京都・特別区部）



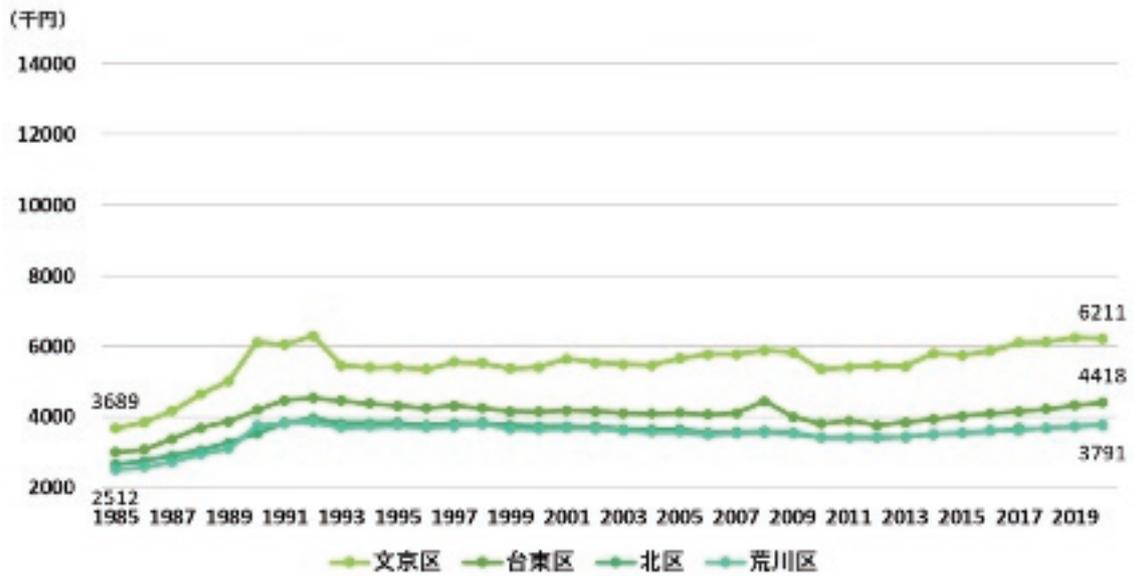
（総務省「市町村税課税状況等の調査」を基に作成）

第1ブロックから第5ブロックまでの課税対象所得の推移は図表44～図表48のとおりである。全体的には横ばいもしくは増加傾向の区が多い。また、港区は23区の中で最も課税対象所得が高く、上昇幅も大きい。

図表44 課税対象所得の推移（第1ブロック）



図表45 課税対象所得の推移（第2ブロック）



第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

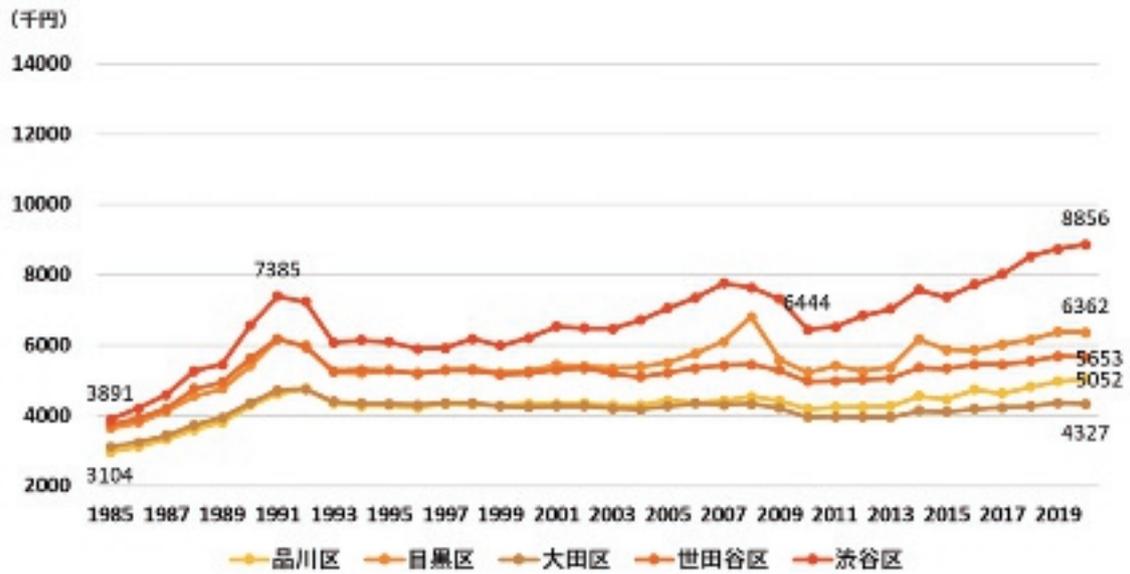
7-2

7-3

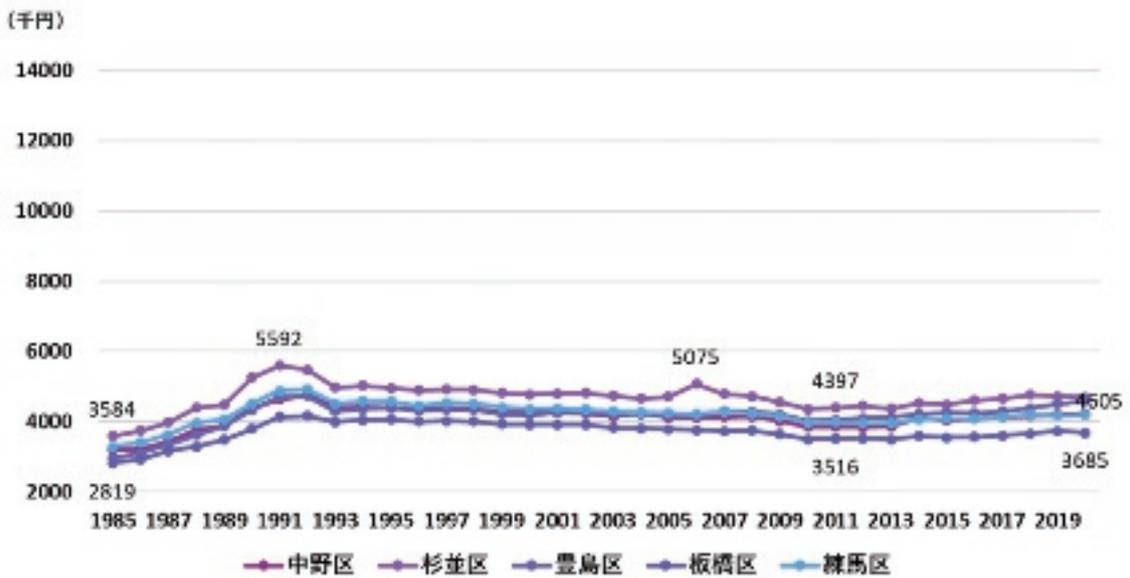
おわりに

参考資料

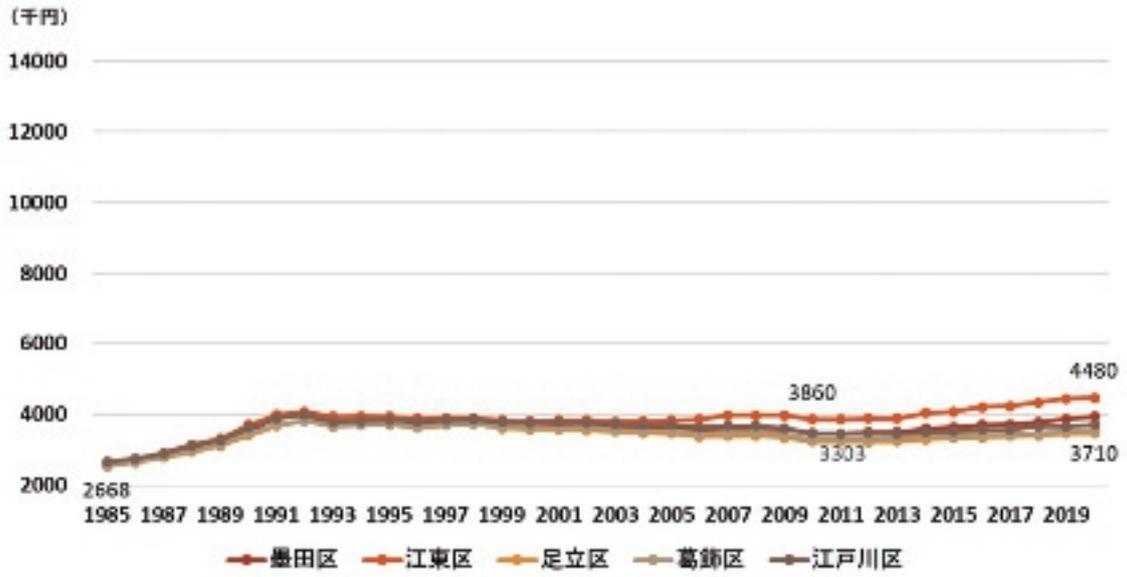
図表 46 課税対象所得の推移 (第3ブロック)



図表 47 課税対象所得の推移 (第4ブロック)



図表48 課税対象所得の推移（第5ブロック）



(総務省「市町村税課税状況等の調査」を基に作成)

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

3-3 有配偶出生率と関連する可能性のある指標

3-3-1 待機児童数・保育所利用率

全国の待機児童数と保育所利用率（全体、1・2歳児）について、待機児童ゼロに向けた取組の成果もあり、ここ5年ほど待機児童数は減少している。保育所利用率は全体、1・2歳児ともに増加している。

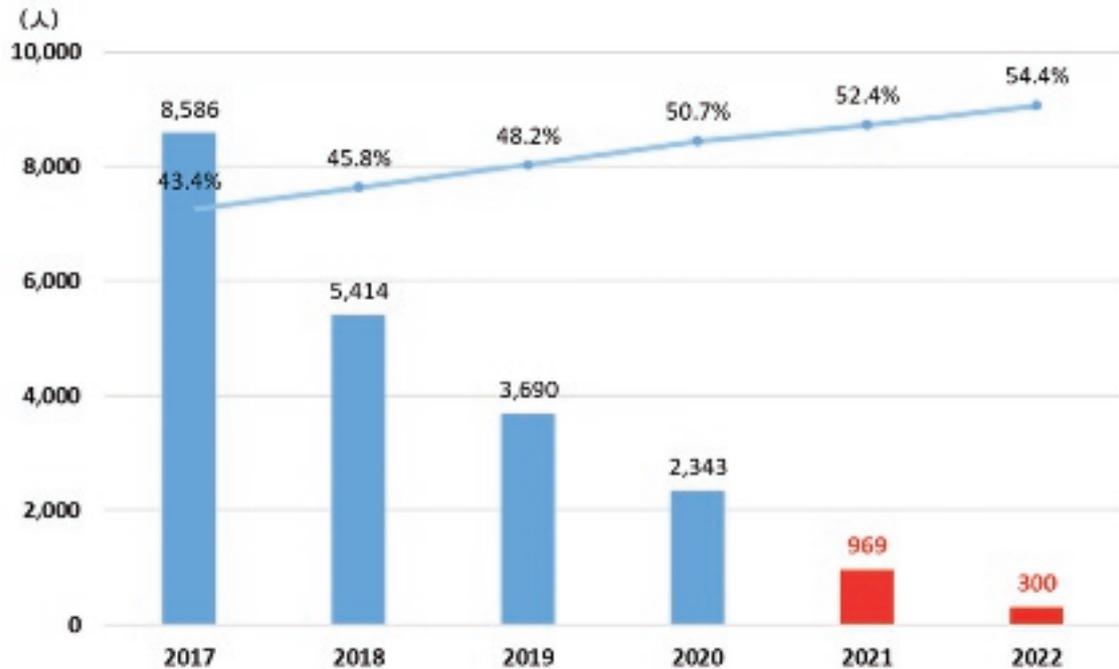
図表49 保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移（全国）



(厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」を基に作成)

東京都の待機児童数と保育サービス利用率⁸についても、全国の傾向と同様に、待機児童ゼロに向けた取組の成果もあって、ここ5年ほど待機児童数は減少し、保育サービス利用率は増加している。

図表50 保育所待機児童数及び保育サービス利用率の推移（東京都）



(東京都「都内の保育サービスの状況」を基に作成)

8 保育サービス利用率は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業、区市町村単独施策等の合計／就学前児童人口により算出。

特別区の待機児童数と保育サービス利用率について、令和4（2022）年においては18区が待機児童ゼロを達成している。保育サービス利用率は前年度と比べてやや上昇している。

図表51 令和3（2021）年、令和4（2022）年の保育所待機児童数及び保育サービス利用率（特別区）



(東京都「都内の保育サービスの状況」を基に作成)

3-4 まとめ

以下、データの概観結果から得られた示唆をまとめる。

3-4-1 特別区における少子化の現状のまとめ

特別区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しており（[図表25](#)～[図表30](#)参照）、特に平成27（2015）年頃を境に低下傾向にある区が多い。このことから、特別区は全国と比べてより深刻な少子化の危機に直面していると言える。また、将来人口推計は、全国では人口減少が見込まれているが、東京都全体や特別区各区の総人口は2045年に至るまで概ね横ばいであることが見込まれる（[図表36](#)～[図表42](#)参照）。ただし、東京都全体において、15-64歳の人口は減少する見込み（[図表37](#)参照）であることを踏まえると、特別区の就業者数は、今後はより減少していくことが予想され、社会保障負担の増大や、地域・社会活動の担い手の減少や行政サービスの水準の低下など、社会・経済的な影響を及ぼすことが考えられる。

特別区の有配偶率は、全国を下回る水準である。特別区の有配偶出生率が全国の水準と比べて大きな差がないことを考えると、有配偶率が高まれば、出生率の向上に繋がる一つの要因になるとも考えられる。ただし、冒頭に述べたとおり、結婚した世帯が必ずしも出産するとは限らない点には留意が必要である。また、有配偶率に影響する「結婚」も、個人的な意向が優先されるべきであり、あくまで「結婚を希望しているが、希望が叶わない」方々に対する支援の可能性を検討する必要がある点にも留意すべきである。

さらに、研究会では、特別区の有配偶率に関連する可能性のある指標として、課税対象所得を挙げている。特別区の課税対象所得は、全国と比べると非常に高い水準である。しかし、東京都の物価水準は他地域よりも高いため、これだけで特別区の人々に経済的な余裕があることを示すとは限らない点に留意する必要がある。

以上、特別区各区のデータから、特別区全体についての示唆を抽出した。一方、各特別区における少子化問題を分析する際には、改めて各区単位でデータを分析し、示唆を抽出する必要がある。

3-4-2 基礎データ収集の必要性

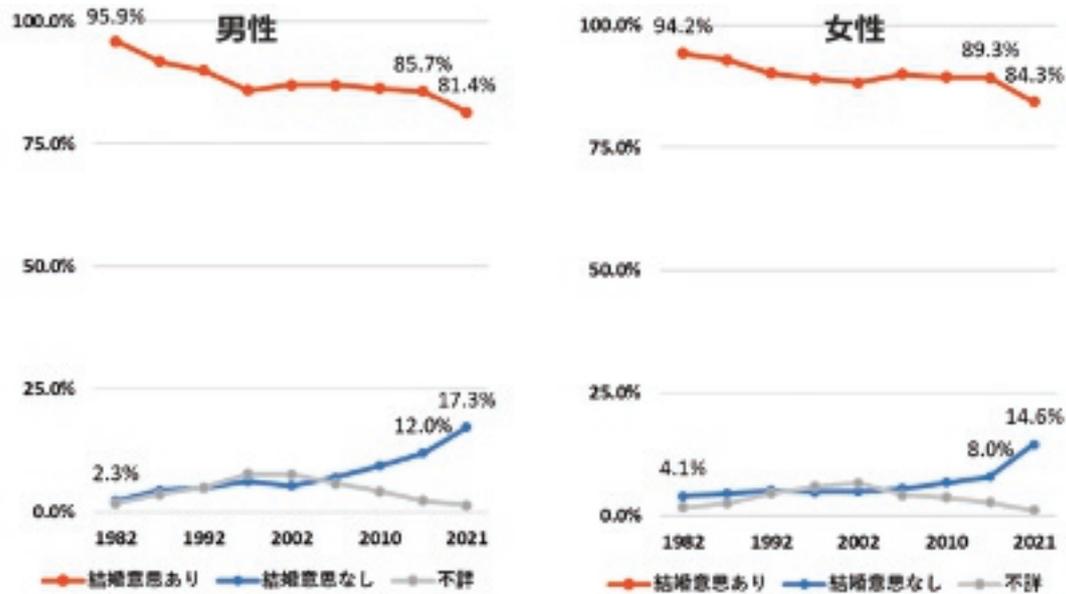
少子化対策を検討する上で必要となる基礎データについて、特に有配偶率に関連する指標、有配偶出生率に関連する指標について、[図表52](#)のとおり、特別区各区の単位で把握できるデータが少ない。

図表52 基礎データ項目（オレンジ色の項目が取得可能なデータを指す）

データの分類	データ名	国	東京都	特別区各区
人口・出生に関連する指標	合計特殊出生率			
	有配偶率			
	有配偶出生率			
	人口			
	人口推計			
有配偶率と関連する可能性のある指標	就業者数			
	結婚年齢にある男女の所得・年収分布		〔課税対象所得〕	〔課税対象所得〕
	結婚年齢を有する男女の割合			
	初婚年齢			
	正規・非正規雇用の割合			
	賃金比率の推移			
有配偶出生率と関連する可能性のある指標	失業率			
	理想子ども数・予定子ども数			
	待機児童数・保育所利用率			
	世帯年収			
	育休取得率			
	就業時間			

例えば有配偶率に大きく影響する指標としては、「結婚願望を有する未婚者の割合」が挙げられる。出生動向基本調査によれば、全国において結婚願望を有する未婚者の割合は図表53のとおりである。

図表53 結婚願望を有する未婚者の割合（男性・女性）

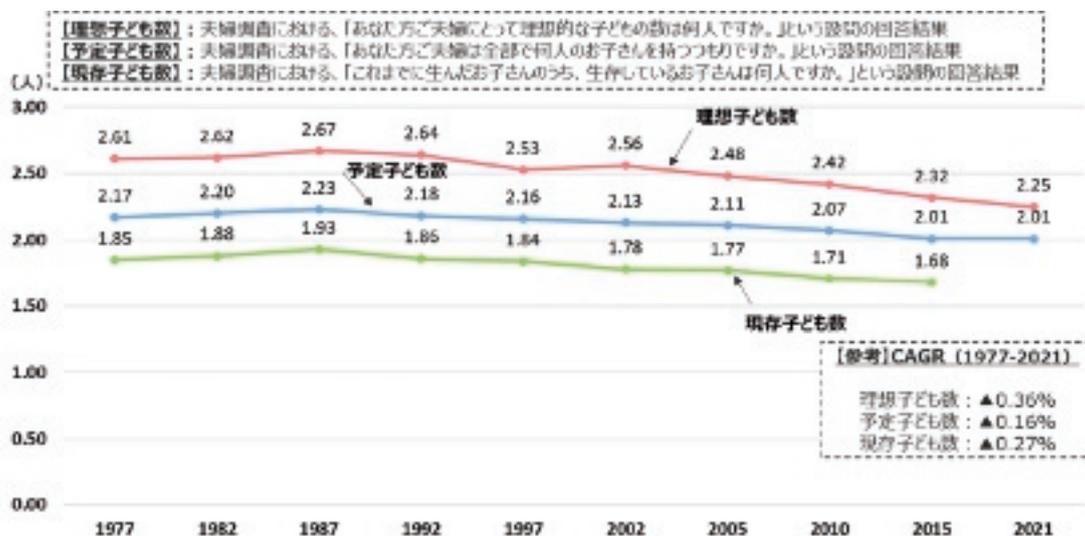


(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を基に作成)

結婚意思のある未婚者の割合は年々低下傾向にあることがわかる。このデータは、今後行政として、「結婚意思のある未婚者を増やしていく」等を目的とした施策・事業の方針を検討するにあたり、基本的なデータとなる。

また、有配偶出生率に大きく関連する可能性のある指標としては、夫婦の理想子ども数・予定子ども数が考えられる。出生動向基本調査によれば、夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移は図表54のとおりである。

図表54 夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を基に作成)

理想子ども数と予定子ども数はどちらも微減傾向で推移している。また、この結果は、「理想子ども数に予定子ども数がなぜ届いていないか」という原因を究明するきっかけにもなりうるものでもあり、その意味でもデータは有用であるといえる。

一方、上記のデータは、特別区各区では集計あるいは公表されていない。そのため、特別区各区における少子化の現状に関して、どの項目が少子化に作用しているのか、どの項目が特に大きな要因であるのか等について、十分な検討が困難な状況である。

今後、特別区の少子化の現状についてより詳細に分析・把握し、適切な少子化対策を考えていくためには、特別区各区での基礎データの収集に一層取り組んでいく必要がある。

第4章

区の施策・事業の実施状況と 施策・事業立案時の 課題について

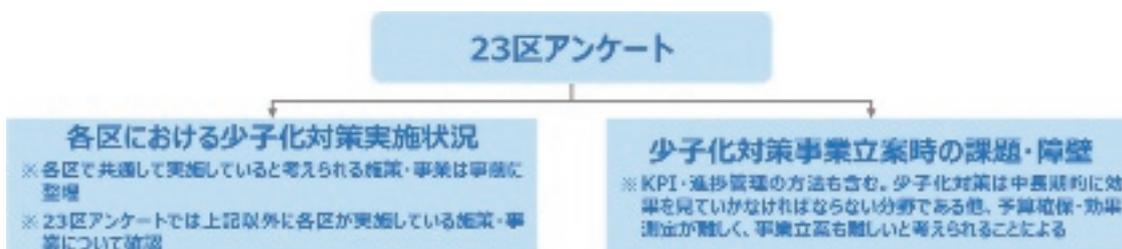
第4章 区の施策・事業の実施状況と施策・事業立案時の課題について

4-1 区の施策の実施状況と施策・事業立案時の課題の確認の方針

前章では、データにより区の現状を把握することを試みたが、研究会ではこれに続き、各区における少子化対策の施策の実施状況について把握することとした。また研究会では、少子化対策の施策・事業については、「合計特殊出生率」が上昇に転じることが最終的な目的となるが、効果を短期的に測ることが難しく、そのために施策・事業の立案等が難しい状況にあることが推測されることから、各区の施策・事業立案時の課題についても把握することとした。

以上を踏まえ、23区に対してアンケートを実施し、「区の施策の実施状況」「施策・事業立案時の課題」について確認した。

図表55 23区アンケートの実施方針（区の施策の実施状況と施策・事業立案時の課題の確認の方針）



4-2 23区アンケートの実施概要

23区アンケートの実施概要は図表56のとおりである。

図表56 23区アンケートの実施概要

調査対象	23区
調査手法	各区に対してメールにてExcel調査票を送付し、メールにて回答を回収
調査時期	令和5（2023）年6月23日～7月14日
回収数	23

また、区民アンケートの設問一覧については参考資料の図表99のとおりである。

4-3 23区の少子化対策における施策・事業の実施状況

まず、多くの区で実施している少子化対策について研究会でまとめた結果を4-3-1に記載している。その上で、23区アンケートにおいて確認した、①各区の先進的と考えられる少子化対策の施策・事業の取組状況、②解決すべき課題について、それぞれ4-3-2、4-3-3で記載している。

4-3-1 研究会で整理した、少子化対策において多くの区で実施している施策・事業

少子化対策において多くの区で実施している施策・事業について、研究会で図表57のとおり整理した。

図表57 研究会で整理した、少子化対策において多くの区で実施している施策・事業

施策対象	施策種別	施策
妊娠・出産支援	サービス提供型	妊婦健康調査の実施
		妊産婦歯科健康調査
		母親学級（母乳学級含む）・両親学級の実施
		新生児訪問の実施
		産後ケア事業
	相談型	不妊症・不育症の相談窓口
		妊産婦への訪問相談、電話・来所相談
	費用助成型	不妊治療費の助成
		妊産婦に対する検診費用助成（14回まで）
		出産・子育て応援給付金
		多胎妊婦に対する妊婦健康診査受診費の助成
		出産費資金の貸付
		新生児健康診断（聴覚検査等）費用の助成

子育て支援	サービス提供型	日常的な保育サービスの提供（平日において幼稚園・保育所・こども園に子どもを預けることができるサービス）
		休日保育、緊急一時保育、病児・病後児保育の実施
		子どもの予防接種の実施
		子どもの救急医療体制の確保
		子どもの遊び場・交流の場の確保
	相談型	子どもの健康相談窓口
		子育て・就学・教育に関する相談窓口
		発達障害に関する相談窓口
		虐待に関する相談窓口
	費用助成型	子育て世帯に対する給付金・助成金の支給
		子ども医療費の助成
		就学援助費・就学支援金の助成
		発達障害者の自立支援医療の助成
		ひとり親家庭への手当、保育・家事援助、就労支援

(各区HP等を参考に作成)

妊娠・出産支援施策、子育て支援施策について、サービス提供型、相談型、費用助成型の施策がバランスよく実施されている。なお、結婚支援施策については、各区により実施状況が異なるものと考えられる。

4-3-2 各区の先進的と考えられる少子化対策の施策・事業の取組状況

先進的と考えられる少子化対策の取組状況について23区にアンケートを実施したところ、[図表58](#)～[図表60](#)のような回答が得られた。

図表58 「貴区における先進的な結婚支援施策の実施状況」の回答結果（各施策・事業を実施していると回答した区数）（n=23）



第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

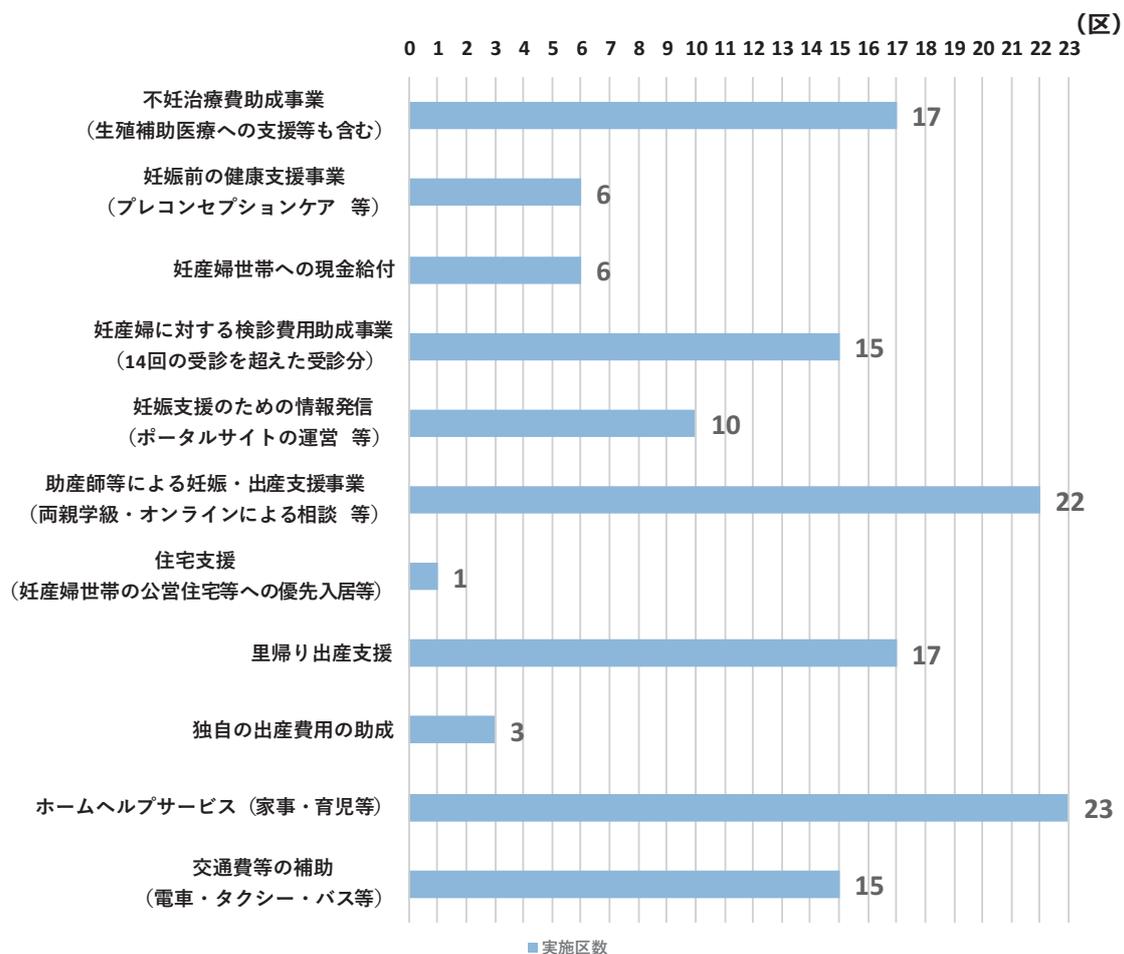
7-2

7-3

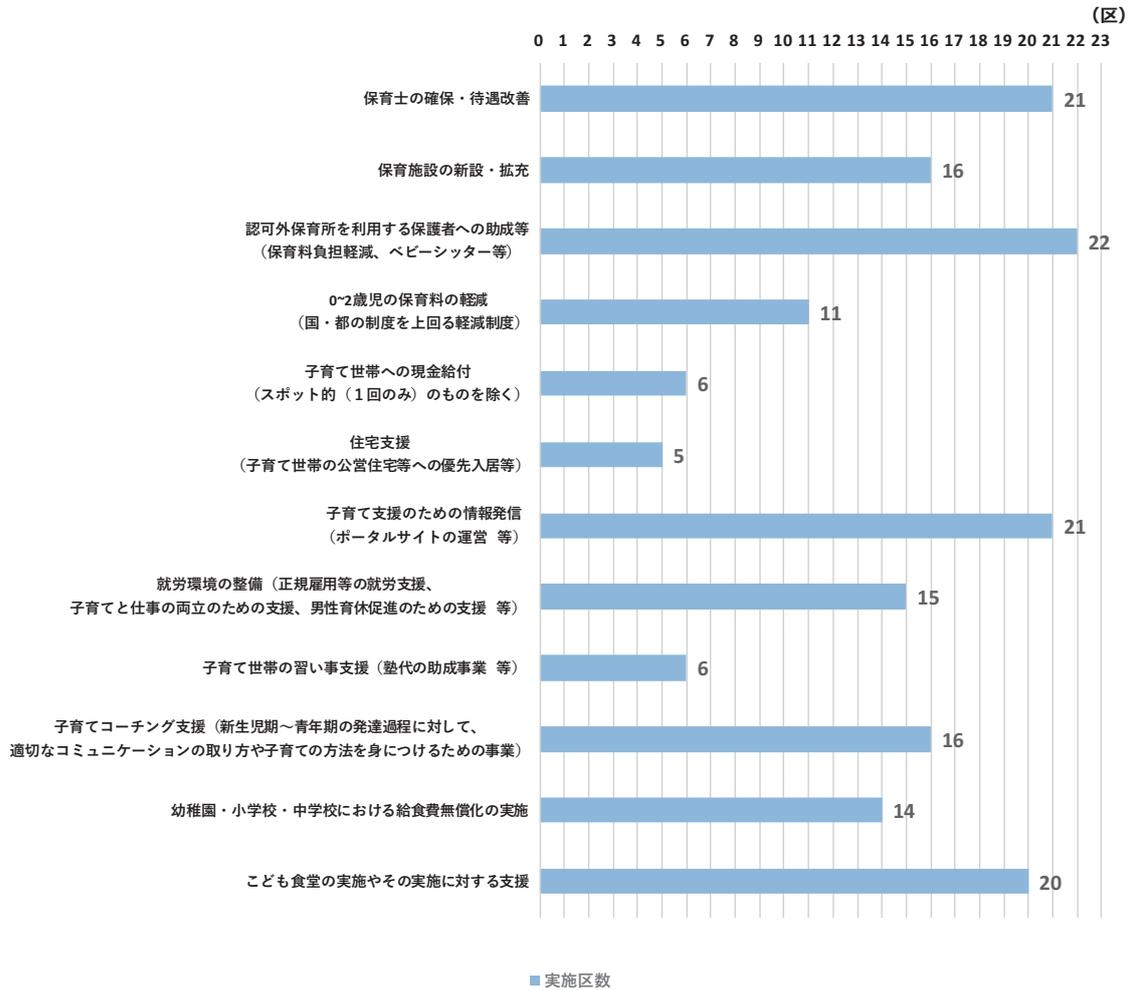
おわりに

参考資料

図表 59 「貴区における先進的な妊娠・出産支援施策の実施状況」の回答結果（各施策・事業を実施していると回答した区数）（n=23）



図表60 「貴区における先進的な子育て支援施策の実施状況」の回答結果（各施策・事業を実施していると回答した区数）（n=23）



まず、結婚支援施策については、先進的と考えられる施策を実施していると回答した区は少なかった。

次に、妊娠・出産支援施策については、「ホームヘルプサービス」と、「助産師による妊娠・出産支援事業」は全てもしくはほとんどの区で実施されていた。また、「不妊治療費助成事業」、「里帰り出産支援」、「妊産婦に対する検診費用助成事業」、「交通費等の補助」についても、過半数の区で実施されていた。

また、子育て支援施策については、「認可外保育所を利用する保護者への助成等」を実施する区が22区、「保育士の確保・待遇改善」「子育て支援のための情報発信」を実施する区がそれぞれ21区、「子ども食堂の実施やその実施に対する支援」を実施する区が20区であった。また、「保育施設の新設・拡充」、「就労環境の整備」、「子育てコーチング支援」、「幼稚園・小学校・中学校における給食費無償化の実施」についても、過半数の区で実施されていた。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

なお、アンケートでは、選択肢以外に各区で先進的に取り組んでいる施策・事業についても、「その他回答」の形で各区からの回答を得た⁹。その結果、妊娠・出産支援施策、子育て支援施策について、多胎児妊婦、多胎児家庭、多子世帯、ひとり親家庭等、より支援が必要だと考えられる人々を対象を絞って、支援施策を実施している区が多いことがうかがえた。

図表61 その他の取組についての回答（妊娠・出産支援施策）

施策・事業名
産後ケア事業
出産・子育て交付金事業
産婦訪問指導事業
多胎児家庭に対するタクシー利用料の一部補助
とうきょうママパパ応援事業（育児パッケージ、1万円分の商品券配付）
きかせて子育て訪問事業
多胎児家庭支援事業（多胎ピアサポート）
コミュニティバス乗車券の交付
産後ドゥーラ利用費用の助成
子育て応援券事業（一時保育、子育て相談、子育て講座等の支援サービスを受けられる券を未就学児家庭に発行）
妊婦健康診査支援事業

9 回答の中には、多くの区で実施していると考えられる施策・事業や、東京都の補助金を活用して実施している、あるいは東京都の事業の上乗せとして実施している施策・事業も含まれているが、各区から得た回答として、区別なく記載している。

図表62 その他の取組についての回答（子育て支援施策）

施策・事業名
子ども未来基金地域活動支援（子供の育ちを支援する地域活動団体等への支援）
三人乗り自転車等購入費助成事業
多胎児用ベビーカー購入費等助成事業
家庭保育の保護者への一時保育利用料助成
ツインズサポート事業（タクシー利用料金・一時保育等利用料助成）
子ども預かり、送迎支援事業、ファミリー・サポート・センター事業
親元近居支援事業（親世帯と近居または同居することになったファミリー世帯に、転入・転居費用に応じて「三世代すまいるポイント」を交付）
マイほいくえん事業（在宅子育て者が近くの保育園をマイほいくえんに登録し、園庭開放、子育て相談、離乳食講習会、健康・保健相談等の地域支援）
多子世帯移動支援（タクシー利用券の配布、コミュニティバスの未就学児無料化等）
給食食材等緊急支援（小中学校・幼稚園・子ども園）
こども園物価高騰緊急対策
幼稚園教材費等援助
住宅取得利子補助制度（住宅ローンの利子の一部を補助）
住宅修築資金融資あっせん事業
高齢者等（ひとり親含む）住宅あっせん事業
高齢者等（ひとり親含む）家賃等債務保証制度
すまい安心ネットワーク事業（要配慮者向け住宅として民間賃貸住宅の登録募集）
子ども・ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭の学習支援事業
ヒーローバスによる送迎事業（園児が外で遊ぶ機会を確保するため、幼稚園から広い公園への送迎バスを運行）
新生児誕生祝い金
子ども宅食プロジェクト（経済状況が食生活に影響するリスクがある家庭の子どもに対して食品等を配送）
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
多胎児家庭サポーター事業利用料助成
ひとり親家庭子育て訪問支援事業

第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

4-3-3 施策上の課題の認識

アンケートにおいて、各区が区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策上の課題について尋ねたところ、[図表63](#)、[図表64](#)のとおりとなった。

図表63 「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」の回答結果（各項目を課題であると回答した区数）（n=23）



図表64 「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」のその他の回答

課題
今後、子供を持ちたいと思う割合について
子どもを持ちたいと考えているが、産むのを控えている事情について
子どもを持ちたくない・今は考えていないと答えた方の事情について
少子化の根本的原因について分析がないまま国の対策が進められており、それぞれの施策の効果は不透明である。
出生数の減少
ベビーシッターの不足

どの項目についても、多くの区が課題であるとは回答しない結果となった。

一方で、少子化対策の施策・事業は、そもそもどのような課題があり、またどのような施策・事業が有効であるかを判断するには構造的に多面性を持っており、解決策などを明確にすることは非常に困難な分野である。また、少子化問題については世間一般においても注目されており、かつ国や東京都が力を入れていて対策を打ち出しているような状況下で、本当に特別区が課題認識を持っていないとは考えにくい。

このことを踏まえると、特別区は、少子化について総論としては課題を認識しているものの、各論的にどのような事項が課題であるかを特定し、把握することが難しい状況にあると考える。

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

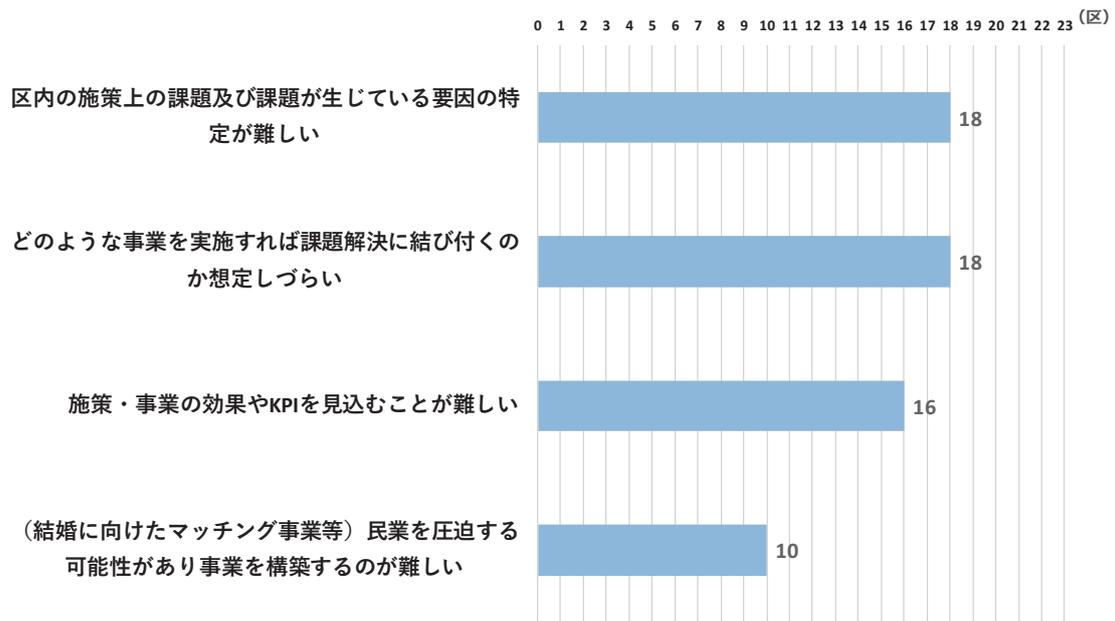
おわりに

参考資料

4-4 施策・事業立案時の課題

23区アンケートにおいて、各区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について尋ねたところ、[図表65](#)、[図表66](#)のような結果が得られた。

図表65 「各区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」の回答結果（各項目について、課題・障壁であると回答した区数）（n=23）



図表66 「区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」のその他の回答

課題・障壁
社会情勢、収入源、増税など地方自治体のみでは解決できない問題が根本にある。
ノウハウが少なく、事業を構築するのが難しい
国が一律的に行うべき支援と基礎的自治体が地域に即して行うべき支援の在り方の整理が必要。
所管をまたぐ事業の構築が難しい

「区内の施策上の課題及び課題が生じている要因の特定が難しい」、「どのような事業を実施すれば課題解決に結びつくのか想定しづらい」という項目について、18区が課題であると回答した。4-3-3において施策上の課題や有効と考える施策についての回答が少なかったのは、具体的にどのような事項が課題であるかを特定・把握することが困難であると思慮したが、この結果はそれを補強するものだと考えられる。

また、「施策・事業の効果やKPIを見込むことが難しい」という項目についても、半数以上の区が課題であると回答し、「民業を圧迫する可能性があり事業を構築するのが難しい」という項目についても、10区が課題であると回答した。

このように、[図表65](#)、[図表66](#)に示した少子化対策の施策・事業立案時の課題については、どの項目についても各区が共通して問題意識を持っており、解決策を考える必要がある。

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

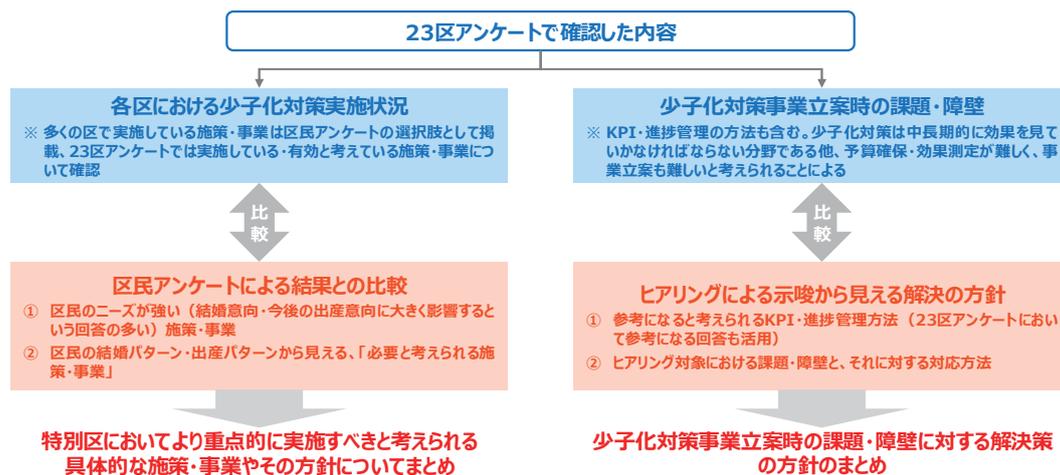
おわりに

参考資料

4-5 各区の施策・事業の実施状況、施策・事業立案時の課題を踏まえた検討の方針

4-3、4-4の調査・整理を踏まえ、研究会では、各区の施策・事業の実施状況と、施策・事業立案時の課題について、それぞれ下記の方針で、今後の特別区においてあるべき対応方針を検討することとした（図表67参照）。

図表67 各区の施策・事業の実施状況、施策・事業立案時の課題を踏まえた検討の方針のイメージ



4-5-1 各区の施策・事業の実施状況と各施策における区民の利用意向

各区の少子化対策に関する施策・事業については、その実施状況を踏まえ、それらの施策・事業が区民に対して有効か（影響を与えられるか）について、区民アンケートにより確認することとした。具体的には、「多くの区で実施している施策・事業」について、区民に対して利用意向等の回答を得ることとした。区民アンケートの結果概要や、それを踏まえた検討については、第5章で述べる。

4-5-2 少子化対策の施策・事業立案時の課題について

各区が抱える結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁については、今後全国の自治体でも同様の課題・障壁を抱えるものと考えられる一方、これらの課題・障壁に対して対応している先進事例も存在するものと考えられる。これらの点については、少子化対策の施策・事業に係る先進事例を有する自治体へのヒアリングから、示唆を抽出することとした。具体的な示唆の抽出については、第6章で述べる。

第 5 章

今後の特別区の 少子化対策の方針

第5章 今後の特別区の少子化対策の方針

5-1 区民アンケートの実施概要

4-5-1で記載のとおり、研究会では、各区の少子化対策に関する施策・事業の実施状況を踏まえ、それらの施策・事業が区民に対して有効か（影響を与えられるか）について、区民アンケートにより確認することとした。また、未婚者・既婚者の意向や現在の状況を確認し、回答した区民がどのような考えで、どのような状況にいるかについても把握した。区民アンケートの実施概要は図表68のとおりである。

図表68 区民アンケートの実施概要

調査地域	東京特別区
調査対象者	未婚者調査 東京特別区在住の、20～39歳の未婚者 既婚者調査 東京特別区在住の、25～39歳の有配偶者
回答者数・割付	未婚者、有配偶者各1,200ss 未婚者、有配偶者それぞれについて、総務省統計局「令和2年度国勢調査」の国籍総数人口構成比に合わせて、性、年代、居住区を加味のうえ割付。 ※未婚者 第1ブロック 男性20～24歳が未達となったため(13ss/15ss)、未婚者の分析時にはウエイトバックを行った。
設問数	スクリーニング調査5問+本調査30問
調査手法	調査会社の調査パネルを使ったウェブアンケート調査
調査時期	令和5（2023）年8月10日～8月23日（14日間）

※ [ss] …サンプルサイズ。アンケートで調査の対象とするデータの個数のこと。

※ [ウエイトバック] …アンケート調査の回収データを、母集団の構成の通りに集計すること。

また、区民アンケートの設問一覧については参考資料の図表115のとおりである。

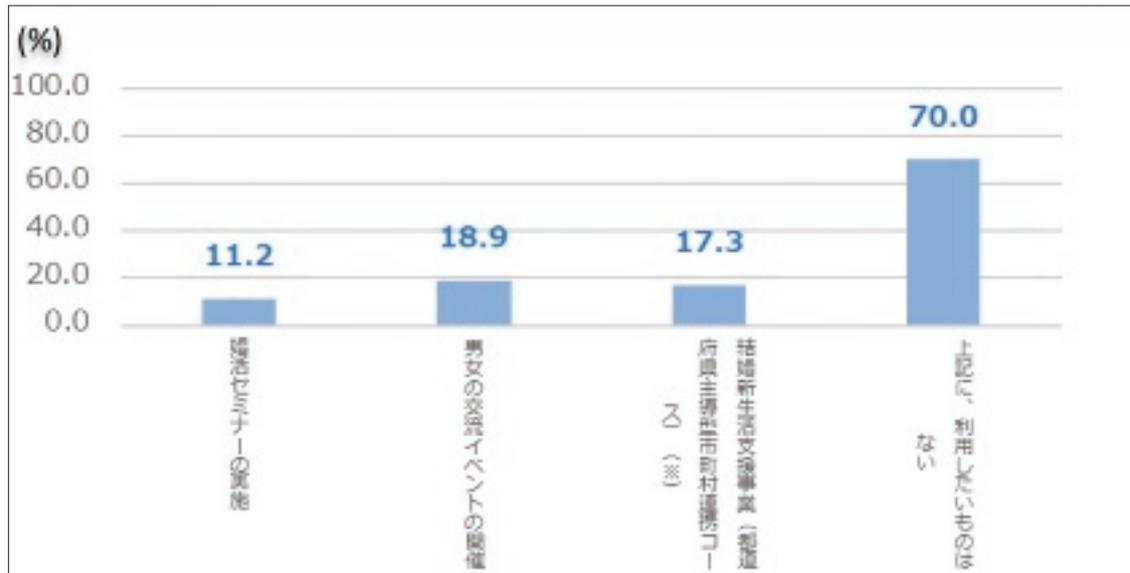
5-2 区の施策・事業に係る区民の利用意向等について

4-3-1で示した、多くの区で実施している施策・事業につき、区民アンケートにおいて、「利用意向」及び「利用することによる今後の結婚（未婚者のみ）・出産への影響」を確認した。

5-2-1 区民の利用意向等に係るアンケート結果について

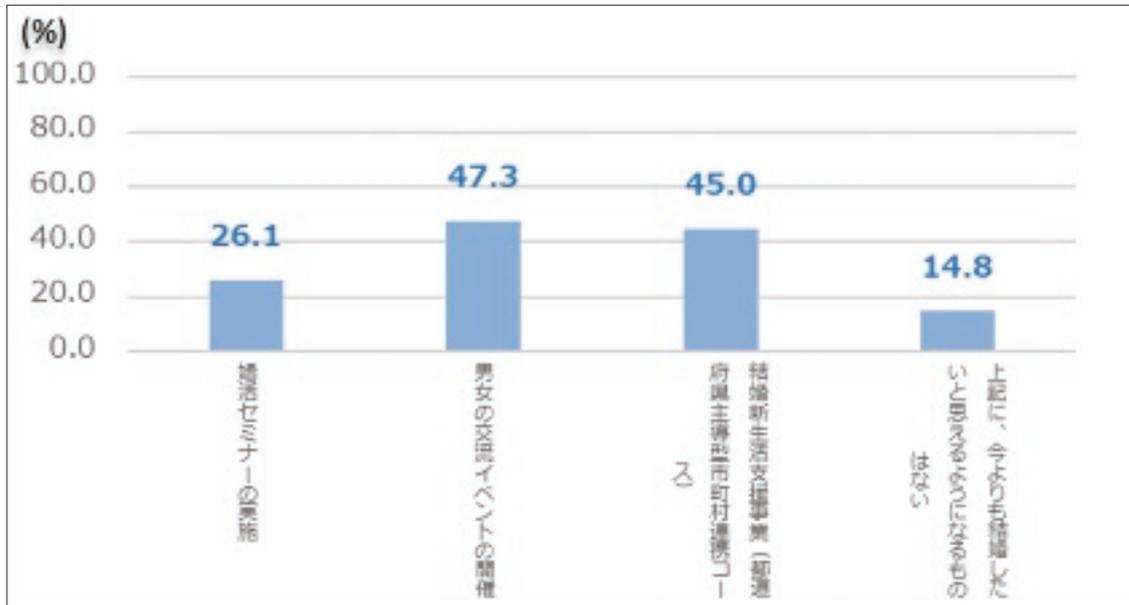
まず、未婚者に対するアンケート結果は図表69～図表72のとおりとなった。

図表69 「区が実施する以下の結婚支援策のうち、あなたが今後（も）利用したいと思うものはどれですか。（いくつでも）」に対する回答結果（未婚者 n=1198）

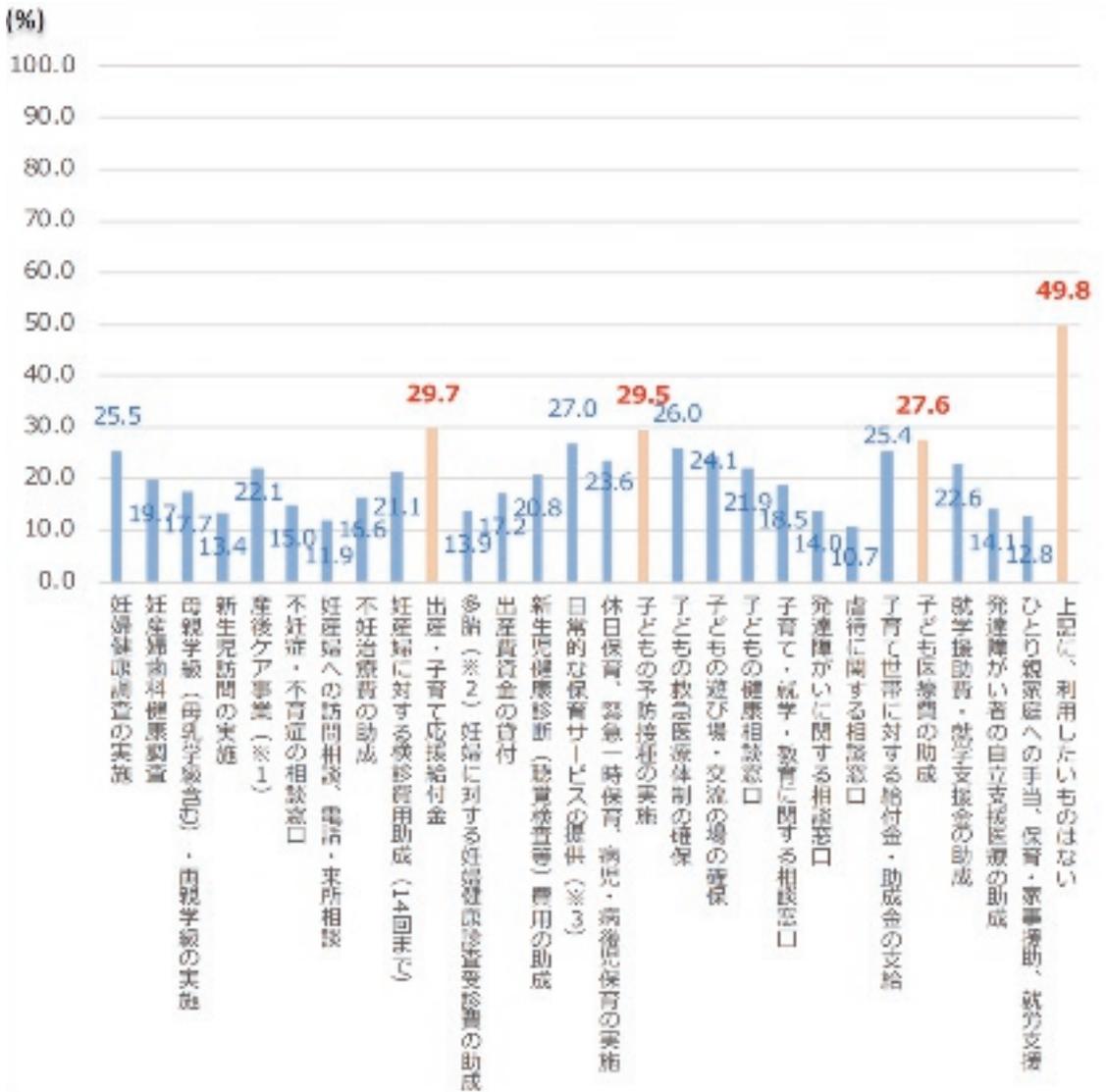


※「結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）」とは、地方自治体による、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストの支援事業のこと。家賃・引っ越し費用等について補助を実施。

図表70 「前問（図表69の設問）で「利用したい」と答えた方で、区が実施する結婚支援策のうち、それを利用することで、今よりも結婚したいと思えるようになるものはどれですか。（いくつでも）」に対する回答結果（前問でいずれかの結婚支援策の利用意向がある回答者 n=359）



図表71 「区が実施する以下の出産・子育て支援策のうち、あなたが今後（も）利用したいと思うものはどれですか。（いくつでも）」に対する回答割合（未婚者 n=1198）



※1 「産後ケア事業」とは、産後のケアを必要とする出産後間もない女性・乳児に対して、心身のケア・育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するためのサービスのこと。
 ※2 「多胎」とは、いわゆる「ふたご」「みつご」など、2人以上の胎児を同時に妊娠すること。
 ※3 「日常的な保育サービスの提供」とは、平日において幼稚園・保育所・こども園にこどもを預けることができるサービスを指す。

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

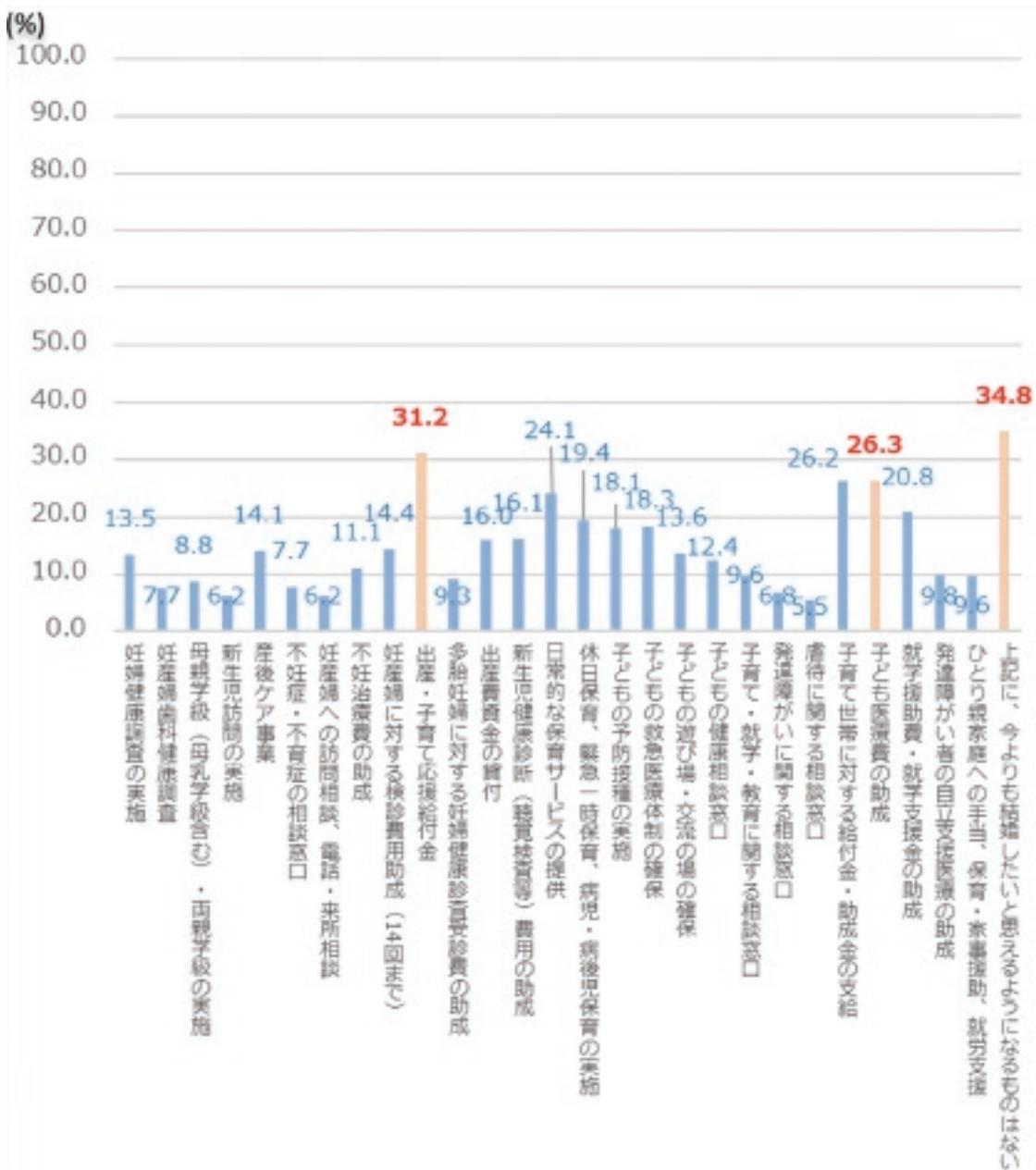
第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

図表72 「前問（図表71の設問）で「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、今よりも結婚したいと思えるようになるものはどれですか。（いくつでも）」に対する回答割合（前問でいずれかの出産・子育て支援策の利用意向がある回答者 n=602）



結婚支援策については、利用意向に係る設問では「利用したいものはない」という回答が7割を超えていた。いずれかの結婚支援策の利用意向がある回答者に対して今よりも結婚したいと思える施策・事業を問う設問では「男女の交流イベントの開催」「結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）」を選択する割合がいずれも45%を超えていた。

また、出産・子育て支援策については、利用意向に係る設問では「利用したいものはない」という回答が約5割と最大であり、そのあとに「出産・子育て応援給付金」（29.7%）、「子どもの予防接種の実施」（29.5%）、「子ども医療費の助成」（27.6%）が続いた（[図表71](#)の橙色箇所参照）。いずれかの出産・子育て支援策の利用意向がある回答者に対して今よりも結婚したいと思える施策・事業を問う設問では、「今よりも結婚したいと思えるようになるものはない」という回答が最も多く（34.8%）、そのあとに「出産・子育て応援給付金」（31.2%）、「子ども医療費の助成」（26.3%）が続いた（[図表72](#)の橙色箇所参照）。

未婚者にとっては、男女の出会いのイベントや、結婚生活を経済的に支援する事業等、結婚に直接的に関連する支援を受けることで結婚に近づくと考える層が多いと考えられる。一方、出産・子育て支援策については、利用意向や今よりも結婚したいと思える施策・事業は全体的に低い傾向にあるものの、出産・子育て応援給付金や子ども医療費の助成等の経済的支援も、結婚に向けた支援策として一定のニーズがあり、出産・子育て時の経済的支援を実施することで、結婚意向を促すことができる可能性がある。

次に、既婚者に対するアンケート結果は[図表73](#)、[図表74](#)のとおりとなった。

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

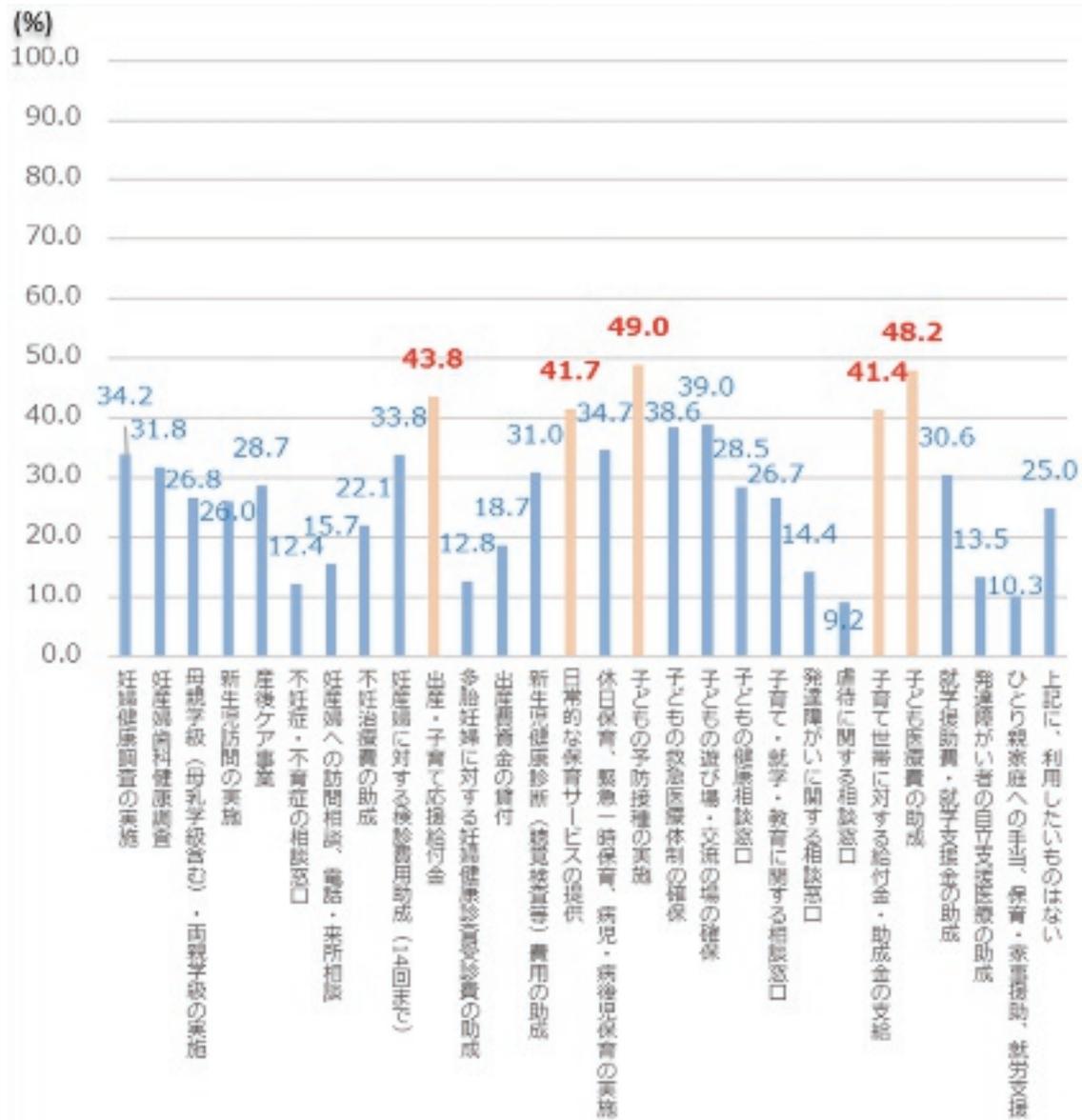
第7章

7-1
7-2
7-3

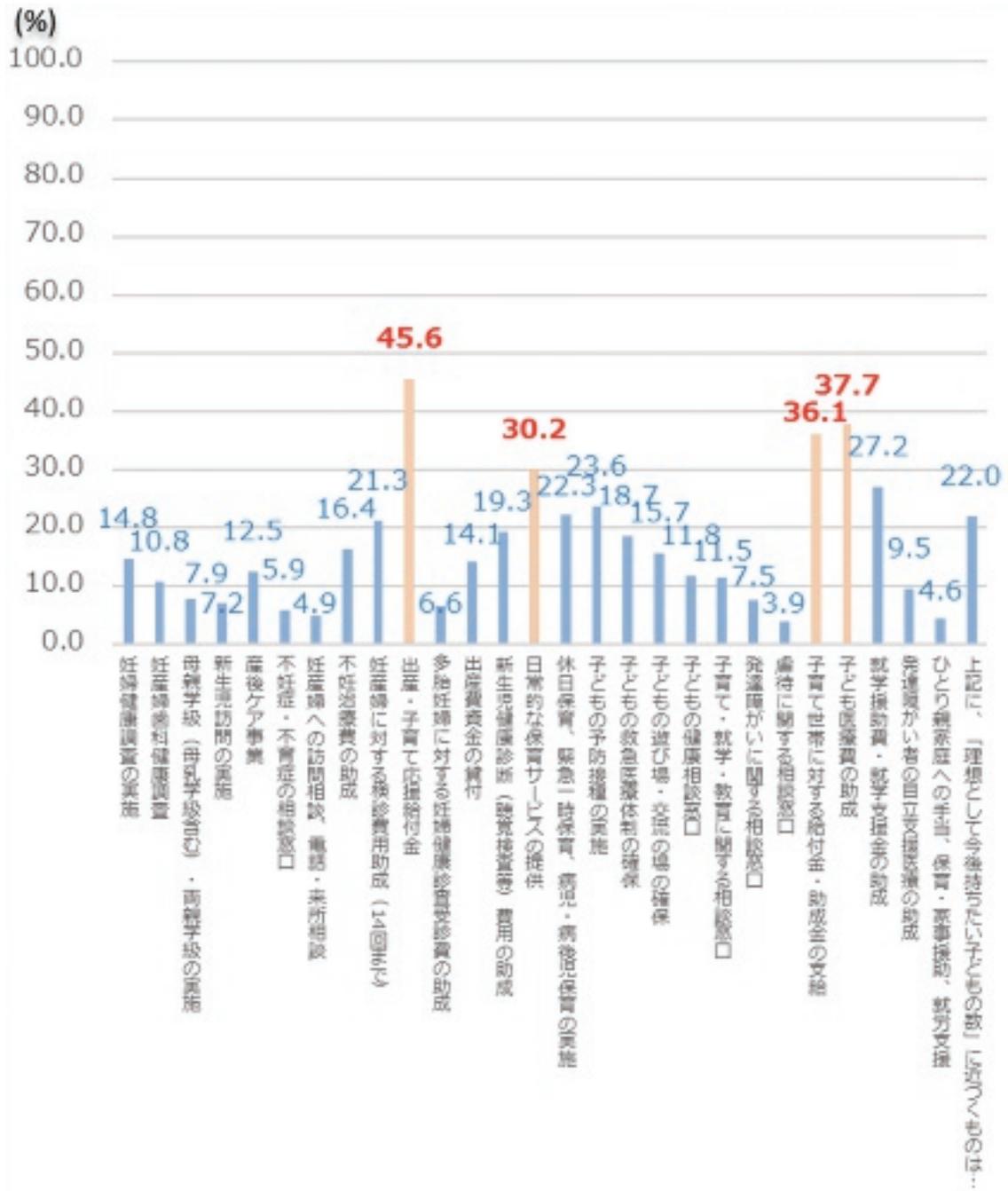
おわりに

参考資料

図表73 「区が実施する以下の出産・子育て支援策のうち、あなたが今後（も）利用したいと思うものはどれですか。（いくつでも）」に対する回答割合（既婚者 n=1200）



図表74 「先ほど「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、あなたご夫婦の「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づくものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)」に対する回答割合(前問でいずれかの出産・子育て支援策の利用意向がある、かつ、「現実的に今後持つ予定の子どもの数」<「理想として今後持ちたい子どもの数」の回答者 n=305)



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

出産・子育て支援策については、利用意向に係る設問では「出産・子育て応援給付金」(43.8%)、「日常的な保育サービスの提供」(41.7%)、「子どもの予防接種の実施」(49.0%)、「子育て世帯に対する給付金・助成金の支給」(41.4%)、「子ども医療費の助成」(48.2%)が40%以上となった(図表73の橙色箇所参照)。

また、いずれかの出産・子育て支援策の利用意向があり、「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が「理想として今後持ちたい子どもの数」を下回る回答者に対して、利用することで「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づく施策・事業を問う設問では、「出産・子育て応援給付金」という回答が最も多く(45.6%)、そのあとに「子ども医療費の助成」(37.7%)、「子育て世帯に対する給付金・助成金の支給」(36.1%)、「日常的な保育サービスの提供」(30.2%)が続いた(図表74の橙色箇所参照)。

子育てに直面している既婚者の回答を見ると、出産・子育て支援策について、未婚者よりも「利用したい」と回答する割合が多い結果となっていることがわかる。特に「出産・子育て応援給付金」「子育て世帯に対する給付金・助成金の支給」「子ども医療費の助成」といった、子育て世帯への経済的な支援については、利用意向も高く、かつ利用することで「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づくと回答する割合も高いことから、経済的な支援は妊娠・出産に対して一定の効果が期待できる可能性がある。

5-2-2 区民の利用意向等に係るアンケート結果を踏まえた検討について

未婚者・既婚者に対するアンケート結果を概観すると、未婚者に対しては、結婚支援としては出会いのイベントや結婚生活への経済的支援、出産・子育て支援としては経済的支援に、結婚意向を促す効果があるものとして期待できる。既婚者に対しても未婚者と同様、経済的支援が出産を促す可能性があるものと考えられる。

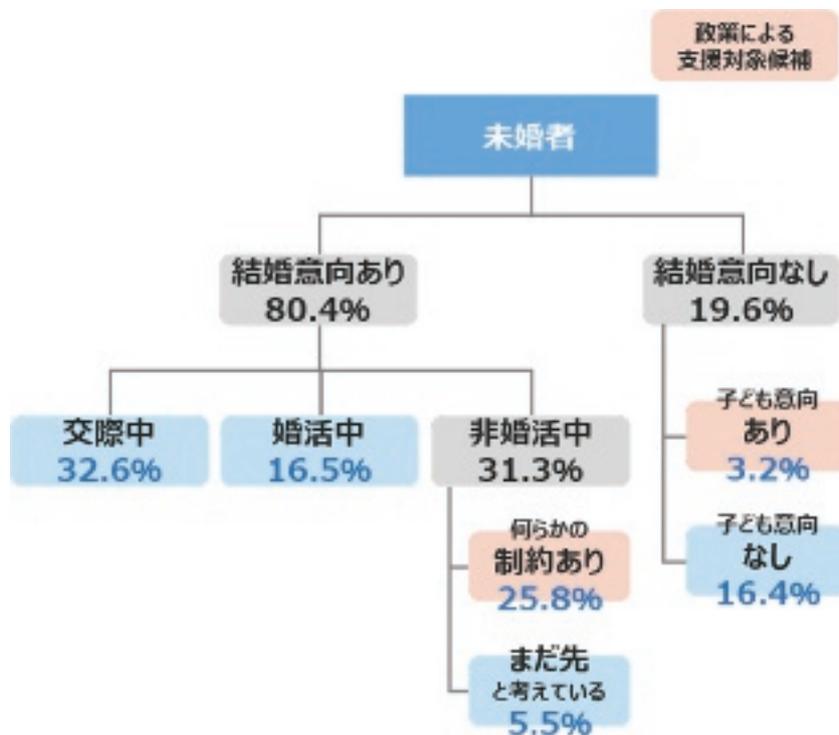
一方、アンケート結果により概観はつかめたものの、より施策の効果を最大化するため、研究会では、区内の未婚者・既婚者の結婚・出産意向や、婚活・妊活の実施状況等によって未婚者・既婚者をパターン化し、より対象を細かく分けて、特に支援が必要な対象を選定して、実施が有効と考えられる、あるいは実施可能性のある施策・事業について検討することとした。

5-3 未婚者・既婚者のパターンと施策・事業による支援の方針について

5-3-1 未婚者・既婚者のパターンについて

区民アンケートから、未婚者・既婚者について、結婚意向・出産意向等を分類したパターンを作成したところ、未婚者のパターンについては図表75のような結果となった。

図表75 未婚者のパターンについて



まず未婚者については、結婚意向がある層が全体の8割を占めた。このうち、結婚に向けて活動していると考えられる層、すなわち、交際中・婚活¹⁰中である層はそれぞれ全体の32.6%、16.5%となっており、非婚活中である層は全体の31.3%となった。また、非婚活中の層のうち、「何らかの制約あり（活動することが億劫だと感じる、活動方法がない／分からない、活動する時間がない、活動する資金がない、等）」と回答している割合は25.8%となった。

また、結婚意向がない層は全体の2割程度であったが、このうち子どもを持

10 結婚相手・交際相手を見つけることを目的とした活動。

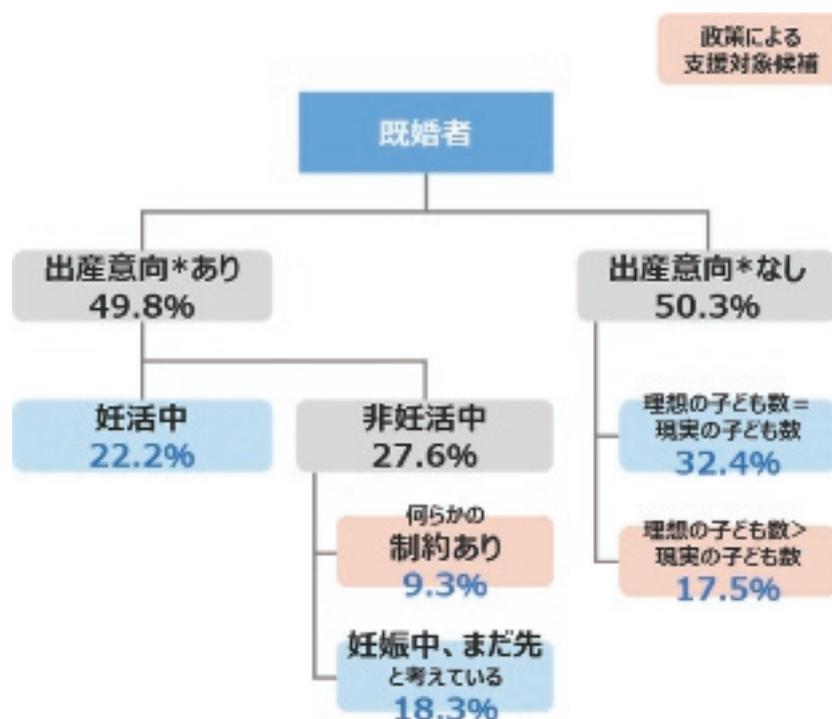
つ意向がある層も3.2%存在した。

交際中・婚活中にある未婚者は、自ら結婚に向けた活動ができているため、新たな施策・事業による支援の優先度は低いものと考えられる。一方、「結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない」層については、その制約を取り除くことにより、未婚者の結婚希望を叶えられる可能性があることから、施策・事業による支援対象とすることが考えられる。

また、「結婚意向がなくても子どもを持つ意向がある」層については、例えば現在も「結婚はしていないが妊娠した方」に対して支援を実施できているかどうかを確認したり、その出産意向を叶えることができる施策・事業が実施できるかどうかについて、検討できる可能性があるものと考えられる。

次に、既婚者のパターンについては図表76のような結果となった。

図表76 既婚者のパターンについて



*「出産意向」は今後出産する意向があるかどうかのこと。また、妊娠中の場合は、現在妊娠中の子以降の今後の出産意向で振り分け

次に既婚者については、出産意向がある層とない層が、それぞれ全体の5割程度という結果となった。出産意向がある層のうち、妊活¹¹中の層については

11 妊娠に向けた活動（※不妊治療等、医療機行為を受けていない場合も含む）

22.2%、非妊活中の層については27.6%となった。非妊活中の層のうち、「何らかの制約あり(活動することが億劫だと感じる、健康上の問題で活動できない、活動方法がない／分からない、不妊治療が必要だと考えているが、そのための資金・時間がない、等)」と回答している割合は9.3%となった。

また、出産意向のない層のうち、自分が理想としている子どもの数と現実にいる子どもの数が同じである層は32.4%、自分が理想としている子どもの数よりも、現実にいる子どもの数の方が少ない層については17.5%となった。

妊活中にある既婚者は、現在妊娠に向けて活動しているため、新たな施策・事業による支援の優先度は低いものと考えられる。一方、「今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない」である層については、その制約を取り除くことにより、既婚者の出産希望を叶えられる可能性があることから、施策・事業による支援対象とすることが考えられる。

また、自分が理想としている子どもの数よりも、現実にいる子どもの数の方が少ない、すなわち「理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある」層については、何らかの制約によりそのような状況となっているとすれば、その制約を取り除くための施策・事業を実施することにより、理想の子ども数に近づけることができる可能性があると考えられる。

以上を踏まえ、研究会では、以下の層に対する新たな施策・事業について検討することとした(未婚者・既婚者ごとに、割合が多い順としている)。

【未婚者】

- ① 結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない未婚者
- ② 結婚意向はないが子どもを持つ意向がある未婚者

【既婚者】

- ③ 理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある既婚者
- ④ 今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない既婚者

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

5-3-2 施策・事業による支援の方針について

5-3-1で述べた①～④の層に対する新たな施策・事業について、研究会での検討結果を以下に述べる。

① 結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない未婚者

結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない層については、婚活していない理由として、「活動することが億劫だと感じる」が23.8%で最も高く、「まだ先のことだと考えている」という回答を除けば、「自信がなくて活動できない」(14.9%)が続いている。

「億劫だと感じる」「自信がなくて活動できない」という理由で婚活ができていない層については、簡便性を訴求した、伴走型支援の施策・事業が有効である可能性がある。施策・事業として、デジタルツール等を活用した簡便なスタイルの婚活の促進や、カップル成立を目指した伴走型の支援の実施が考えられる。

図表77 結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない未婚者への対応案

● 「億劫だと感じる」「自信がなくて活動できない」層への施策・事業

- ・ デジタルツール等を活用した簡便なスタイルの婚活の促進
- ・ カップル成立を目指した伴走型支援の実施



例:自治体によるマッチングツール・民間企業によるマッチングアプリの活用促進

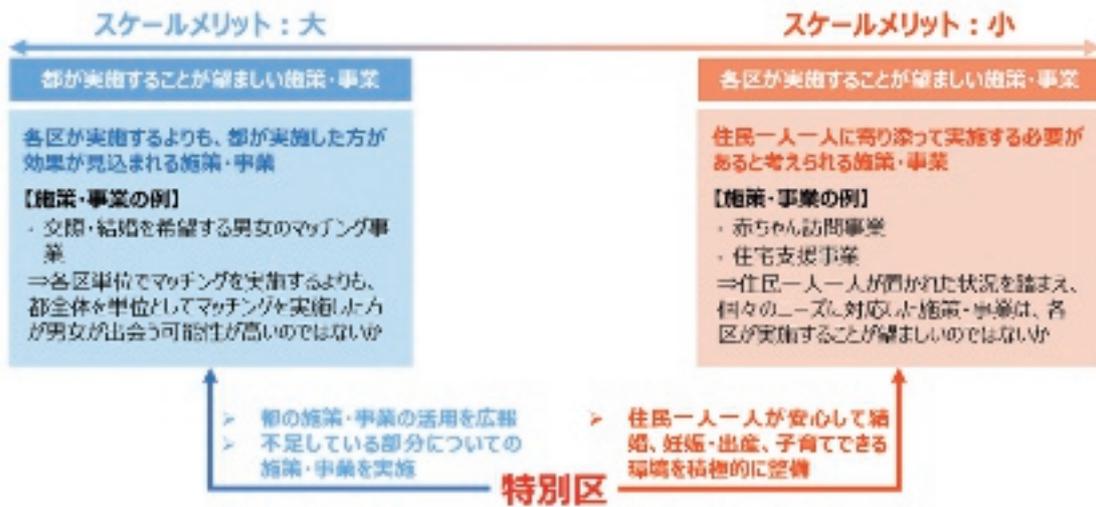
例:コンシェルジュ・ボランティアを活用した恋活・婚活の伴走型支援の実施

実際に、東京都では、交流イベントによる出会いの機会の創出等の取組を開始しており、今後AIによるマッチングを本格実施する予定である(2023年現在)。男女のマッチングについては、各区単位で実施するよりも、都全体を単位としてマッチングを実施したほうが男女が出会う可能性が高い、すなわちスケールメリットが生まれるのではないかと考えられる。

一般に、スケールメリットの大きい施策・事業については、より大きな単位の行政で実施されることが多いことを踏まえれば、マッチングツールの運営等

については都が実施する施策・事業の利用を促し、都の施策・事業では不足する部分や、住民に寄り添って実施する必要のある部分については特別区が施策・事業を実施することが望ましい。各区は、都と連携の上、施策・事業の実施についても判断する必要があると考えられる。

図表78 スケールメリットと都との連携のイメージ



② 結婚意向はないが子どもを持つ意向がある未婚者

結婚意向はないが子どもを持つ意向がある層については、現時点でも、例えば結婚をせずに出産する場合であっても、施策・事業による支援を受けられることができると考えられる。この点については、まず各区において、婚姻関係がないまま、結果として子どもが生まれたカップルが、結婚している世帯と同様の支援を受けることが可能かどうか、確認することが必要であると考えられる。

そのうえで、社会情勢や住民の希望を踏まえつつ、婚姻関係を結ばない同棲者、あるいはカップルとはならないが子どもを希望する方々への支援を実施する可能性もあるものと考えられる。同棲者への支援については、スウェーデンでサムボ法が施行されており、それを参考にすることが考えられる（図表79参照）。

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

図表79 結婚意向はないが子どもを持つ意向がある未婚者への対応案

● **法律に留まらない形態を選択する子どもを有するカップルへの支援策の検討**

- ・ 婚姻関係にないまま、結果として子どもが生まれたカップルに対する、家族と同等の支援策の実施が考えられるか

※ 現行の施策・事業においても、妊娠・出産の支援や、ひとり親世帯への支援策は実施されており、その点に留意したうえで検討する必要がある



参考：スウェーデン「サムボ法」

【概要】

- ・ 事実婚を法律婚と同等に保護する法律。

⇒婚姻関係を結んでいない同棲者（サムボア）を保護するため、同棲者に婚姻している夫婦同様の権利や保護（別れた場合でも住居・家財は平等に分け、婚外子の差別なく、父親にはこの養育費を支払う義務が生じる）を与える

特別区における参考事例としては、令和5（2023）年4月に施行した墨田区のパートナーシップ宣誓制度がある。

墨田区では、事実婚の異性カップルや性的マイノリティカップル等、幅広いカップルを対象としたパートナーシップ宣誓制度を導入している¹²。

規則によって定められた制度であり、法的な権利や義務が発生するものではない場合もあるが、公共・民間の家族向けサービスが受けやすくなる等の効果が期待され、参考にできる可能性がある。

③ **理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある既婚者**

理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある層については、理想の子ども数を持てるようになる条件として、「経済的に可能である」と回答する割合が突出して高く、以降「自身の育児の負担が重くならない」「現在の生活レベルを落とさなくてよい」が続いている。

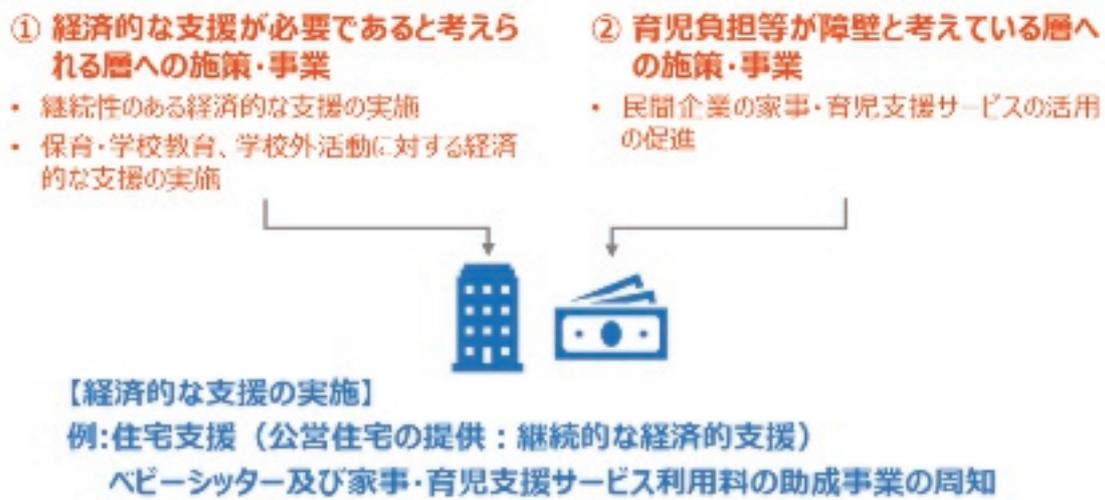
理由として経済的実現性が突出して高いことから、現行の経済的支援は一定程度有効であるものの、今後より経済的支援を強化していくことも考えられる。例えば、給食費無償化や学校教育等に係る費用の支援等は現時点でも複数の区で実施されているが、これに加えて公営住宅の提供等、個人・世帯の生活を経済的に支援する施策・事業を実施することも考えられる。

加えて、経済的負担以外の子育て・家事負担を軽減する施策も有効である可能性がある。例えばベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料の助成事業は現時点でも複数の区で実施されており、当該サービスの利用を促進すべ

12 「墨田区パートナーシップ宣誓制度」(https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/jinken_danzyo/jinken/sumida_partnership.html) より作成

く、助成事業の周知に取り組むことが考えられる。

図表80 理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある既婚者への対応案



④ 今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない既婚者

今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない層は、割合は大きくないものの、その制約としてあげられている「活動をするのが億劫だと感じる（6.6%）」「活動方法がない/わからない（5.4%）」「不妊治療が必要だと考えているが、そのための資金がない（3.9%）」などへの対応が必要であると考えられる。この点、現行の不妊治療に対する助成や、相談窓口の活用を否定する結果ではなく、そのような施策・事業をより活用しやすくなるための広報等も重要であると考えられる。

図表81 今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない既婚者への対応案

- 「制約があって妊活ができていない」層への施策・事業
- ・ 既存の施策・事業をより活用しやすくなるための広報



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

第6章

施策・事業立案時の 課題・障壁に対する示唆

第6章 施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆

6-1 施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆の抽出方針

23区アンケートにおける「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」の回答結果は、[図表63](#)、[図表64](#)に示したとおりである（[図表82](#)、[図表83](#)に再掲）。また、「各区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」の回答結果は、[図表65](#)、[図表66](#)に示したとおりである（[図表84](#)、[図表85](#)に再掲）。

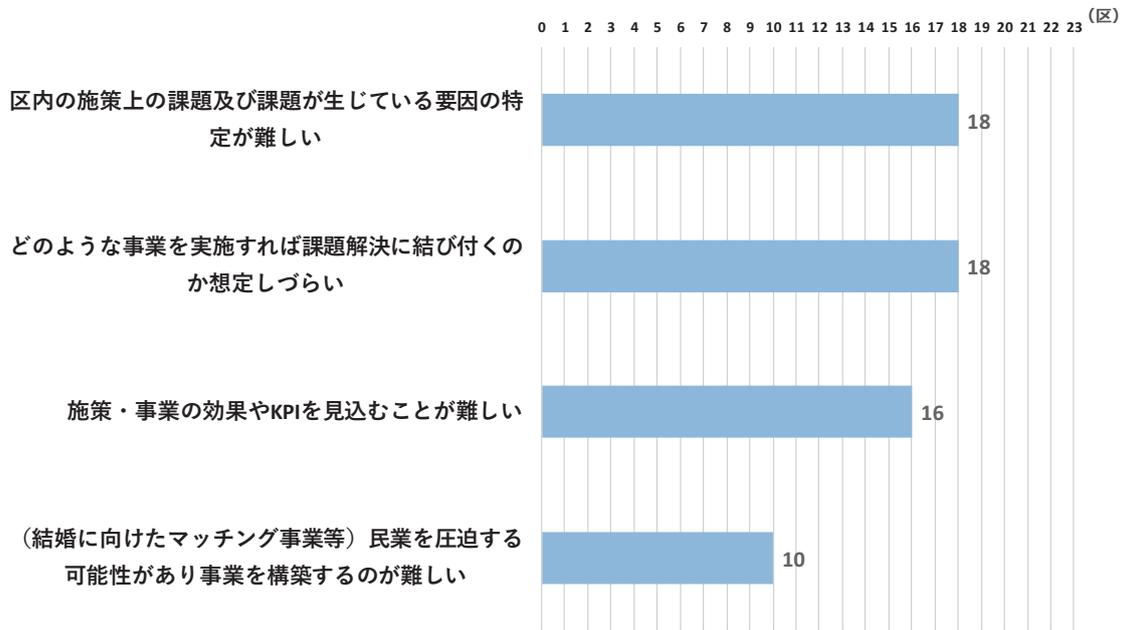
図表82 「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」の回答結果（各項目を課題であると回答した区数）（n=23）（再掲）



図表83 「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」のその他の回答（再掲）

課題
今後、子供を持ちたいと思う割合について
子どもを持ちたいと考えているが、産むのを控えている事情について
子どもを持ちたくない・今は考えていないと答えた方の事情について
少子化の根本的原因について分析がないまま国の対策が進められており、それぞれの施策の効果は不透明である。
出生数の減少
ベビーシッターの不足

図表84 「各区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」の回答結果（各項目について、課題・障壁であると回答した区数）（n=23）（再掲）



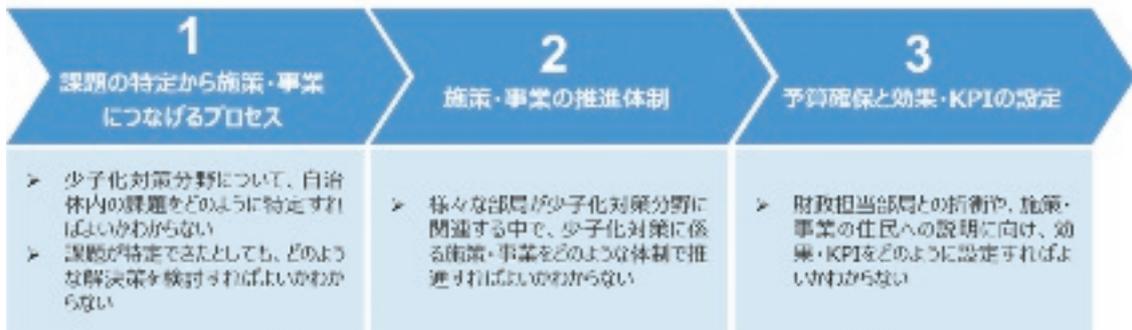
図表85 「区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」のその他の回答（再掲）

課題・障壁
社会情勢、収入源、増税など地方自治体のみでは解決できない問題が根本にある。
ノウハウが少なく、事業を構築するのが難しい
国が一律的に行うべき支援と基礎的自治体が地域に即して行うべき支援の在り方の整理が必要。
所管をまたぐ事業の構築が難しい

この点については、4-4にて、特別区が具体的にどのような事項が課題であるか特定・把握することが困難であることや、施策・事業の効果やKPIを設定することが難しいといった少子化対策の施策・事業立案上の課題については全ての項目について広く各区に共通する課題だと認識されており、解決策を考える必要があると述べたとおりである。また、これらの点について、少子化対策の施策・事業に係る先進事例を有する自治体へのヒアリングから、示唆を抽出することとした点についても、4-5-2で述べたとおりである。

少子化対策に係る施策・事業の立案上の課題については、**図表86**のとおり
に主に3つの段階の課題として分けて考えることができる。

図表86 少子化対策に係る施策・事業の立案の段階と課題



○課題の特定から施策・事業につなげるプロセス

少子化対策分野においては、合計特殊出生率・有配偶率・有配偶出生率といった指標が低下していることは把握できるものの、それらの低下は様々な要因の影響によるものであり、特定が難しいものと考えられる。また、仮に自治体内で課題が特定できたとしても、その課題に対する解決策となる施策・事業を導出することも容易ではないものと考えられる。

○施策・事業の推進体制

「少子化対策分野」といわれる範囲は、結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援と、幅広い部署に関連する分野であるが、自治体内においては担当が細かく分割されており、「少子化対策に係る施策・事業」となると、担当部署が連携して実施に当たる必要がある。しかしながら、一般的には部署間の連携を推進する体制が確立されておらず、そのため自治体にとっては、少子化対策に係る施策・事業を組織内でどのように推進していくのかが大きな課題になるものと考えられる。

○予算確保と効果・KPIの設定

自治体は、自治体内の住民に対し、予算の使途や、実施する施策・事業の効果等について説明責任を負っている。また、自治体内の財政担当部局と予算の折衝を行う際にも、施策・事業の効果やKPIを明確にして臨むことが一般的である。

一方、少子化対策に係る施策・事業については、効果が短期間で現れるものではなく、またKPIも設定が難しい。そのため、施策・事業として立案しづらく、また予算確保も難しいものと考えられる。

以上の3点について、少子化対策の施策・事業に係る先進事例を有する自治体へのヒアリングから、示唆を抽出することとした。ただし、以下6-2～6-4で言及する先進事例を有する自治体は、必ずしも少子化対策の施策・事業立案のために庁内の体制を整備した訳ではないということには留意が必要である。

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

6-2 課題の特定から施策・事業につなげるプロセスへの示唆

課題の特定から施策・事業につなげるプロセスについては、三重県桑名市（以下「桑名市」という。）へのヒアリング内容から示唆を抽出した。

桑名市は、マッチングアプリサービスを提供し、未婚化・少子化課題の解決に向けた取組を実施している株式会社エウレカと連携協定を締結し、市内独身男女向けにサービスの利用機会を提供している。

桑名市に対し、この連携協定締結を企画立案するに至った背景・経緯をヒアリングしたところ、**図表87**のような回答があった。

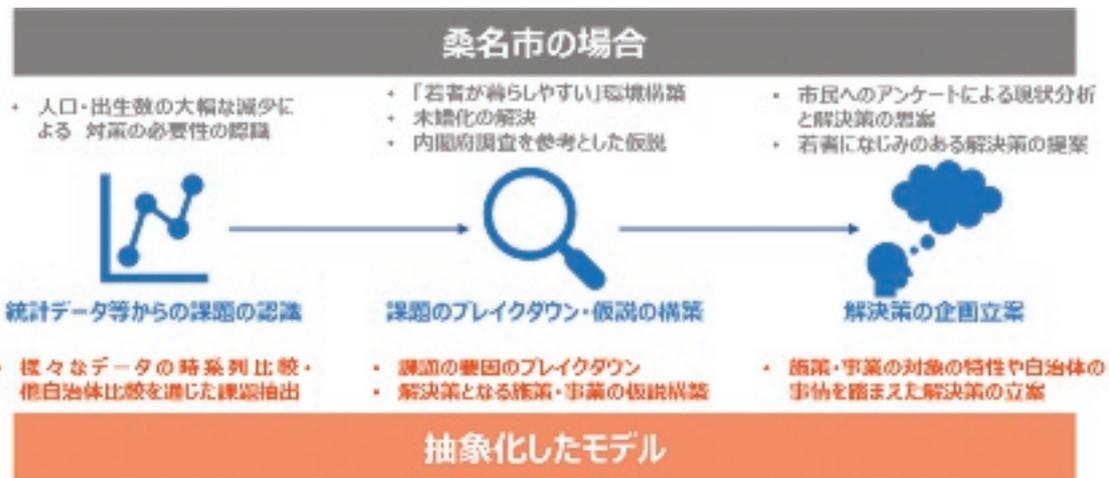
図表87 桑名市へのヒアリング概要（抜粋）

- ▶元々は人口減少対策がきっかけであった。桑名市の人口が14万人を切るということが衝撃的な事実であると受け止め、出生数も2018年の1,000人から2022年への800人へと減少。少子化対策の一環として事業を推進していく必要性を感じた。
- ▶人口減少対策・少子化対策としては「若者が暮らしやすい」環境づくりが必要であり、また、市外への人口流出を防ぐためには、未婚化を解決する（結婚して桑名市で暮らしてもらう）ことが1つの対策と考えていた。
- ▶内閣府で出されている調査では、男女ともに「恋人がいない」と回答している割合が5割を超えており、また「一度もデートをしたことがない」と回答している方も一定数いる。一方で「いずれか結婚したい」と8割の方が考えており、若者の行動・実態が結婚意向に追いついていないと感じた。
- ▶桑名市公式LINEでアンケートを取ったところ、行政が実施する結婚支援事業について「知らない」と回答する割合が大きかった。一方で、マッチングアプリの認知度は非常に高く、それであれば、若者にとって一番認知され、望まれている方法を市の施策に利用することが良いと考えた。

ヒアリングからは、桑名市が課題を認識したうえで、課題の要因掘り下げ（ブレイクダウン）・解決に向けた仮説を構築するとともに、市民アンケートや、対象となる世代の特徴を踏まえた解決策を企画立案していることがうかがえるが、この施策・事業立案のプロセスを一般化することで、特別区においても参考にすることが可能であると考えられる。すなわち、統計データ等から課

題を認識するとともに、その課題がなぜ起きているのかのブレイクダウンと、解決策となる施策・事業の対象・内容に係る仮説を構築した上で、アンケート等により対象の特性や自治体の事情を踏まえて解決策となる施策・事業を立案する、というモデルである。(図表88参照)。

図表88 桑名市へのヒアリングを基にした施策・事業の立案モデルイメージ



こうしたモデルは、他の分野では自治体において一般的に実施されているものの、課題や施策・事業の実施効果が見えづらい少子化対策分野においては十分に活用されていない可能性がある。しかしながら、今後本格的に施策・事業を推進する必要がある少子化対策分野であるからこそ、根本に立ち返り、課題の認識から始め、かつその課題の要因の特定・仮説の構築を丁寧に実施したうえで、有効となる解決策を企画立案する必要があると考えられる。

ただし、このモデルを活用するにあたっては、下記2点に留意する必要がある。

○課題認識の前提となる統計データ等の充実

課題を認識するにあたっては、統計データ等を基にする必要があるが、少子化対策分野については、全国単位でのデータは存在するものの、自治体レベルでのデータは把握されていないことがほとんどである。3-4-2でも述べたとおり、特別区各区における基礎データの把握状況も上記と同様である。

例えば、今回の区民アンケートでは、回答者の「現在いる子どもの数」と、「理想として今後持ちたい子どもの数」及び「現実的に今後持つ予定の子どもの数」について調査を実施したが、これらの数値を組み合わせると、下記のようなグラフを作成することが可能である。

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

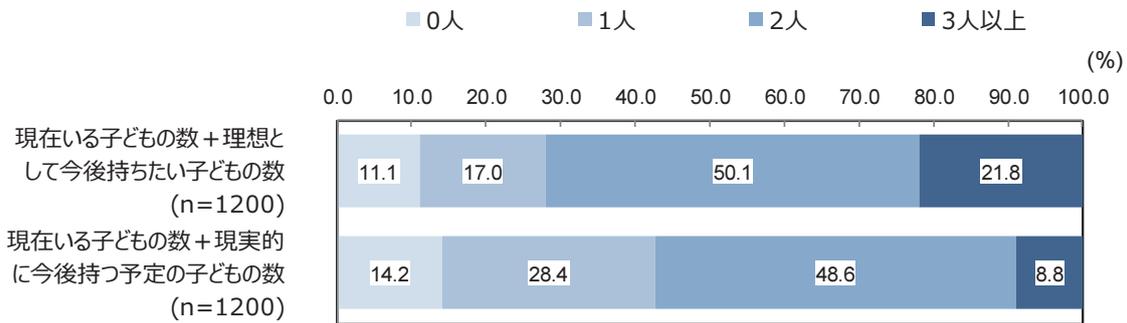
第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

図表 89 「現在いる子どもの数」、「理想として今後持ちたい子どもの数」及び「現実的に今後持つ予定の子どもの数」を組み合わせたグラフ

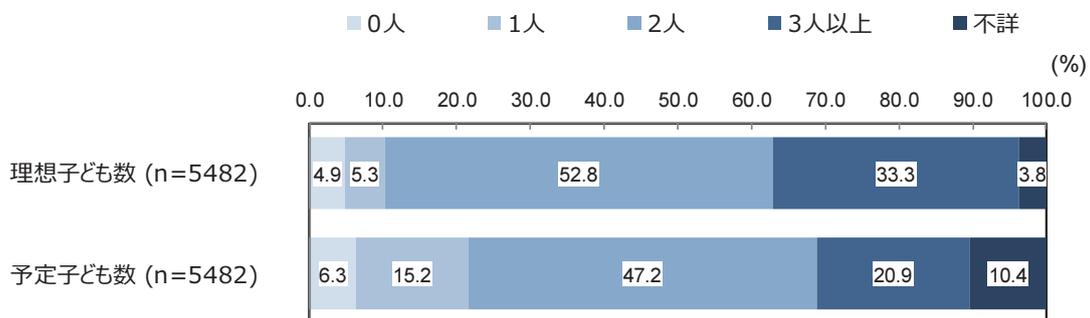


(区民アンケートのQ14「あなた方ご夫婦の現在の子どもの数をお答えください。妊娠中のお子さまの数も1人と数えてください。」及びQ15「あなた方ご夫婦は、今後何人子どもを持つ予定ですか。理想として今後持ちたい子どもの数、現実的に今後持つ予定の子どもの数を、それぞれひとつお選びください。」の回答を加工して作成)

施策・事業の立案のスタートラインとしては、統計データ等から自治体の現状・課題を十分に認識することが必要であることから、今後は図表 89 のようなデータ等の充実に一層取り組んでいく必要があると考えられる。上記のグラフデータは、例えば経年的に調査を実施することで、将来的に時系列比較を実施し、課題抽出につなげることができる可能性がある¹³。

また、他の団体が実施する同様の調査結果と比較することも考えられる。例えば、図表 89 に類似した調査結果として、国立社会保障・人口問題研究所が実施した第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)における、「夫婦にとって理想的な子どもの数」と「全体で持つ予定の子どもの数」がある(図表 90)。

図表 90 第16回出生動向基本調査における「理想子ども数」と「予定子ども数」の調査結果(国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」を基に作成)



13 例えば、経年的に調査を実施した結果、「理想の子ども数は減っていないが現実の子ども数が減っている」という状況が発生した場合は価値観というよりは現実的な問題で子供が持たなくなってしまっているため、自治体として少子化対策の施策・事業を講じ、当該問題を解決に導くことがより重要になる、という含意を抽出することが考えられる。

ただし、他団体が実施した調査結果との比較の際には、十分な注意が必要である。一見、[図表90](#)のデータは、[図表89](#)と似ている。しかし、第16回出生動向基本調査の調査時期・調査対象・調査方法・設問文はそれぞれ[図表91](#)のとおりであり、今回の区民アンケートとは大きく異なる。そのため、直接的な比較は難しく、あくまで参考にとどめるべきである。

図表91 第16回出生動向基本調査の調査時期・調査対象・調査方法・設問文 (国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査)」を基に作成)

調査時期	令和3 (2021) 年6月 (6月30日現在の事実)
調査対象	「令和3年国民生活基礎調査」で設定された調査区から無作為に選ばれた全国1,000調査区に居住する妻の年齢が55歳未満の夫婦 (回答者は妻) ただし、分析対象は初婚どうしの夫婦5,482ss
調査方法	配票自計、密封回収方式
設問文	問15 あなた方ご夫婦にとって (1) 理想的な子どもの数は何人ですか。また、(2) 子どもの男女の別や組合せには理想がありますか。それぞれあてはまる番号1つに○をつけ、組合せに理想のある方は男の子、女の子の数を下線の欄に記入してください。 問18 そうしますと、あなた方ご夫婦は全部で何人のお子さんを持つつもりですか。

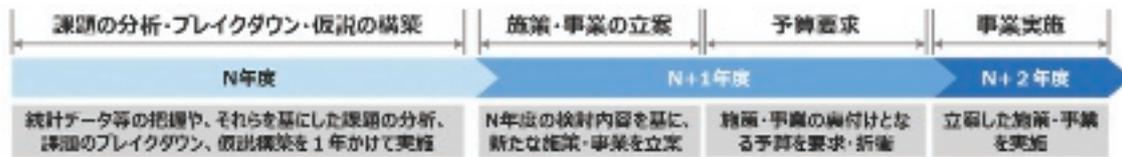
このように、今回の区民アンケートと第16回出生動向基本調査は直接的な比較はできないが、今後新たにデータを収集する際には、調査対象・調査方法・設問文等を他団体が実施している調査とできる限り揃えて結果の比較を可能にすることで、課題の抽出のためにより有意義なデータを収集することができる可能性がある。なお、新たにデータを取得する場合には、例えば各区で実施している既存の調査に調査項目を追加する等の対応が考えられるが、それぞれ調査対象が異なると考えられることから、どの調査に新たに項目を盛り込むかについては十分に検討する必要がある。また、これらのデータの収集・解釈については、専門的な知見を有する有識者の協力を得ることも有効であると考えられる。

○施策・事業の立案までの長期的なプロセス

施策・事業の立案の前段階として、新たなデータ等の収集や課題認識のための分析・ブレイクダウン等を行う場合、自治体で実施するにしても、外部事業者に委託するにしても、相応の時間を要することが考えられる。例えば、課題認識のための分析に1年程度要すると仮定した場合、予算要求のプロセスを経

ることを踏まえると、新たな施策・事業の実施は分析実施の2年後となることが想定される。

図表92 施策・事業の立案までのプロセスのイメージ



自治体における予算要求等の都合上、施策・事業の立案に至るまで一定の期間を要することはやむを得ないと考えられるが、一方で、新たな施策・事業を本格的に実施するためには、一刻も早く課題分析等に動く必要があるということもまた明確である。

特別区においては、長期的なプロセスを視野に入れつつも、速やかに課題の分析等に動くことが求められる。

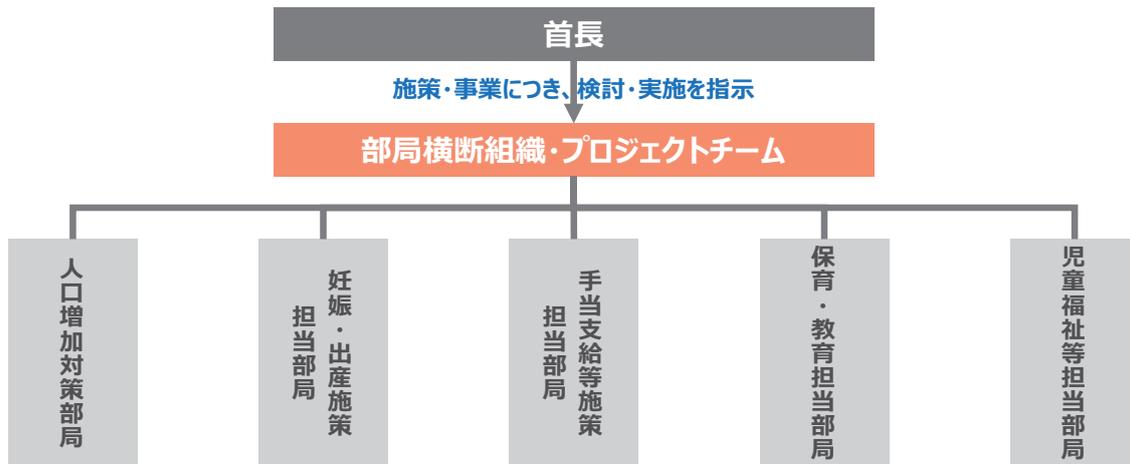
6-3 施策・事業の推進体制への示唆

施策・事業の推進体制については、今回ヒアリングを実施した自治体のうち複数の自治体から回答があった。

まず、桑名市は、SDGs推進課が各部局の施策・事業について検討を実施し、また実施体制の調整も実施しているとのことであった。また、東京都では、子供政策連携室が少子化対策の推進のための総合調整機能を担い、各局と連携して幅広い分野において施策の具体化に取り組んでいるとのことであった。

前述のとおり、少子化の要因は複雑かつ多岐にわたるため、少子化対策関連施策・事業は幅広い部局に及ぶことが想定される。このため、施策・事業を推進するにあたっては、首長の指示を受けながら、各部局が実施している少子化対策関連施策・事業の整理や、新規施策・事業実施の依頼、実施体制の調整等を統括する部局横断組織・プロジェクトチームの設置が重要であると考えられる。

図表93 少子化対策分野の施策・事業に係る推進体制（案）



【部局横断組織・プロジェクトチームの役割】

- 各部局が実施している少子化対策関連施策・事業の整理
- 新規施策・事業の実施依頼、実施体制の調整 等

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

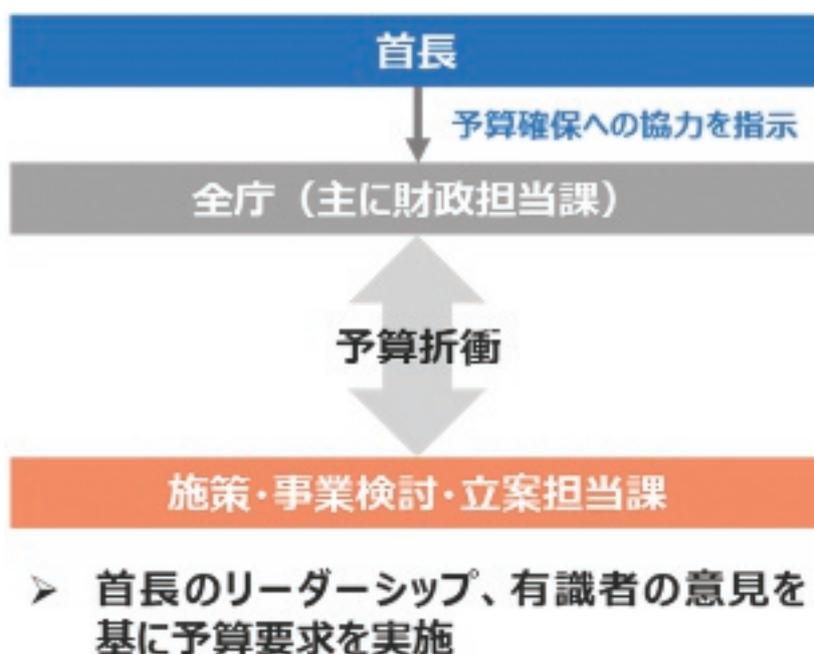
おわりに
参考資料

6-4 予算確保と効果・KPIの設定への示唆

前述のとおり、予算確保については、施策・事業の効果・KPIが設定されていないと財政担当部局との折衝も困難であると考えられるが、少子化対策分野においては、効果・KPIを設定することが難しいといった事情もあり、通常のプロセスでは予算確保に動くことが困難であることが想定される。この点、今回のヒアリングでは、複数の自治体から「首長がリーダーシップを発揮し、全庁的に少子化対策分野の施策・事業に係る予算確保に努めた」という回答を得た。また、子育て支援に精力的に取り組んでいる兵庫県明石市では、子育て支援に力を入れ、こどもを産み育てやすい環境を整備することで、市内の居住人口とともに税収が増加し、またその増収分を子育て支援策のみならず、高齢者・障害者施策充実のための予算に充てるという、まちの好循環が実現しているとのことであった。

少子化対策分野の施策・事業は、住民の結婚・出産希望を叶え、また子育てのしやすい環境を整えることが前提ではあるが、一方で自治体としては、将来的に居住人口の増加につながるという意味で、将来的な投資の意味合いも存在するものと考えられる。こうしたことを踏まえつつ、首長のリーダーシップ、あるいは有識者の意見等を基に、予算要求を実施することが1つの方法として考えられる。

図表94 少子化対策分野の施策・事業に係る予算確保の1つの方法（案）



一方、自治体は税収を活用して施策・事業を実施する以上、少子化対策分野とはいえ、その施策・事業の効果やKPIを設定することは必要不可欠であり、この点についてはヒアリングを実施した自治体でも必要性を強く認識し、また現在検討中であるとの回答があった。

この点、妊娠～就労までワンストップで支援し、オンライン相談なども対応するネウボラ相談窓口「あのね」を設置し、妊娠・出産・子育て支援に力を入れている広島県福山市（以下「福山市」という。）や、23区アンケートで回答を得た区では、合計特殊出生率等の長期的かつ複合的な要因に左右されるような効果・KPIではなく、個別の施策に応じた具体的な効果・KPIを設定しており、参考にすることが可能であるものと考えられる（[図表95](#)参照）。

図表95 少子化対策分野の施策・事業に係る効果・KPIの設定例

施策・事業名	効果・KPIの設定例
ネウボラ相談窓口「あのね」の設置（福山市）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談窓口「あのね」の認知度（50%⇒90%まで上昇） ⇒何かあったときに相談できる窓口が存在することが住民に浸透しているかどうかは、効果を測定する1つの基準になる。 ▶ 福山市で「子育てをしたい人」の割合（94.7%まで上昇） ▶ 福山市で「安心して妊娠・出産・子育てができる」と考える人の割合（8割以上）
保育士の確保・待遇改善（23区中回答のあった区）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認可保育園保育士勤続年数5年以内の割合 ⇒保育士を確保するのみならず、その後も継続して勤務する年数を目標・KPIに掲げることとしている。

少子化対策分野の施策・事業に係る最終的な目標は少子化の解決（合計特殊出生率の向上等）であるが、一方で、自治体が設定する効果・KPIは、自治体が設定している中間的な政策目標にも左右される。例えば福山市は、「相談したいと考えている住民の安心の確保」や「福山市における子育て希望者の増加」を目標とし、それを実現するために、[図表95](#)のような効果・KPIを設定して施策・事業に取り組んでいるものと考えられる。

新たに効果・KPIを設定することは、新たにデータ等を把握することにもつながるため、自治体の職員にとって負担が増すことも考えられるが、前述のとおり、施策・事業の効果やKPIを設定することは必要不可欠である。上記の例を参考にしながら、達成したい政策目標を勘案し、効果・KPIを設定することが望ましいと考えられる。

第7章

本研究のまとめ



第7章 本研究のまとめ

第5章及び第6章ではそれぞれ「今後の特別区の少子化対策の方針」及び「施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆」に係る研究会での検討結果について述べたが、本章ではその検討結果についてまとめることとする。

7-1 今後の特別区の少子化対策の方針について

今後の特別区の少子化対策の方針については、未婚者・既婚者に対するアンケート結果を概観した結果、未婚者に対しては、結婚支援としては出会いのイベントや結婚生活への経済的支援、出産・子育て支援としては経済的支援に、結婚意向を促す効果があるものとして期待でき、また、既婚者に対しても未婚者と同様、経済的支援が出産を促す可能性があるものと考えられると述べた。

また、区内の未婚者・既婚者の結婚・出産意向や、婚活・妊活の実施状況等から、施策・事業による支援対象としてより優先度が高い4つの層を抽出し、それぞれ図表96に示す施策・事業案について検討した。

図表96 今後の特別区の少子化対策の方針の検討結果

		施策・事業の検討結果
未婚者	1 結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない未婚者	【簡便性を訴求した、伴走型支援の施策・事業】 <ul style="list-style-type: none"> デジタルツール等を活用した簡便なスタイルの婚活の促進 カップル成立を目指した伴走型の支援の実施
	2 結婚意向はないが子どもを持つ意向がある未婚者	【現行の施策・事業の支援範囲の確認、同棲者への支援の可能性の検討】 <ul style="list-style-type: none"> 婚姻関係にないまま、結果として子どもが生まれたカップルが、結婚している世帯と同様の支援を受けることが可能かどうか、確認することが必要 社会情勢や住民の希望を踏まえつつ、婚姻関係を結ばない同棲者、あるいはカップルとはならないが子どもを希望する方々への支援を実施する可能性もある
既婚者	3 理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある既婚者	【個人・世帯の生活の経済的支援、子育て・家事負担の軽減の施策・事業】 <ul style="list-style-type: none"> 継続的な経済的支援（例：公営住宅の提供） ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料の助成事業の周知
	4 今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない既婚者	【現行の施策・事業をより活用しやすくするための広報等の実施】 <ul style="list-style-type: none"> 現行の不妊治療に対する助成や、相談窓口を活用しやすくするための広報・周知活動の実施

① 結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない未婚者

結婚意向はあるが制約があって婚活ができていない層については、「億劫だと感じる」「自信がなくて活動できない」という理由で婚活ができていない割合が多かったことから、簡便性を訴求した、伴走型支援の施策・事業が有効である可能性があることについて述べた。施策・事業として、デジタルツール等を活用した簡便なスタイルの婚活の促進や、カップル成立を目指した伴走型の支援の実施が考えられる。

ただし、一般に、スケールメリットの大きい施策・事業については、より大きな単位の行政で実施されることが多いことを踏まえれば、各区は、都と連携の上、施策・事業の実施についても判断する必要があると考えられる。

② 結婚意向はないが子どもを持つ意向がある未婚者

結婚意向はないが子どもを持つ意向がある層への支援については、まず各区において、婚姻関係にないまま、結果として子どもが生まれたカップルが、結婚している世帯と同様の支援を受けることが可能かどうか、確認することが必要であると述べた。

そのうえで、社会情勢や住民の希望を踏まえつつ、婚姻関係を結ばない同棲者、あるいはカップルとはならないが子どもを希望する方々への支援を実施する可能性もあるものと考えられる。

③ 理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある既婚者

理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある層については、その理由として経済的実現性が突出して高いことから、今後、より経済的支援を強化していく可能性について述べた。例えば、現時点の施策・事業に加え、公営住宅の提供等、個人・世帯の生活を経済的に支援する施策・事業を実施することも考えられる。

加えて、経済的負担以外の子育て・家事負担を軽減する施策・事業の有効性についても述べ、現時点でも複数の区で実施されているベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料の助成事業の利用を促進すべく、助成事業の周知に取り組むことが考えられることについても述べた。

④ 今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない既婚者

今後子どもを持つ予定としているが制約があって妊活ができていない層については、アンケート結果は現行の不妊治療に対する助成や、相談窓口の活用を否定するものではなく、そのような施策・事業をより活用しやすくするための広報等も重要であることについて述べた。

7-2 施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆

施策・事業立案時の課題・障壁に対しては、下記①～③について、それぞれ他自治体へのヒアリングから示唆を抽出することとした。

① 課題の特定から施策・事業につなげるプロセスについて

課題の特定から施策・事業につなげるプロセスについては、統計データ等から課題を認識するとともに、その課題がなぜ起きているのかのブレイクダウンと、解決策となる施策・事業の対象・内容に係る仮説を構築した上で、アンケート等により対象の特性や自治体の事情を踏まえて解決策となる施策・事業を立案するモデルを丁寧に実施することが必要であることを述べた。ただし、このモデルの活用にあたっては、

- ・課題認識の前提となる、統計データ等を十分に収集できる体制を整えること
- ・施策・事業の立案までは、長期的なプロセスを視野に入れることも必要となる可能性があること

の2点について、留意する必要がある。

② 施策・事業の推進体制について

少子化の要因が複雑であり、施策・事業が幅広い部局に及ぶことが想定されることから、施策・事業の推進体制については、首長の指示を受けながら、各部局が実施している少子化対策関連施策・事業の整理や、新規施策・事業実施の依頼、実施体制の調整等を実施する部局横断組織・プロジェクトチームの設置が重要であると考えられる点について述べた。

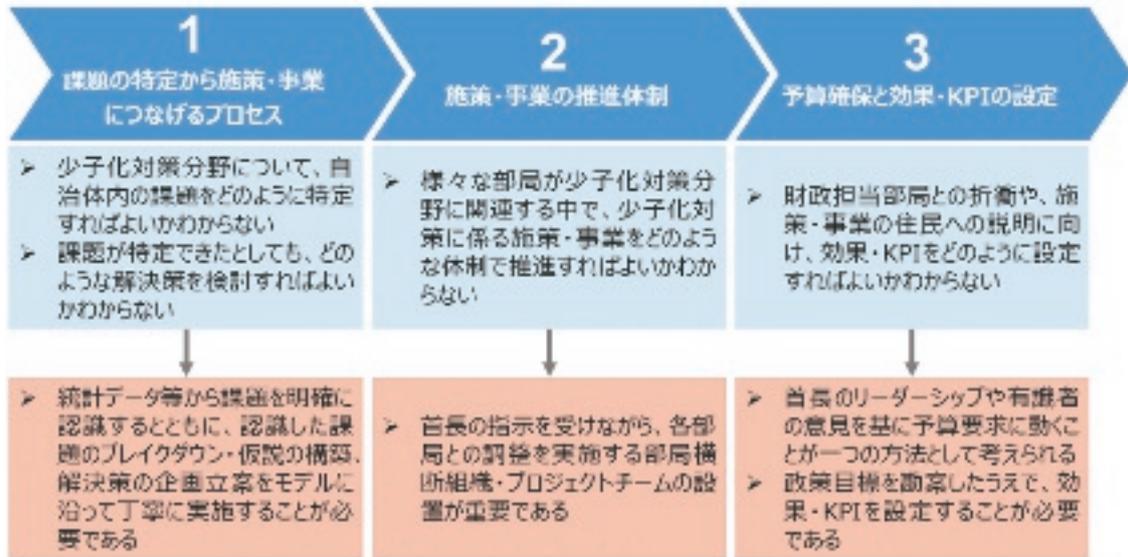
③ 予算確保と効果・KPIの設定について

一般的に、施策・事業の効果・KPIが設定されていないと財政担当部局との折衝も困難であると考えられるが、少子化対策分野においては、効果・KPIを設定することが難しいといった事情もあり通常のプロセスでは予算確保に動くことが困難であることが想定される。この点については、他自治体のヒアリングを基に、首長のリーダーシップ、あるいは有識者の意見等を基に、予算要求を実施することが1つの方法として考えられると述べた。

7-3 施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆のプロセスごとのまとめ

7-2の①～③で述べたことを図示化すると、**図表97**のとおりとなる。

図表97 施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆のまとめ



特別区各区が抱えている課題はそれぞれであるが、今回の23区に対するアンケートからは、1の「課題の特定から施策・事業につなげるプロセス」の段階から課題を抱えている特別区が多かったことから、今後少子化対策の方針を各区で検討するにあたっては、**図表97**のプロセスと示唆を参考にしてもらうことも可能性として考えられる。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

おわりに

おわりに

令和3（2021）年の全国の合計特殊出生率は1.30となり、7年連続で低下した。この減少傾向は特別区も同様であり、同年の特別区の合計特殊出生率は1.09と全国を大きく下回り、特別区は少子化の傾向が顕著な状況にある。

そこで、本研究会では、特別区における少子化の現状把握や先進的な取組を実施している自治体の事例収集、区民へのアンケート調査などを行い、特別区が少子化対策を進めていくに当たっての課題や今後の方針について整理をした。

具体的な内容については各章で述べてきたところであるが、ここでは結びに代えて、研究会で検討してきた主な内容を振り返ることとする。

1 基礎データの分析による特別区の少子化の現状の把握

特別区の少子化対策の検討に当たっては、まずは特別区の現状について、合計特殊出生率などの指標や基礎データにより把握する必要がある。そこで、国が公表している各種統計情報などを用いながら分析を進めてきた。

しかし、様々な指標がある中で、本研究会では合計特殊出生率とともに有配偶率や有配偶出生率などを分析に使用したが、少子化は多くの要因が複雑に絡み合っており、これらの指標から少子化の課題を特定することは困難であった。

また、国が実施する基幹統計では区市町村別で公表している基礎データもあるが、例えば、「結婚願望を有する未婚者の割合」や「育児休業取得率」など、少子化対策を検討するために必要な基礎データを特別区各区の単位で把握できないことが多く、十分な分析が困難であった。

2 区の施策の実施状況と施策・事業立案時の課題の確認の方針(23区アンケート)

23区へのアンケート調査結果では、各区とも少子化対策への対応に苦慮していることが分かった。第4章でも述べているが、少子化について課題を認識しているものの、具体的にどのような事項が課題であるかを特定し、把握することが難しい状況にあるのではないかと考えられる。

また、少子化対策として、子育て支援事業を挙げる自治体が多かった。子育て支援施策の充実を図ることが、結果として出産を考えている世帯の後押しになり、少子化対策につながるものと考えられる。

3 区民アンケートの実施

特別区在住の区民に対するウェブアンケート調査結果では、未婚者、既婚者ともに経済的支援のニーズが多かった。しかしながら、理想の子ども数と現実の子ども数にギャップがある既婚者の回答結果では、理想の子ども数を持てるようになる条件として「自身の育児の負担が重くならない」といった意見も一定程度あることから、経済的支援だけでなく、子育てや家事負担を軽減する施策の充実も求められていると考えられる。

最後に、**図表97**「施策・事業立案時の課題・障壁に対する示唆のまとめ」では、①課題の特定から施策・事業につなげるプロセス、②施策・事業の推進体制、③予算確保と効果・KPIの設定を掲げ、先進的な取組を実施している自治体の事例を参考に示唆をまとめた。これらは、今後、特別区が少子化対策の施策・事業を実施するために参考になると考えられる。

また、少子化対策の取組は、地域性や各自治体の推進体制などによるところが大きいが、例えば、男性の育児休業取得率の向上や、全国一律の経済的支援等の地域性によらない取組は国が行い、都道府県ではスケールメリットを生かし広域的に実施する必要がある取組、区市町村では地域の実情に応じた住民一人一人に寄り添った取組を行うなど、各主体がそれぞれの役割を踏まえて少子化対策に取り組んでいく必要がある。

本報告書では、少子化には複合的で様々な要因があり、少子化対策の効果やKPIを設定することが難しいことから、「特別区で有効な少子化対策」研究会としての具体的な施策を打ち出してはいないが、支援対象として優先度が高い4つの層を抽出して施策・事業の方針を示すとともに、各区が少子化対策の施策・事業を立案する際の課題・障壁に対する示唆をまとめることができた。

特別区ではこれまで様々な子育て支援施策を実施し、充実させてきたが、全国的にはもちろん特別区も少子化に歯止めがかかっておらず、加速化する少子化は喫緊の課題である。本報告書での知見が、今後の特別区の少子化対策の一助となれば幸いである。

令和5年度「少子化の傾向が顕著な特別区で有効な少子化対策」に関する調査研究 研究会リーダー

(葛飾区子育て支援部子ども・子育て計画担当課長) 羽佐田 浩介

第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

參考資料

参考資料

研究体制

研究プロジェクトメンバー		備考
リーダー	葛飾区子育て支援部子ども・子育て計画担当課長	羽佐田 浩介
メンバー	葛飾区子育て支援部子育て政策課子ども・子育て計画係主査	櫻井 智広
	港区教育委員会事務局学校教育部学務課学事係	佐藤 健太
	江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係主任	鎗田 有香
	江戸川区福祉部生活援護第二課援護第八係主任	岡村 佳和
調査研究支援	株式会社日本総合研究所	

活動実績

第1回研究会	4/21 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究目的及び概要 ・年間スケジュール ・日本の合計特殊出生率等の動向・少子化対策の変遷 ・国・東京都・特別区の基礎データの調査・整理
第2回研究会	5/29 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の先進事例 ・海外事例のまとめ ・23区アンケートの設計 ・23区民アンケートの設計
第3回研究会	6/20 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの調整状況等報告 ・23区アンケートの設計・実施 ・23区民アンケートの設計
調査実施	6/21 (水)	・ヒアリング (1件)
調査実施	6/23 (金)	・23区アンケート発出
調査実施	6/27 (火)	・ヒアリング (1件)
調査実施	7/7 (金)	・ヒアリング (2件)
調査実施	7/10 (月)	・ヒアリング (1件、書面回答)
調査実施	7/14 (金)	・ヒアリング (2件、うち1件書面回答)
第4回研究会	7/27 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの結果報告 ・23区アンケートの結果報告 ・23区民アンケートの設計・実施
調査実施	8/10 (木)	・23区民アンケート発出

調査実施	8/25 (金)	・ヒアリング (1件)
第5回 研究会	8/30 (水)	・ヒアリングの結果報告 ・23区アンケートの結果報告 ・23区民アンケートの結果報告 (速報) ・少子化対策として有効な施策の方向性の検討
第6回 研究会	9/25 (月)	・ヒアリングの結果報告 ・23区民アンケートの結果報告 (追加分析分) ・少子化対策として有効な施策の方向性の検討
調査実施	10/20 (金)	ヒアリング (1件)
第7回 研究会	10/27 (金)	・ヒアリングの結果報告 ・報告書 (案) の構成
調査実施	11/ 7 (火)	ヒアリング (1件)
第8回 研究会	11/15 (水)	・ヒアリングの結果報告 ・報告書 (案) について
第9回 研究会	12/12 (火)	・報告書 (案) の提示 ・研究会のまとめ

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

23区アンケートの実施概要と結果

【実施概要】

23区アンケートの実施概要は図表98のとおりである。

図表98 23区アンケートの実施概要

調査対象	23区
調査手法	各区に対してメールにてExcel調査票を送付し、メールにて回答を回収
調査時期	令和5（2023）年6月23日～7月14日

【調査票】

23区アンケートの調査票は図表99のとおりである。

図表99 23区アンケート調査票

結婚支援、妊娠・出産、子育て施策の実施状況に関するアンケート調査について	
【調査の趣旨及び依頼について】	
本アンケート調査は、事前に発出されている依頼状のとおり、結婚支援、妊娠・出産、子育て施策の実施状況について各区の皆様の状況等について調査させていただくものです。 ご多用中、誠に恐れ入りますが、本調査の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。	
【回答方法について】	
(1)	本ページ下部の【ご回答部署の情報】にご記入をお願いします。
(2)	「2. アンケート内容」シート上で回答をご作成いただき、【7/14（金）】までに、以下の宛先まで回答ファイルのご送付をお願いいたします。 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
【ご回答部署の情報】	
区名	
部局名・課室名	
氏名	
メールアドレス	
※引き続き、「2. アンケート内容」のシートにてご回答をお願いします。	

結婚支援、妊娠・出産、子育て施策の実施状況

(1) 貴区における先進的な結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策の実施状況

下記の先進的な結婚支援、妊娠・出産、子育て支援に係る施策・事業のうち、令和5年度現在、貴区が実施しているものについては○、実施していないものについては×を選択してください。なお、下記に記載しているもの他、先進的な施策・事業を実施している場合には、「その他」の欄に記載の上、「○」を選択してください。
また、○を選択した施策・事業について、事業の進捗管理方法・設定されている事業目標・KPIがあればご回答ください（なければ「なし」とご回答ください）。
その上で、○を選択した施策・事業について、令和5年度の施策・事業予算をご回答ください。

施策・事業名		○・× 選択	事業の進捗管理方法（事業の進捗 状況）・事業目標・KPI	令和5年度予算（千円単位）	
結婚支援施策	結婚情報の発信（ポータルサイトの運営等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	若者のライフデザインに関する事業（ライフデザインセミナー、シミュレーション等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	住宅支援（結婚予定・結婚した男女の公営住宅等への優先入居等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	男女の結婚に向けたマッチング事業（マッチングシステムの導入等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	男女の結婚に向けたマッチング事業（事業・イベントの開催等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
妊娠・出産 支援施策	不妊治療費助成事業（生殖補助医療への支援等も含む）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	妊娠前の健康支援事業（プレコンセプションケア等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	妊産婦世帯への現金給付	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	妊産婦に対する検診費用助成事業（14回の受診を超えた受診分）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	妊娠支援のための情報発信（ポータルサイトの運営等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	助産師等による妊娠・出産支援事業（両親学級・オンラインによる相談等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	住宅支援（妊産婦世帯の公営住宅等への優先入居等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	里帰り出産支援	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	独自の出産費用の助成	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	ホームヘルプサービス（家事・育児等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	交通費等の補助（電車・タクシー・バス等）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
	子育て支援施策	保育士の確保・待遇改善	選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）	
保育施設の新設・拡充		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
認可外保育所を利用する保護者への助成等（保育料負担軽減、ベビーシッター等）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
0～2歳児の保育料の軽減（国・都の制度を上回る軽減制度）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
子育て世帯への現金給付（スポット的（1回のみ）のものを除く）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
住宅支援（子育て世帯の公営住宅等への優先入居等）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
子育て支援のための情報発信（ポータルサイトの運営等）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
就労環境の整備（正規雇用等の就労支援、子育てと仕事の両立のための支援、男性育児促進のための支援等）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
子育て世帯の習い事支援（塾代の助成事業等）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
子育てコーチング支援（新生児期～青年期の発達過程に対して、適切なコミュニケーションの取り方や子育ての方法を身につけるための事業）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
幼稚園・小学校・中学校における給食費無償化の実施		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
こども食堂の実施やその実施に対する支援		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円
その他（※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いいたします。）		選択してください	（○と回答した場合、ご記入ください）		千円

第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

(2) 区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について

結婚支援、妊娠・出産、子育て支援の施策・事業を実施するにあたっては、区内において解決すべき課題を把握・設定する必要があると考えられます。下記に記載されているものうち、貴区内において、直近1年間で解決すべき課題として認識しているもの(担当課で事業化検討をしたもの、経営会議・庁内PT・区議会・区内の子ども・子育て会議等において質問・議論されたもの)について○をご選択ください。また、その課題を把握するきっかけとなったデータ・指標等があれば、そちらをご記入ください。

課題	○・× 選択	課題を把握したデータ・指標等
結婚願望のある男女の減少	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
出会いが少ないことにより結婚できない男女の増加	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
所得の減少・不安定な雇用により結婚のための費用を賄うことができない男女の増加	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
子どもを持つ希望のある男女の減少	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
子どもを持つ希望はあるが不妊症・高齢出産等により出産が叶わない男女の増加	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
所得の減少・不安定な雇用により妊娠・出産費用を賄うことができない男女の増加	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
所得の減少・不安定な雇用により子育て費用を賄うことができない男女の増加	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)
その他 (※その他の課題がある場合、課題のご記入をお願いします。)	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)

(3) (2)の課題の解決にあり貴区が有効と考える施策・事業

(2)でご回答いただいた課題を解決するにあり、貴区では現在実施されていないもの、実施した場合には有効と考える結婚支援、妊娠・出産、子育て支援の各施策・事業として、直近1年間で貴区内において提案・検討されたもの(担当課で事業化検討をしたもの、経営会議・庁内PT・区議会・区内の子ども・子育て会議等において議論されたもの)について、○をご選択ください。(※「○・×選択」が灰色となっているセルは、(1)で○を選択された事業(貴区で現在実施されている事業)ですので、回答不要です。)

施策・事業名	○・× 選択	施策・事業名	○・× 選択		
結婚支援施策	結婚情報の発信(ポータルサイトの運営等)	選択してください	子育て支援施策	保育士の確保・待遇改善	選択してください
	若者のライフデザインに関する事業(ライフデザインセミナー、シミュレーション等)	選択してください		保育施設の新設・拡充	選択してください
	住宅支援(結婚予定・結婚した男女の公営住宅等への優先入居)	選択してください		認可外保育所を利用する保護者への助成等(保育料負担軽減、ベビーシッター等)	選択してください
	男女の結婚に向けたマッチング事業(マッチングシステムの導入等)	選択してください		0~2歳児の保育料の軽減(国・都の制度を上回る軽減制度)	選択してください
	男女の結婚に向けたマッチング事業(事業・イベントの開催等)	選択してください		子育て世帯への現金給付(スポーツ的(1回のみ)のものを除く)	選択してください
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください		住宅支援(子育て世帯の公営住宅等への優先入居等)	選択してください
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください		子育て支援のための情報発信(ポータルサイトの運営等)	選択してください
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください		就労環境の整備(正規雇用等の就労支援、子育てと仕事の)	選択してください
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください		子育て世帯の習い事支援(塾代の助成事業等)	選択してください
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください		子育てコーチング支援	選択してください
妊娠・出産支援施策	不妊治療費助成事業(生殖補助医療への支援等も含む)	選択してください	幼稚園・小学校・中学校における給食費無償化の実施	選択してください	
	妊娠前の健康支援事業(プレコンプレクシア等)	選択してください	子ども食堂の実施やその実施に対する支援	選択してください	
	妊産婦世帯への現金給付	選択してください	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください	
	妊産婦に対する検診費用助成事業(14回の受診を超えた受診分)	選択してください	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください	
	妊娠支援のための情報発信(ポータルサイトの運営等)	選択してください	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください	
	助産師等による妊娠・出産支援事業(両親学級・オンラインによる相談等)	選択してください	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください	
	住宅支援(妊産婦世帯の公営住宅等への優先入居等)	選択してください	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください	
	里帰り出産支援	選択してください	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください	
	独自の出産費用の助成	選択してください			
	ホームヘルプサービス(家事・育児等)	選択してください			
	交通費等の補助(電車・タクシー・バス等)	選択してください			
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください			
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください			
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください			
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください			
	その他(※その他の事業がある場合、事業名のご記入をお願いします。)	選択してください			

(4) 結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について

結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策を立案するにあたっての課題・障壁について、下記のうち当てはまる選択肢について○をご選択ください。

課題	○・× 選択
区内の施策上の課題及び課題が生じている要因の特定が難しい	選択してください
どのような事業を実施すれば課題解決に結び付くのか想定しづらい	選択してください
施策・事業の効果やKPIを見込むことが難しい	選択してください
(結婚に向けたマッチング事業等) 民業を圧迫する可能性があり事業を構築するのが難しい	選択してください
その他 (※その他の課題がある場合、課題のご記入をお願いいたします。)	選択してください

(5) 結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策に関連する指標の把握状況について

研究会では、結婚支援、妊娠・出産、子育て支援の施策・事業を検討するにあたり、様々な指標・データを参考にすることが必要と考えています。以下の指標・データのうち、貴区内で把握されているものがあれば○をご選択ください。また、○をつけたデータ・指標について、研究会にご提供いただくことが可能か、その可否と、数値の出典元についてご回答ください。

指標・データ名	○・× 選択	ご提供の可否	数値の出典元
区内住民(20歳以上)の平均所得の平均	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)
区内の世帯所得の平均	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)
区内住民の結婚願望の有無	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)
区内住民の平均初婚年齢	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)
区内住民の正規・非正規職員の割合	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)
区内住民の理想子ども数・予定子ども数	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)
区内住民の育児休暇、年次有給休暇の取得状況	選択してください	(○と回答した場合、ご記入ください)	例：○○○○調査(令和○年○月○日調査実施、区独自調査or国勢調査データ)

(6) 少子化対策に関する計画の改定等に係る貴区の状況について

少子化対策に関する計画について、貴区の検討状況を次の選択肢からご回答ください。
(選択肢)「現在改定等に向けて作業実施中」「来年度改定等に向けた作業を実施予定」「未定」

少子化対策に関する計画の改定等に係る貴区の状況	選択してください
-------------------------	----------

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

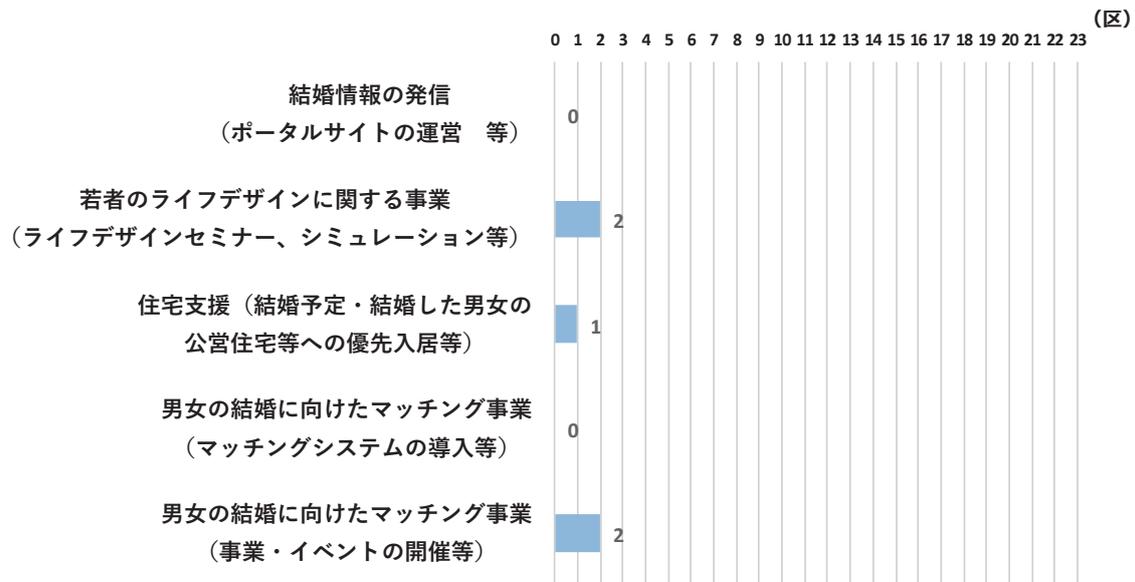
おわりに

参考資料

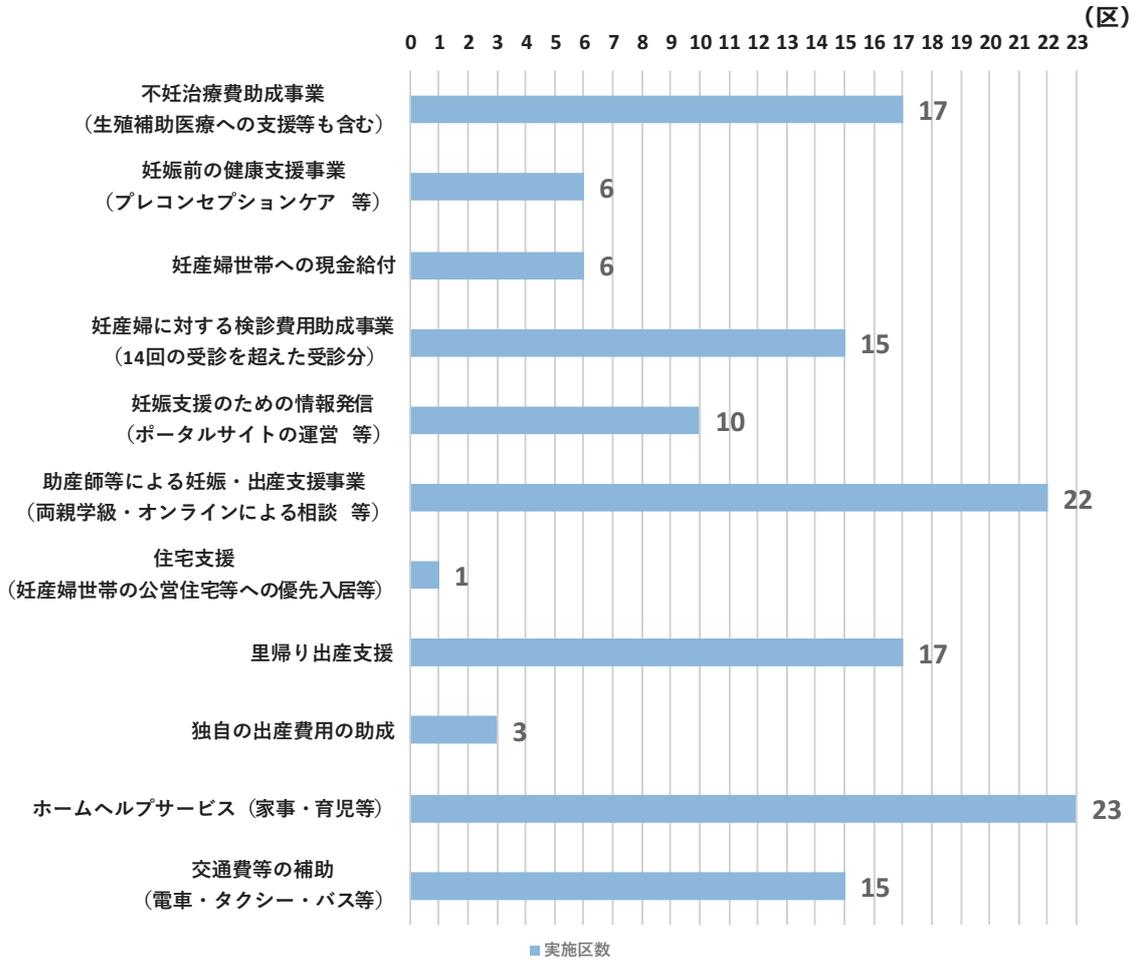
【アンケート実施結果】

(1) 貴区における先進的な結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の実施状況

図表 100 「貴区における先進的な結婚支援施策の実施状況」の回答結果（各施策・事業を実施していると回答した区数）（n=23）



図表 101 「貴区における先進的な妊娠・出産支援施策の実施状況」の回答結果（各施策・事業を実施していると回答した区数）（n=23）



第 1 章

1-1

1-2

第 2 章

2-1

2-2

2-3

第 3 章

3-1

3-2

3-3

3-4

第 4 章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第 5 章

5-1

5-2

5-3

第 6 章

6-1

6-2

6-3

6-4

第 7 章

7-1

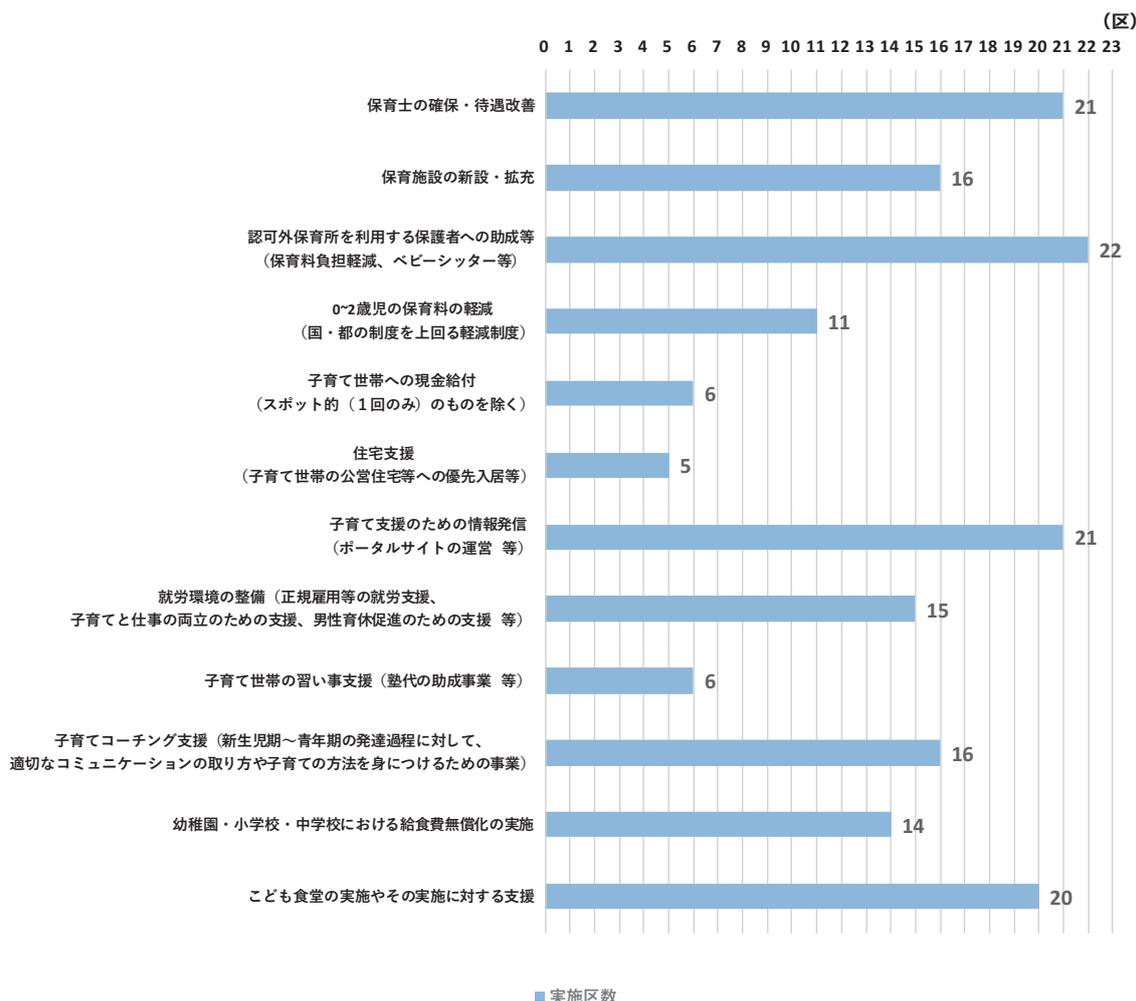
7-2

7-3

おわりに

参考資料

図表 102 「貴区における先進的な子育て支援施策の実施状況」の回答結果（各施策・事業を実施していると回答した区数）（n=23）



図表 103 その他の取組について（妊娠・出産支援施策）

施策・事業名
産後ケア事業
出産・子育て交付金事業
産婦訪問指導事業
多胎児家庭に対するタクシー利用料の一部補助
とうきょうママパパ応援事業（育児パッケージ、1万円分の商品券配付）
きかせて子育て訪問事業
多胎児家庭支援事業（多胎ピアサポート）
コミュニティバス乗車券の交付

産後ドゥーラ利用費用の助成
子育て応援券事業（一時保育、子育て相談、子育て講座等の支援サービスを受けられる券を未就学児家庭に発行）
妊婦健康診査支援事業

図表 104 その他の取組についての回答（子育て支援施策）

施策・事業名
子ども未来基金地域活動支援（子供の育ちを支援する地域活動団体等への支援）
三人乗り自転車等購入費助成事業
多胎児用ベビーカー購入費等助成事業
家庭保育の保護者への一時保育利用料助成
ツインズサポート事業（タクシー利用料金・一時保育等利用料助成）
子ども預かり、送迎支援事業、ファミリー・サポート・センター事業
親元近居支援事業（親世帯と近居または同居することになったファミリー世帯に、転入・転居費用に応じて「三世代すまいるポイント」を交付）
マイほいくえん事業（在宅子育て者が近くの保育園をマイほいくえんに登録し、園庭開放、子育て相談、離乳食講習会、健康・保健相談等の地域支援）
多子世帯移動支援（タクシー利用券の配布、コミュニティバスの未就学児無料化等）
給食食材等緊急支援（小中学校・幼稚園・子ども園）
こども園物価高騰緊急対策
幼稚園教材費等援助
住宅取得利子補助制度（住宅ローンの利子の一部を補助）
住宅修築資金融資あっせん事業
高齢者等（ひとり親含む）住宅あっせん事業
高齢者等（ひとり親含む）家賃等債務保証制度
すまい安心ネットワーク事業（要配慮者向け住宅として民間賃貸住宅の登録募集）
子ども・ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭の学習支援事業
ヒーローバスによる送迎事業（園児が外で遊ぶ機会を確保するため、幼稚園から広い公園への送迎バスを運行）
新生児誕生祝い金

第 1 章

1-1

1-2

第 2 章

2-1

2-2

2-3

第 3 章

3-1

3-2

3-3

3-4

第 4 章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第 5 章

5-1

5-2

5-3

第 6 章

6-1

6-2

6-3

6-4

第 7 章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

子ども宅食プロジェクト（経済状況が食生活に影響するリスクがある家庭の子どもに対して食品等を配送）
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
多胎児家庭サポーター事業利用料助成
ひとり親家庭子育て訪問支援事業

(2) 区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策上の課題について

図表 105 「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」の回答結果（各項目を課題であると回答した区数）（n=23）

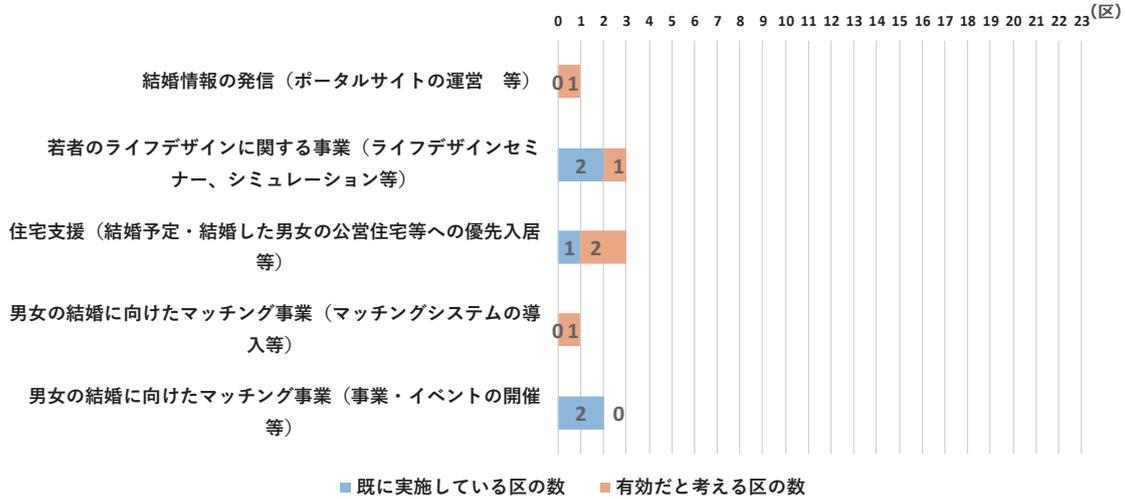


図表 106 「区内において解決すべき結婚支援、妊娠・出産、子育て支援施策上の課題について」のその他の回答

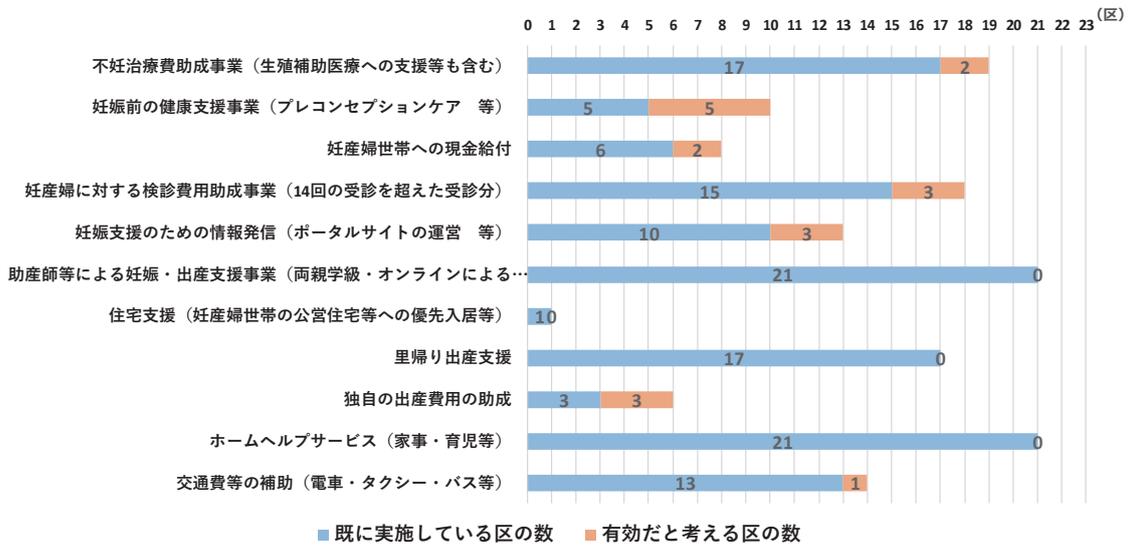
課題
今後、子供を持ちたいと思う割合について
子どもを持ちたいと考えているが、産むのを控えている事情について
子どもを持ちたくない・今は考えていないと答えた方の事情について
少子化の根本的原因について分析がないまま国の対策が進められており、それぞれの施策の効果は不透明である。
出生数の減少
ベビーシッターの不足

(3) (2) の課題の解決にあたり貴区が有効と考える施策・事業

図表 107 「(2) の課題の解決にあたり貴区が有効と考える結婚支援施策・事業」の回答結果 (各施策の未実施区の中で有効だと回答した区数) (n=23)



図表 108 「(2) の課題の解決にあたり貴区が有効と考える妊娠・出産支援施策・事業」の回答結果 (各施策の未実施区の中で有効だと回答した区数) (n=23)



第 1 章

1-1

1-2

第 2 章

2-1

2-2

2-3

第 3 章

3-1

3-2

3-3

3-4

第 4 章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第 5 章

5-1

5-2

5-3

第 6 章

6-1

6-2

6-3

6-4

第 7 章

7-1

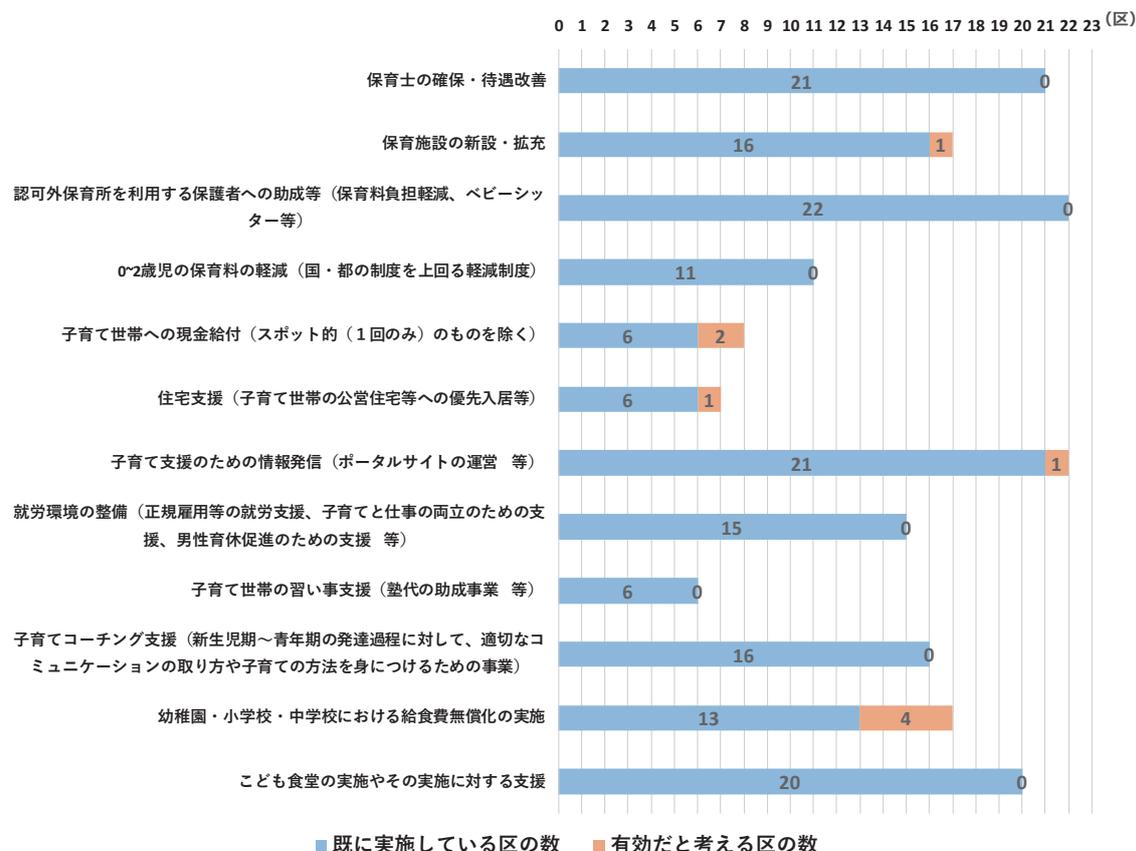
7-2

7-3

おわりに

参考資料

図表 109 「(2) の課題の解決にあたり貴区が有効と考える子育て支援施策・事業」の回答結果（各施策の未実施区の中で有効だと回答した区数）（n=23）

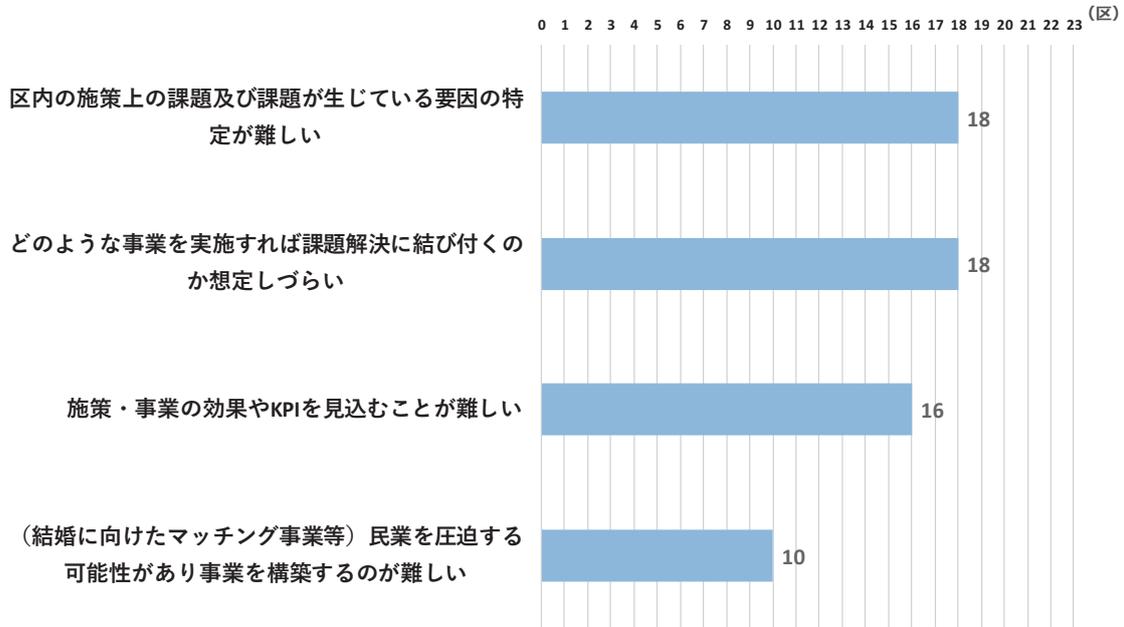


図表 110 「(2) の課題の解決にあたり貴区が有効と考える子育て支援施策・事業」のその他回答

分類	施策
結婚支援施策	結婚パス（区内で結婚した方への特典等）
妊娠・出産支援施策	不妊専門相談（R5年度より実施）
	産婦健康診査費用助成の拡充
子育て支援施策	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施する東京都への働き掛け（ベビーシッターを増やす施策の推進）

(4) 結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について

図表 111 「各区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」の回答結果（各項目について、課題・障壁であると回答した区数）（n=23）



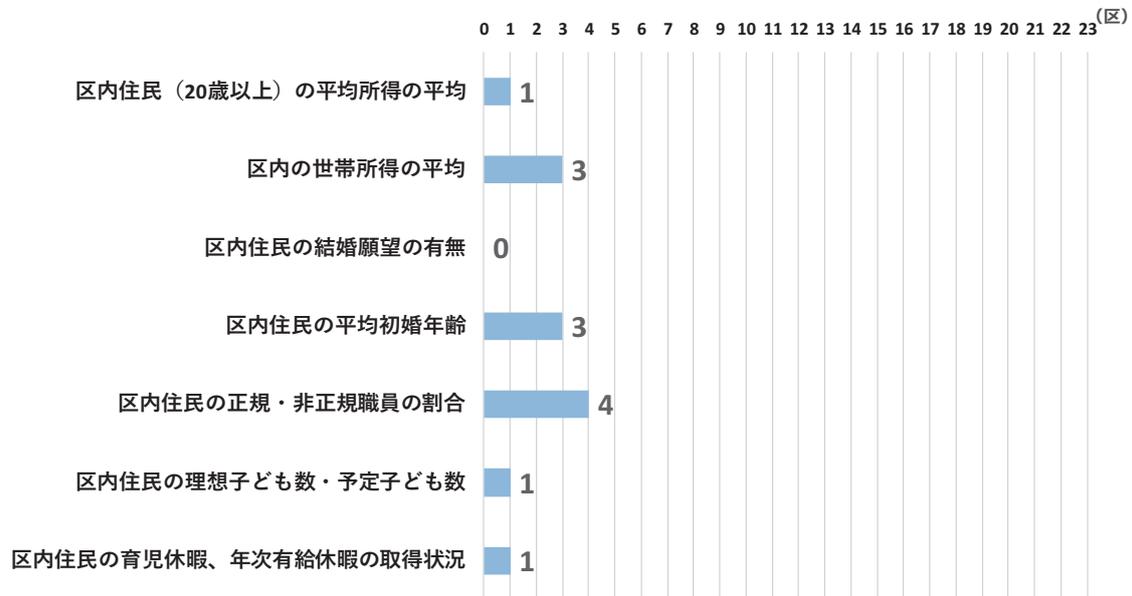
図表 112 「区の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策の立案上の課題・障壁について」のその他の回答

課題・障壁
社会情勢、収入源、増税など地方自治体のみでは解決できない問題が根本にある。
ノウハウが少なく、事業を構築するのが難しい
国が一律的に行うべき支援と基礎的自治体が地域に即して行うべき支援の在り方の整理が必要。
所管をまたぐ事業の構築が難しい

- 第 1 章
 - 1-1
 - 1-2
- 第 2 章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第 3 章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第 4 章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第 5 章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第 6 章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第 7 章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

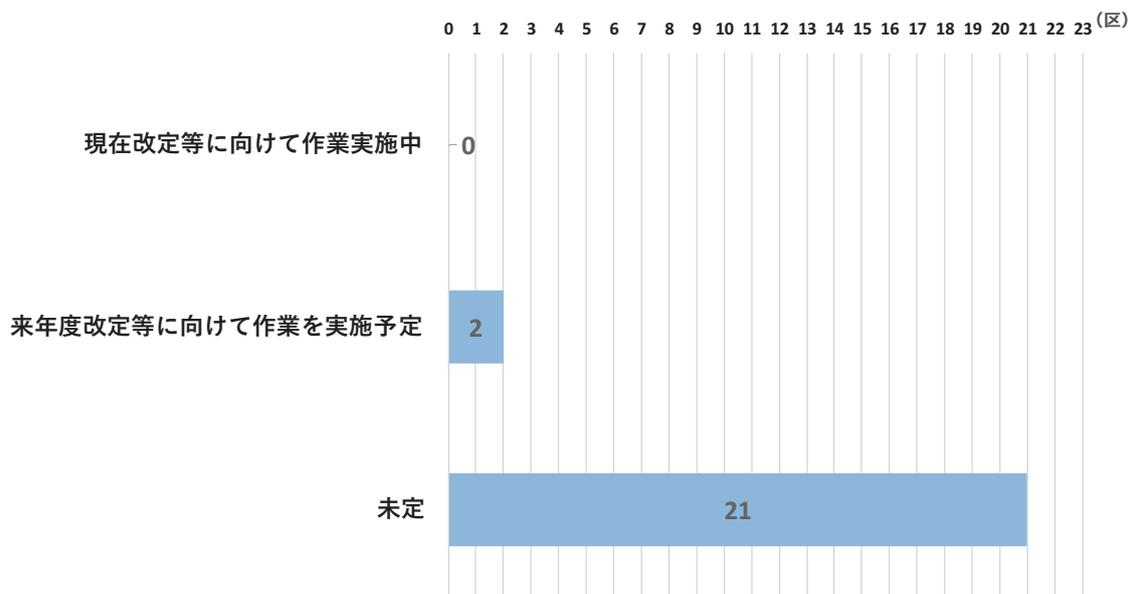
(5) 結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策に関連する指標の把握状況について

図表113 「結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援施策に関連する指標の把握状況について」の回答結果 (n=23)



(6) 少子化対策に関する計画の改定等に係る貴区の状況について

図表114 「少子化対策に関する計画の改定等に係る貴区の状況について」の回答結果 (n=23)



区民アンケートの実施概要と結果

【実施概要】

調査地域	東京特別区
調査対象者	未婚者調査 東京特別区在住の、20～39歳の未婚者 既婚者調査 東京特別区在住の、25～39歳の有配偶者
回答者数・割付	未婚者、有配偶者各1,200ss 未婚者、有配偶者それぞれについて、総務省統計局「令和2年度国勢調査」の国籍総数人口構成比に合わせて、性、年代、居住区を加味のうえ割付。 ※未婚者 第1ブロック 男性 20～24歳が未達となったため(13ss/15ss)、未婚者の分析時にはウェイトバックを行った。
設問数	スクリーニング調査5問+本調査30問
調査手法	調査会社の調査パネルを使ったウェブアンケート調査
調査時期	令和5（2023）年8月10日～8月23日（14日間）

※「ss」…サンプルサイズ。アンケートで調査の対象とするデータの個数のこと。

※「ウェイトバック」…アンケート調査の回収データを、母集団の構成の通りに集計すること。

第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

【設問一覧】

図表 115 区民アンケートの設問一覧

Q1	あなたのこれまでの交際経験について、最もあてはまるものをひとつお選びください。
Q2-1	現在の交際相手との出会いのきっかけをお答えください。
Q2-2	現在のパートナー（夫・妻）との出会いのきっかけをお答えください。
Q3	あなたは、あなたご自身の結婚の時期について、どのように考えていますか。 最もあてはまるものをひとつお選びください。
Q4	あなたが希望する、あなたの将来のパートナー（夫・妻）との年齢差について、最もあてはまるものをひとつお答えください。
Q5	あなたは現在、結婚相手・交際相手を見つけることを目的とした活動（婚活）を行っていますか。 行っている場合は、あなたが現在行っている活動をすべてお選びください。 そのうち、現在主に行っている活動をひとつお選びください。
Q6	あなたが結婚したいと思いつつも、現在は結婚相手・交際相手を見つけることを目的とした活動（婚活）をしていない理由について、最もあてはまるものをひとつお選びください。
Q7	あなたが結婚をしないと思わない理由として、最もあてはまるものをひとつお選びください。
Q8	あなたは「結婚をしないと思わない理由」として「{Q7 回答(文)}」とお答えになりました。 この理由が何らかの方法で解消された場合、あなたの結婚についての考え方はどのように変化しますか。
Q9	あなたは現在、子どもがいますか。 ※すでに子どもがいる方は、そのお子さまは除いてお考えください。
Q10	あなたは今後、子どもを持ちたいと思えますか。 （結婚はせずに子どもを持つ場合も含みます） 理想として持ちたい子どもの数、現実的に持つと思う子どもの数をそれぞれひとつお選びください。 ※「現実的に持つと思う子どもの数」が、「理想として持ちたい子どもの数」を上回らないようにしてください
Q11	あなたが今後、子どもを持たないことを理想とする理由として、あてはまるものをすべてお選びください。 （いくつでも）
Q12	あなたは理想として持ちたい子どもの数を「{Q10 選択肢 回答(文)}」、現実的に持つと思う子どもの数を「{Q10 選択肢 回答(文1)}」とお答えになりました。 どういった条件であれば、あなたの「現実的に持つと思う子どもの数」は「理想として持ちたい子どもの数」に近づきますか。 あてはまるものをすべてお選びください。
Q13	あなたにとって、今のパートナー（夫・妻）との結婚は、何回目の結婚ですか。
Q14	あなた方ご夫婦の現在の子ども数をお答えください。 妊娠中のお子さまの数も1人と数えてください。
Q15	あなた方ご夫婦は、今後何人子どもを持つ予定ですか。 理想として今後持ちたい子どもの数、現実的に今後持つ予定の子どもの数を、それぞれひとつお選びください。 ※現在妊娠中のご夫婦は、そのお子さまを出産後に持つ子どもの数をお答えください。 ※「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が、「理想として今後持ちたい子どもの数」を上回らないようにしてください。
Q16	あなた方ご夫婦は、現在、妊娠に向けた活動（妊活）をしていますか。 ※不妊治療等、医療行為を受けていない場合も含みます。
Q17	あなた方ご夫婦が、子どもが欲しいと思いつつも、現在は、妊娠に向けた活動（妊活）をしていない理由について、最もあてはまるものをひとつお選びください。

Q18	あなた方ご夫婦が、今後、子どもを持たないことを理想とする理由として、あてはまるものをすべてお選びください。 (いくつでも)
Q19	あなたは理想として今後持ちたい子どもの数を「{Q15 選択肢 回答(文)}」、現実的に今後持つ予定の子どもの数を「{Q15 選択肢 回答(文1)}」とお答えになりました。 どうい条件であれば、あなた方ご夫婦の「現実的に今後持つ予定の子どもの数」は、「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づきますか。
Q20	あなたは、23区において、区が住民に対して以下の結婚支援策を実施していることをご存じですか。 利用したことがあるかもあわせてお答えください。 (あなたがお住まいの区では実施されていないものもあります)
Q21	区が実施する以下の結婚支援策のうち、あなたが今後(も)利用したいと思うものはどれですか。 (いくつでも)
Q22	前問で「利用したい」と答えた方で、区が実施する結婚支援策のうち、それを利用することで、今よりも結婚したいと思えるようになるものはどれですか。 (いくつでも)
Q23-1	あなたは、23区において、区が住民に対して以下の出産・子育て支援策を実施していることをご存じですか。 知っているものをすべてお選びください。 (あなたがお住まいの区では実施されていないものもあります) (いくつでも)
Q23-2	前問で「知っている」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、あなたが利用したことのあるものをすべてお選びください。 (あなたがお住まいの区では実施されていないものもあります)
Q24	区が実施する以下の出産・子育て支援策のうち、あなたが今後(も)利用したいと思うものはどれですか。 (いくつでも)
Q25	前問で「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、今よりも結婚したいと思えるようになるものはどれですか。 (いくつでも)
Q26-1	あなたは理想として持ちたい子どもの数を「{Q10 選択肢 回答(文)}」、現実的に持つと思う子どもの数を「{Q10 選択肢 回答(文1)}」とお答えになりました。 先ほど「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、「あなたの現実的に持つと思う子どもの数」が「理想として持ちたい子どもの数」に近づくものはどれですか。 あてはまるものをすべてお選びください。
Q26-2	あなたは理想として今後持ちたい子どもの数を「{Q15 選択肢 回答(文)}」、現実的に今後持つ予定の子どもの数を「{Q15 選択肢 回答(文1)}」とお答えになりました。 先ほど「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、あなた方ご夫婦の「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づくものはどれですか。 あてはまるものをすべてお選びください。
Q27	あなたの世帯の家族構成をお答えください。 ※あなたの世帯とは、普段あなたと住居を共にされ、かつ、生計を同じくされている方(々)を指します。
Q28	あなたと、あなたのパートナー(夫・妻)の年齢差をお答えください。
Q29	令和4年度のあなたの個人年収をお答えください。 ※額面(税引前)の金額でお答えください。
Q30	令和4年度のあなたの世帯年収をお答えください。 ※額面(税引前)の金額でお答えください。 ※あなたの世帯とは、普段あなたと住居を共にされ、かつ、生計を同じくされている方(々)を指します。

第1章

1-1

1-2

第2章

2-1

2-2

2-3

第3章

3-1

3-2

3-3

3-4

第4章

4-1

4-2

4-3

4-4

4-5

第5章

5-1

5-2

5-3

第6章

6-1

6-2

6-3

6-4

第7章

7-1

7-2

7-3

おわりに

参考資料

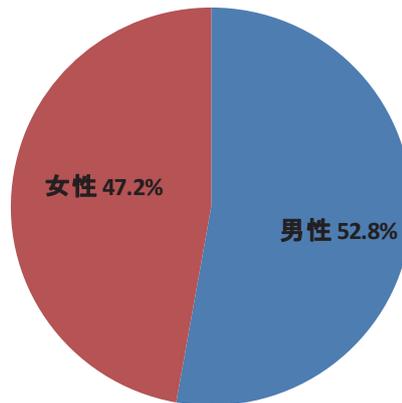
【未婚者調査】

※ウェイトバックを実施後の数値を記載している。

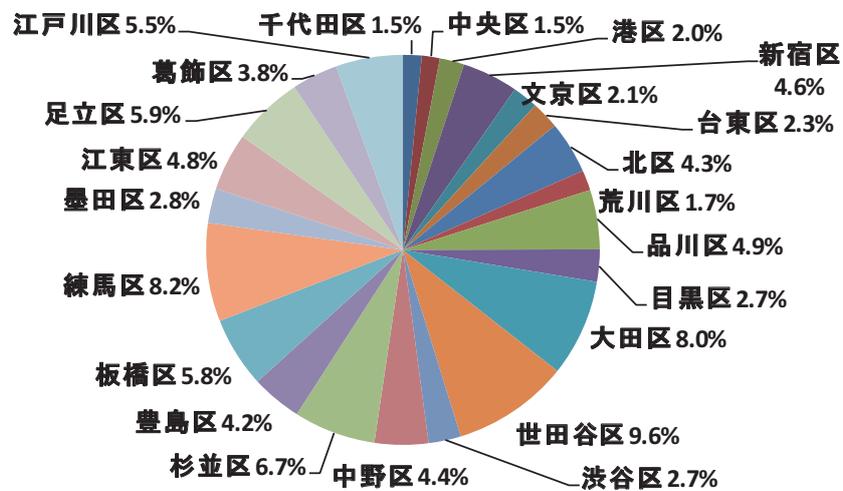
※四捨五入の関係で各項目の数値の合計が100.0%とならない場合がある。

○基本情報

図表116 性別 (n=1198)



図表117 居住市区町村 (n=1198)

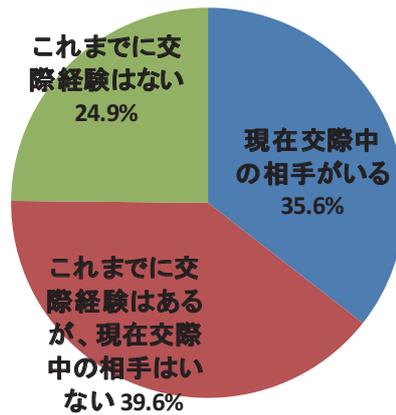


○アンケート実施結果

[Q1]

あなたのこれまでの交際経験について最もあてはまるものを1つお選びください。

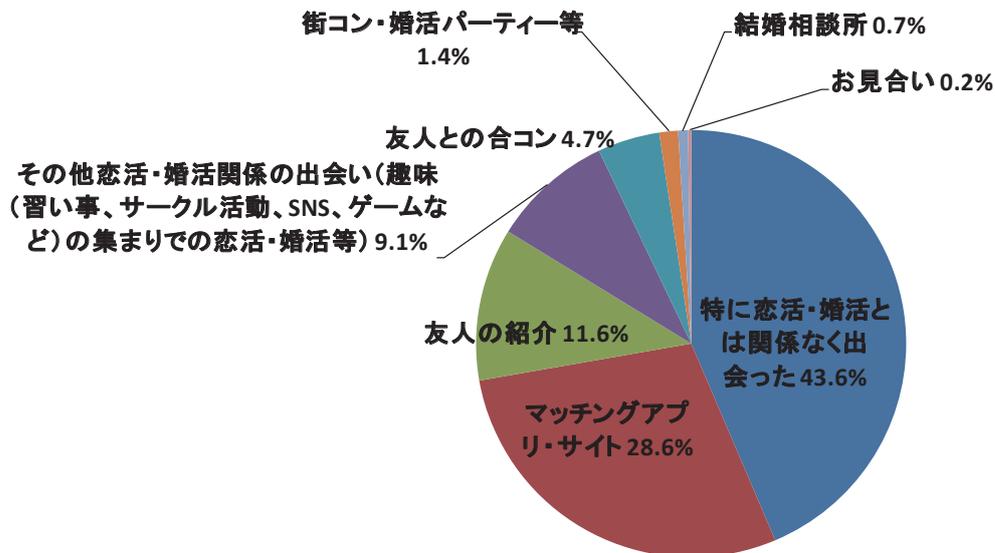
図表 118 [Q1] の回答結果 (n=1198)



[Q2-1]

現在の交際相手との出会いのきっかけをお答えください。

図表 119 [Q2-1] の回答結果 (n=426)



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

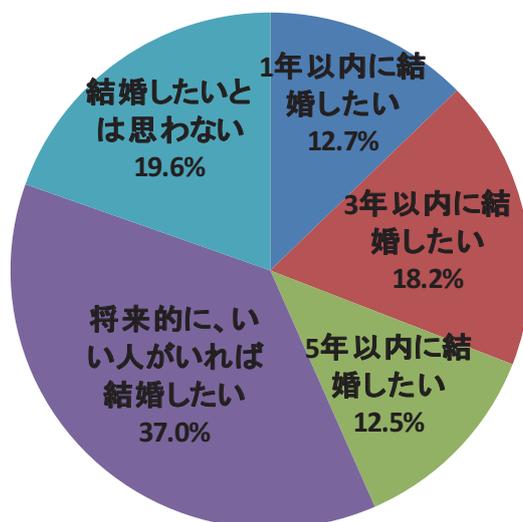
おわりに

参考資料

[Q3]

あなたは、あなたご自身の結婚の時期について、どのように考えていますか。
最もあてはまるものをひとつお選びください。

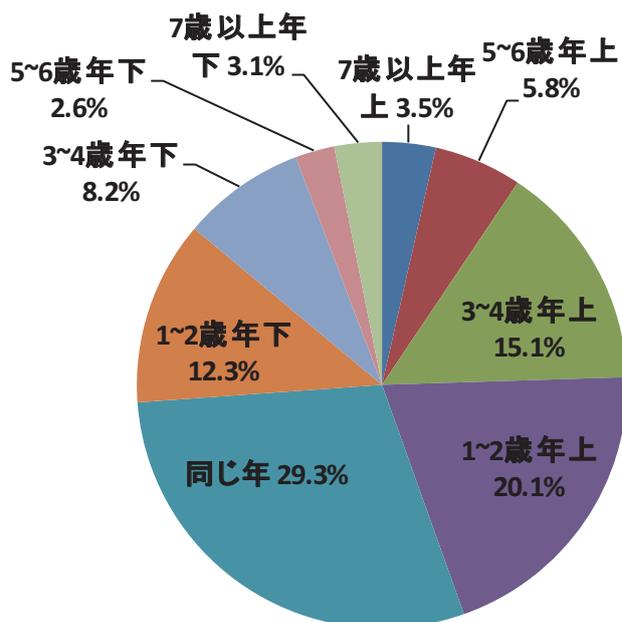
図表120 [Q3] の回答結果 (n=1198)



[Q4]

あなたが希望する、あなたの将来のパートナー（夫・妻）との年齢差について、最もあてはまるものをひとつお答えください。

図表121 [Q4] の回答結果 (n=963)

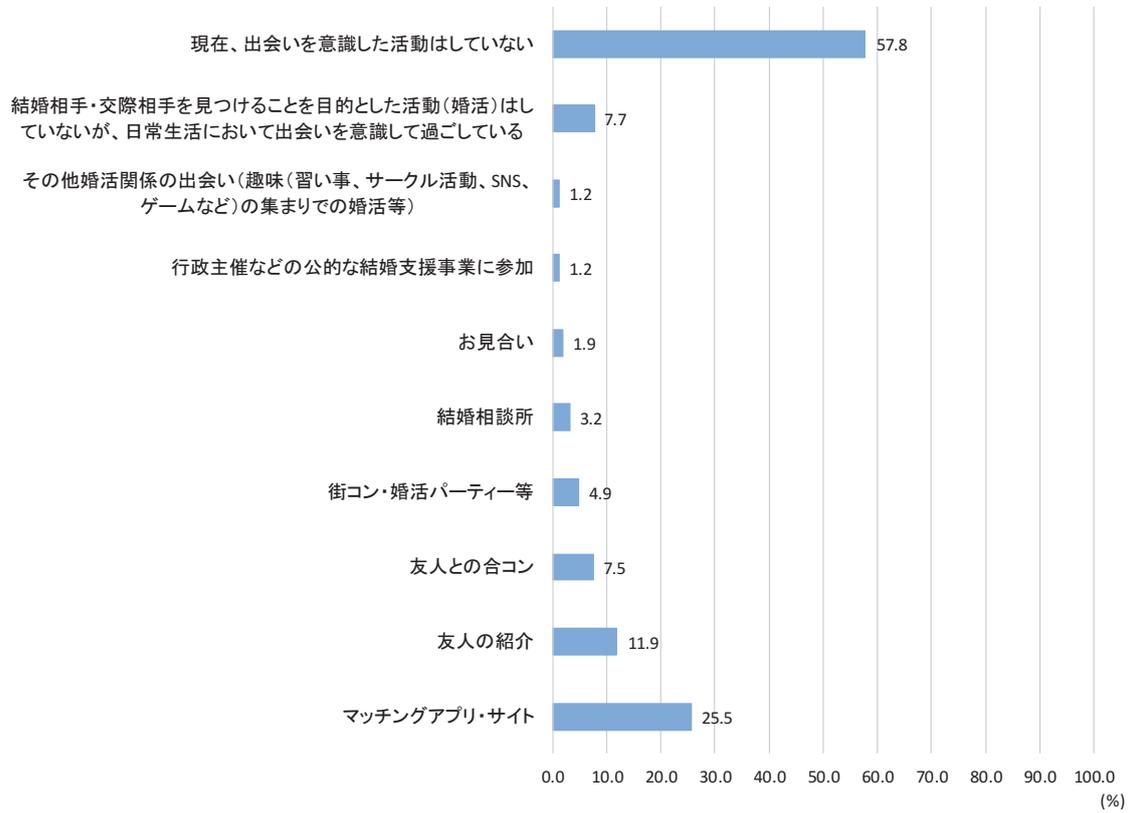


- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

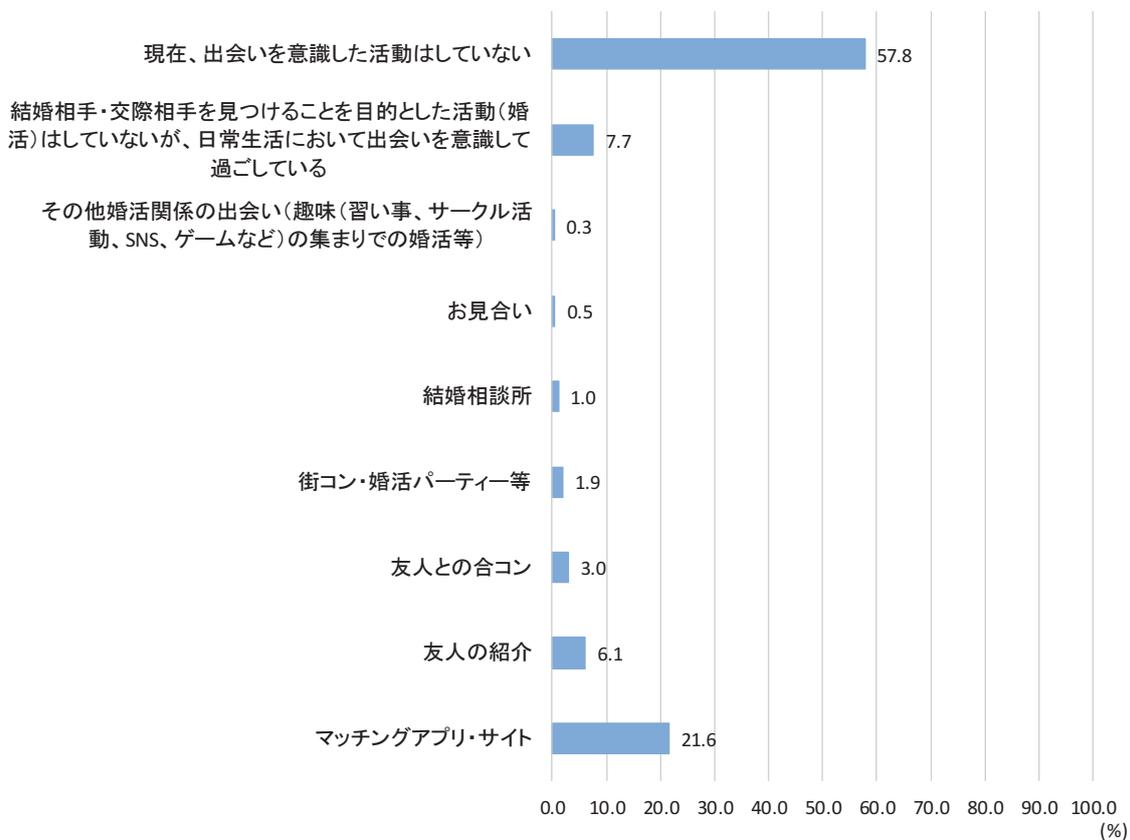
[Q5-1]

あなたは現在、結婚相手・交際相手を見つけることを目的とした活動（婚活）を行っていますか。行っている場合は、あなたが現在行っている活動をすべてお選びください。そのうち、現在主に行っている活動をひとつお選びください。

図表 122 [Q5] 現在行っている活動（いくつでも）の回答結果（n=573）



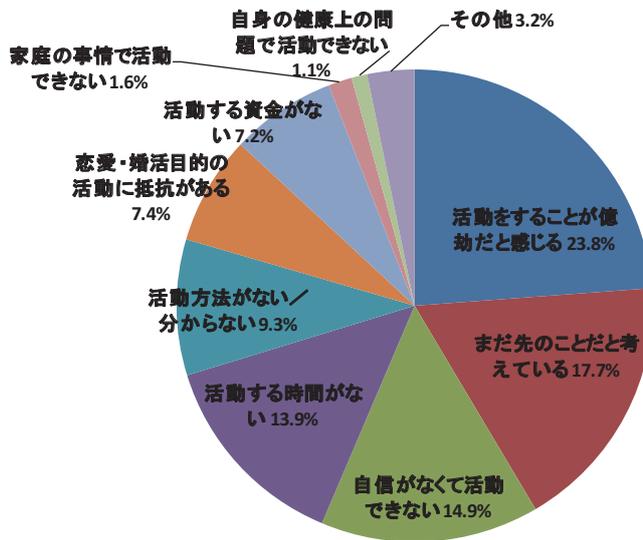
図表123 [Q5] 現在、主に行っている活動（ひとつだけ）の回答結果（n=573）



[Q6]

あなたが結婚したいと思いながらも、現在は結婚相手・交際相手を見つけることを目的とした活動（婚活）をしていない理由について、最もあてはまるものをひとつお選びください。

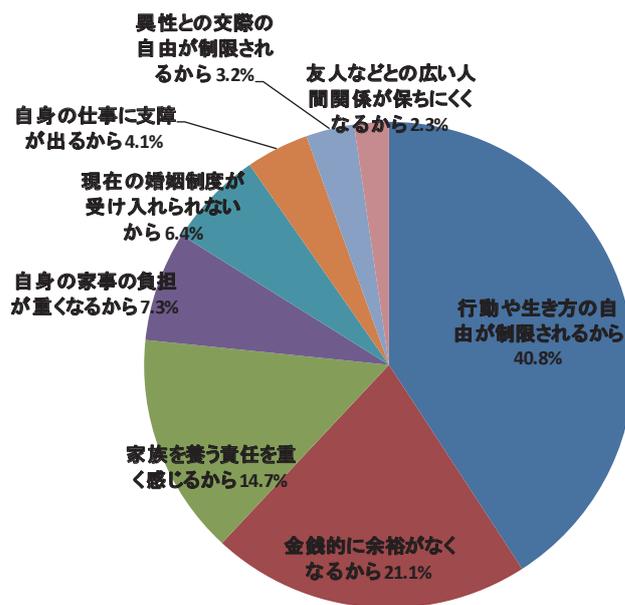
図表 124 [Q6] の回答結果 (n=375)



[Q7]

あなたが結婚をしたとは思わない理由として、最もあてはまるものをひとつお選びください。

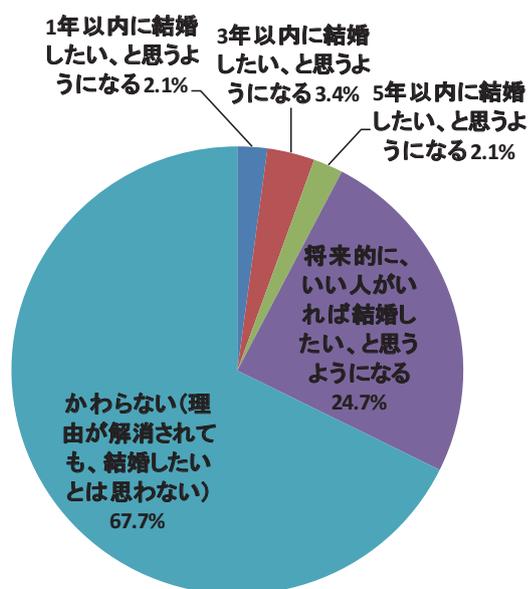
図表 125 [Q7] の回答結果 (n=235)



[Q8]

あなたは「結婚したいとは思わない理由」として「{Q7回答 (文)}」とお答えになりました。この理由が何らかの方法で解消された場合、あなたの結婚についての考え方はどのように変化しますか。

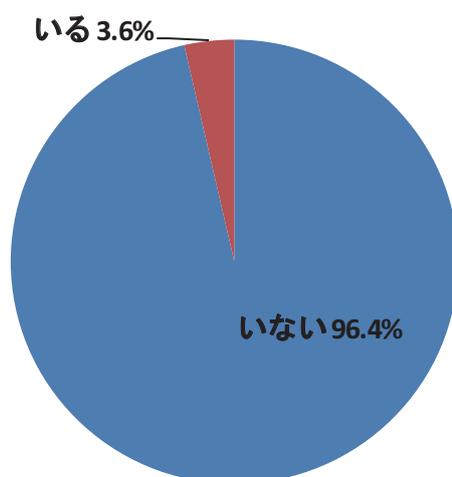
図表 126 [Q8] の回答結果 (n=235)



[Q9]

あなたは現在、子どもがいますか。

図表 127 [Q9] の回答結果 (n=1198)

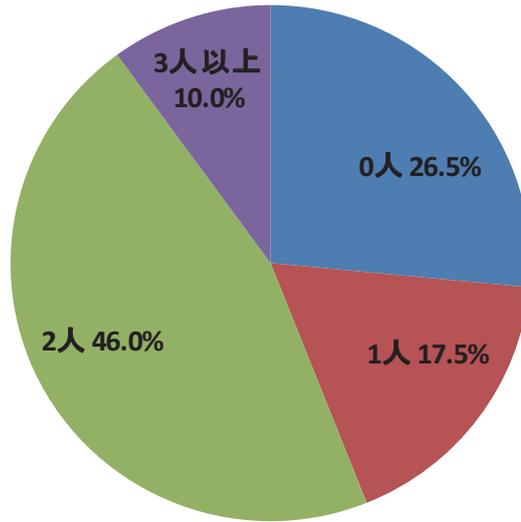


- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

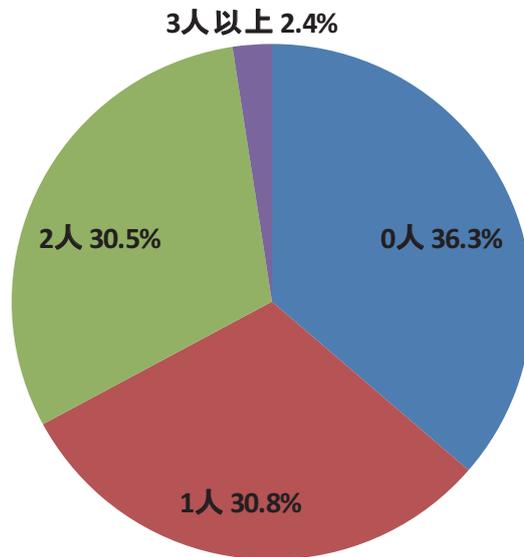
[Q10]

あなたは今後、子どもを持ちたいと思いますか。(結婚はせずに子どもを持つ場合も含みます) 理想として持ちたい子どもの数、現実的に持つと思う子どもの数をそれぞれひとつお選びください。※「現実的に持つと思う子どもの数」が「理想として持ちたい子どもの数」を上回らないようにしてください。

図表128 [Q10] 理想として持ちたい子どもの数の回答結果 (n=1198)



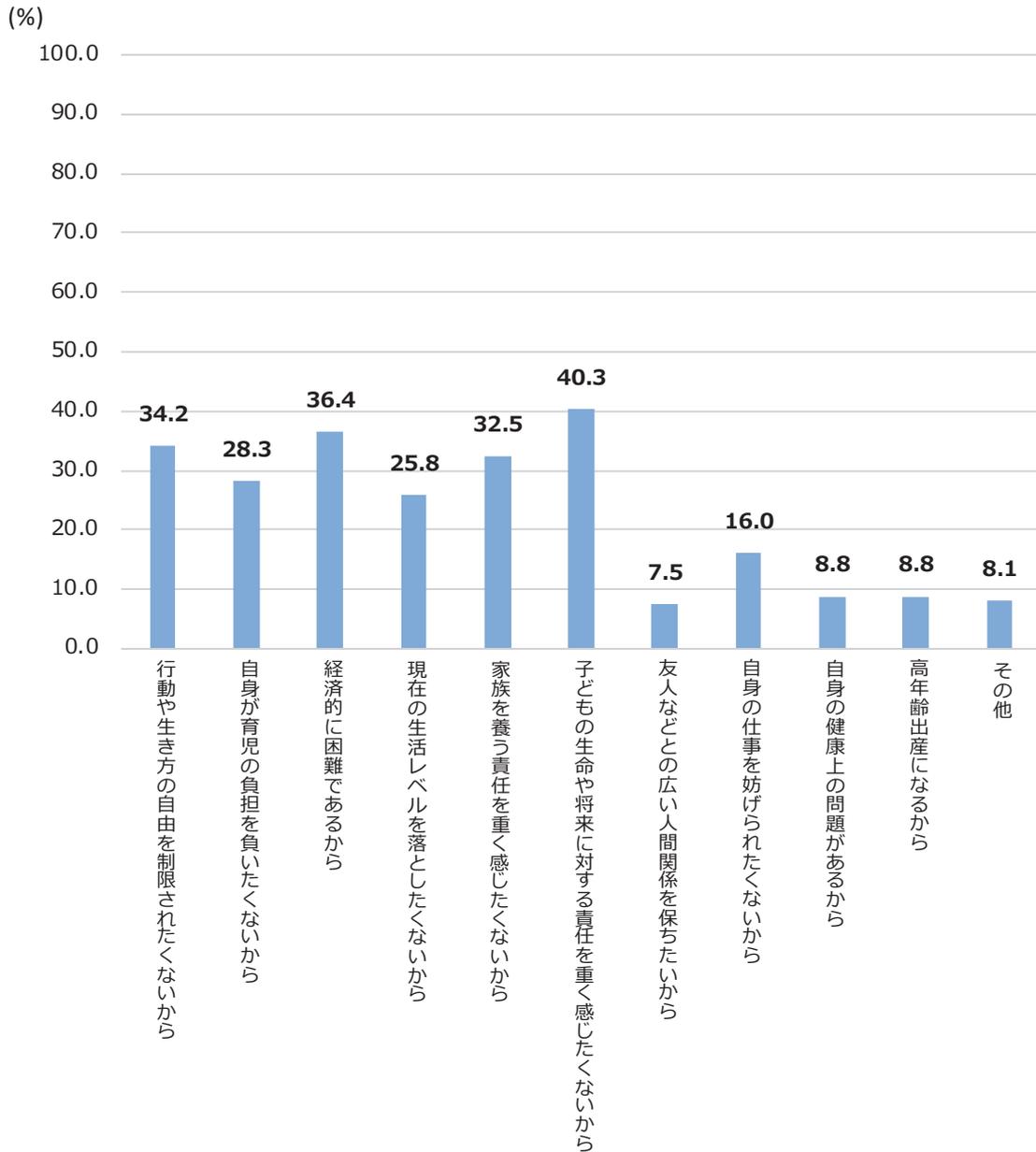
図表129 [Q10] 現実的に持つと思う子どもの数の回答結果 (n=1198)



[Q11]

あなたが今後、子どもを持たないことを理想とする理由として、あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

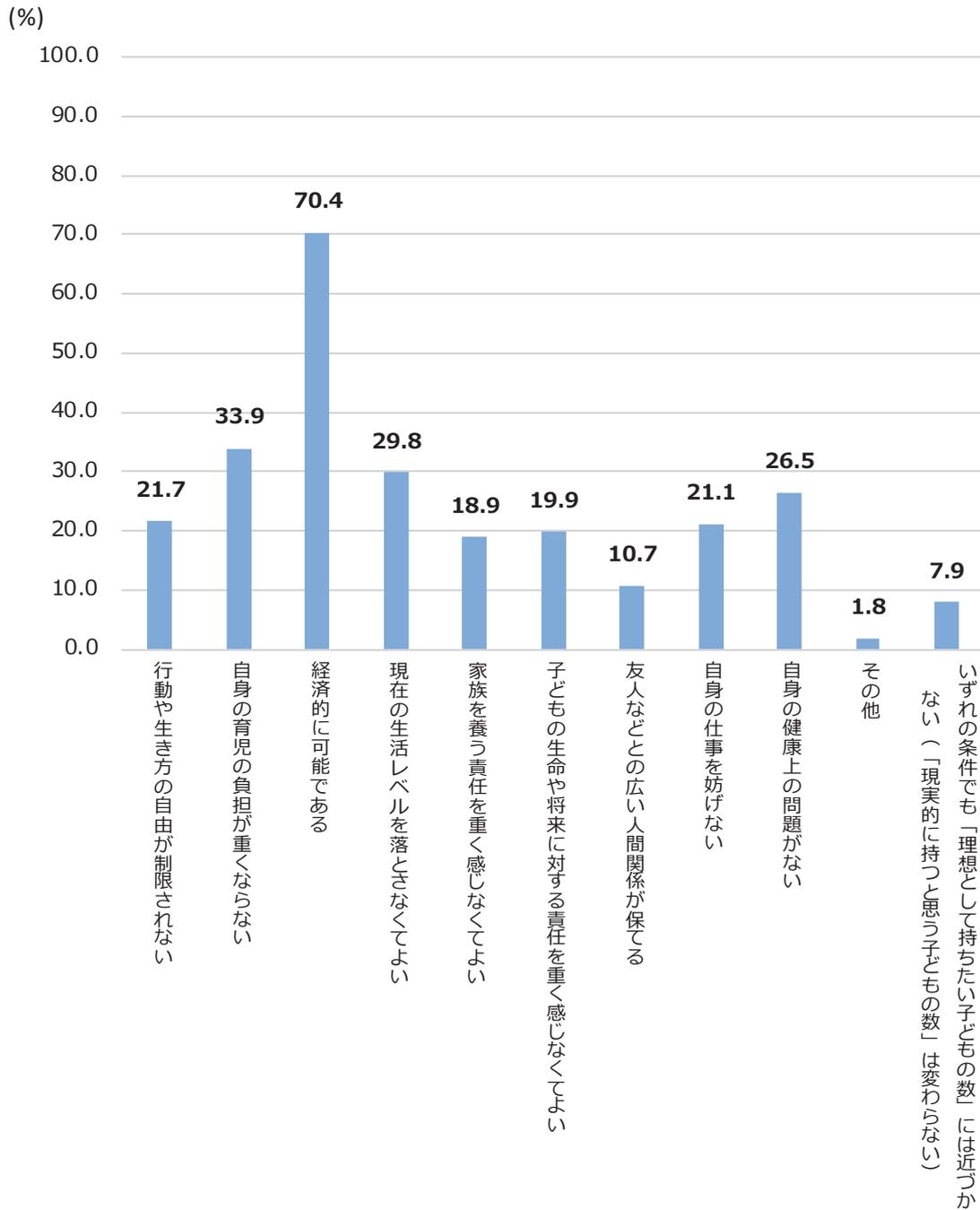
図表 130 [Q11] の回答結果 (n=317)



[Q12]

あなたは理想として持ちたい子どもの数を「{Q10 選択肢 回答 (文)}」、現実的に持つと思う子どもの数を「{Q10 選択肢 回答 (文1)}」とお答えになりました。どういう条件であれば、あなたの「現実的に持つと思う子どもの数」は「理想として持ちたい子どもの数」に近づきますか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

図表131 [Q12] の回答結果 (n=392)

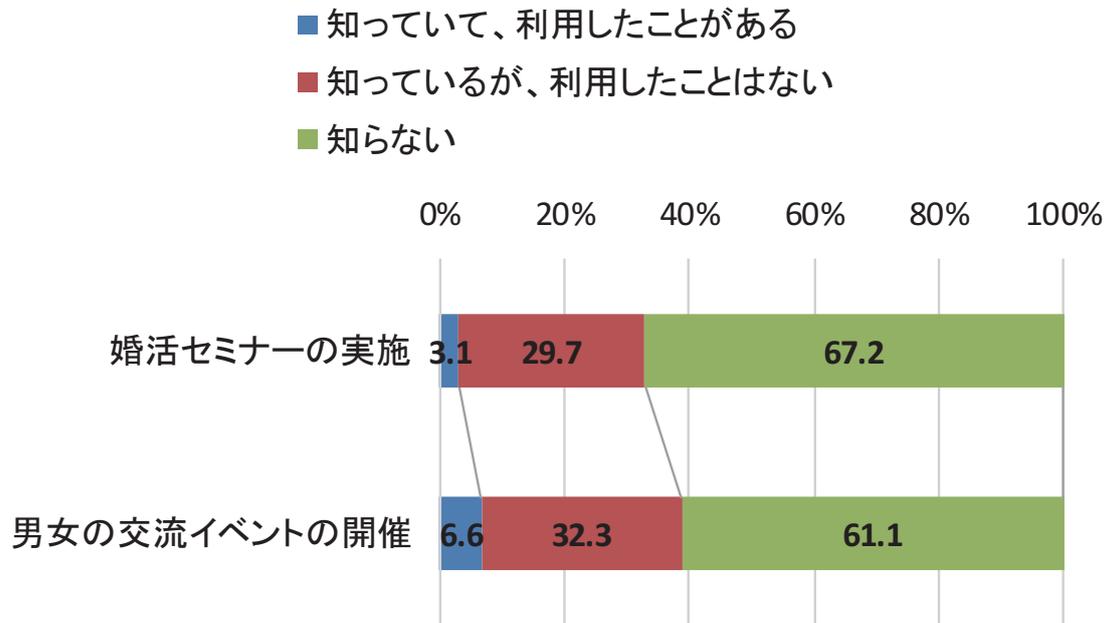


- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

[Q20]

あなたは、23区において、区が住民に対して以下の結婚支援策を実施していることをご存じですか。利用したことがあるかもあわせてお答えください。(あなたがお住いの区では実施されていないものもあります)

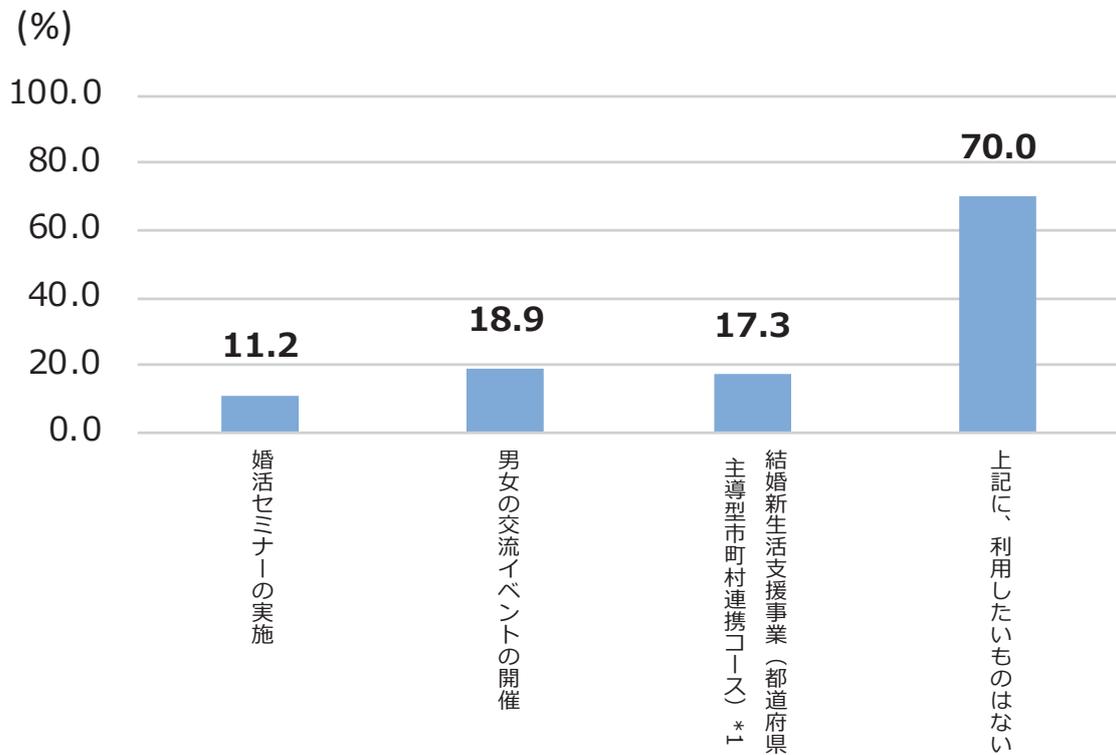
図表132 [Q20] の回答結果 (n=1198)



[Q21]

区が実施する以下の結婚支援策のうち、あなたが今後（も）利用したいと思うものはどれですか。（いくつでも）

図表133 [Q21] の回答結果 (n=1198)

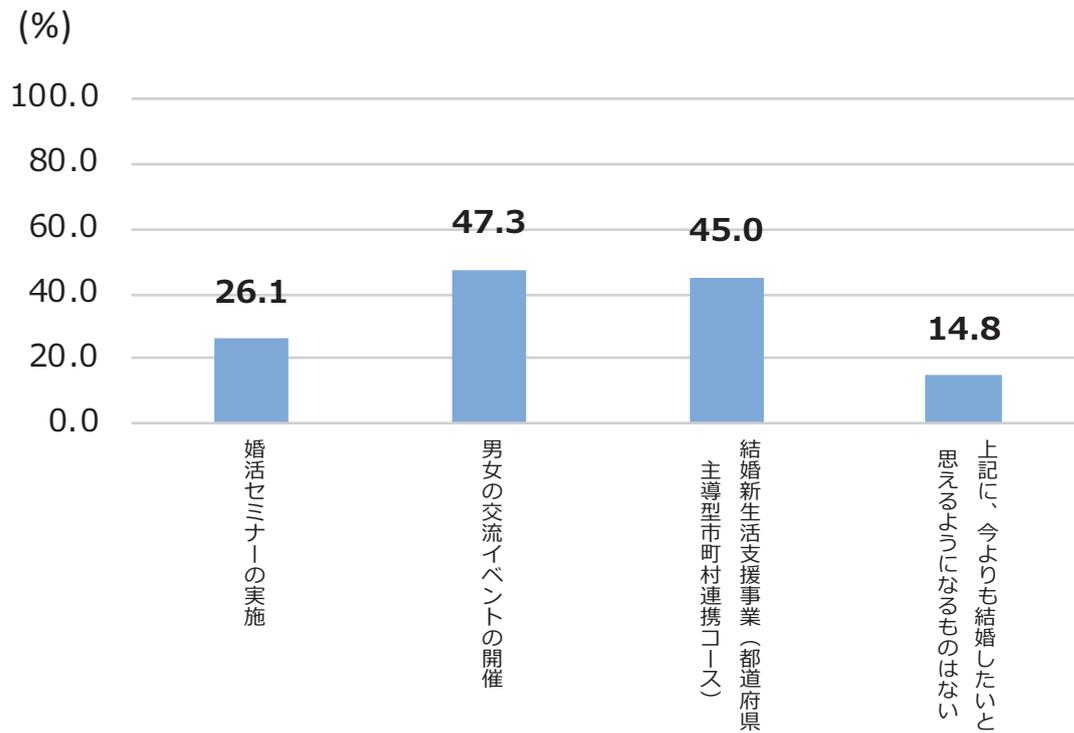


*1 地方自治体による、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストの支援事業。家賃・引っ越し費用等について補助を実施。（[Q22] についても同様）

[Q22]

前問で「利用したい」と答えた方で、区が実施する結婚支援策のうち、それを利用することで、今よりも結婚したいと思えるようになるものはどれですか。(いくつでも)

図表 134 [Q22] の回答結果 (n=359)



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

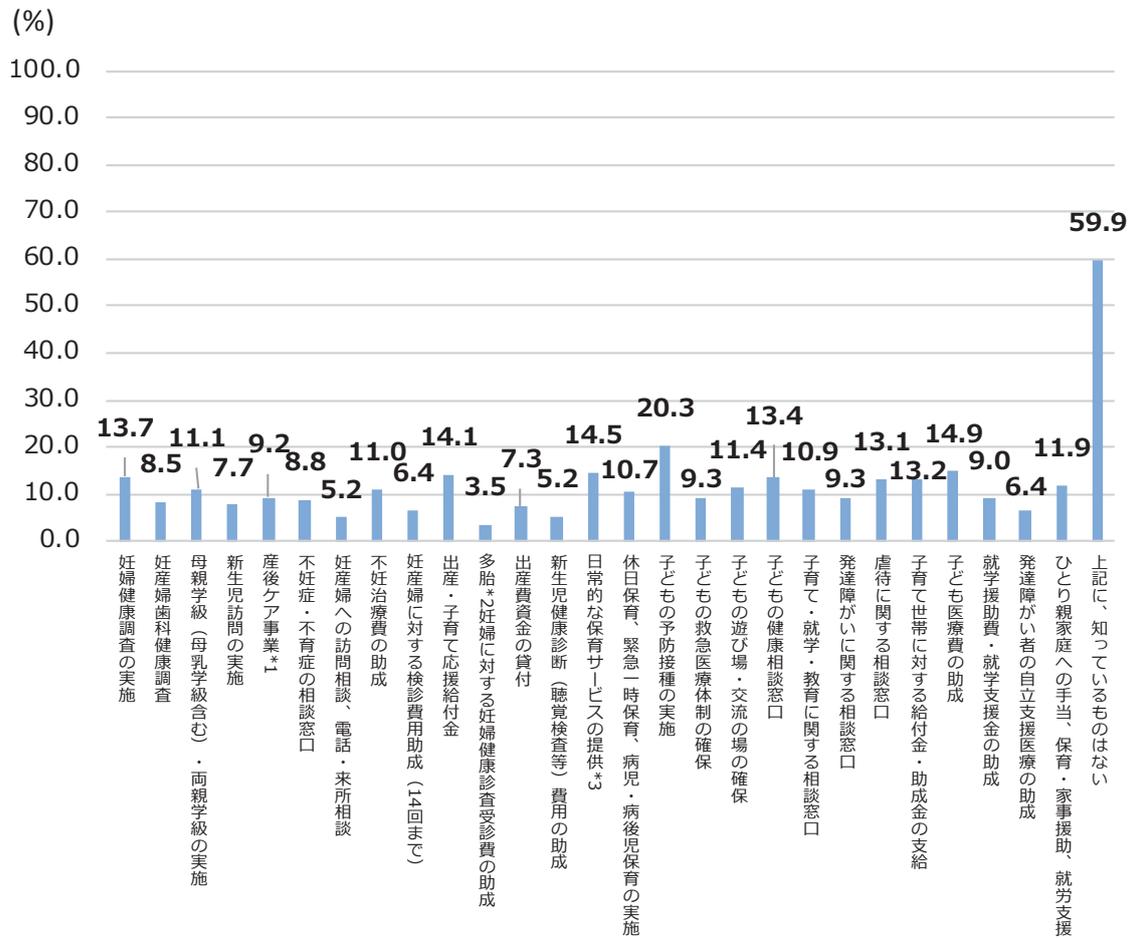
第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

[Q23-1]

あなたは、23区において、区が住民に対して以下の出産・子育て支援策を実施していることをご存じですか。知っているものをすべてお選びください。(あなたがお住まいの区では実施されていないものもあります) (いくつでも)

図表 135 [Q23-1] の回答結果 (n=1198)

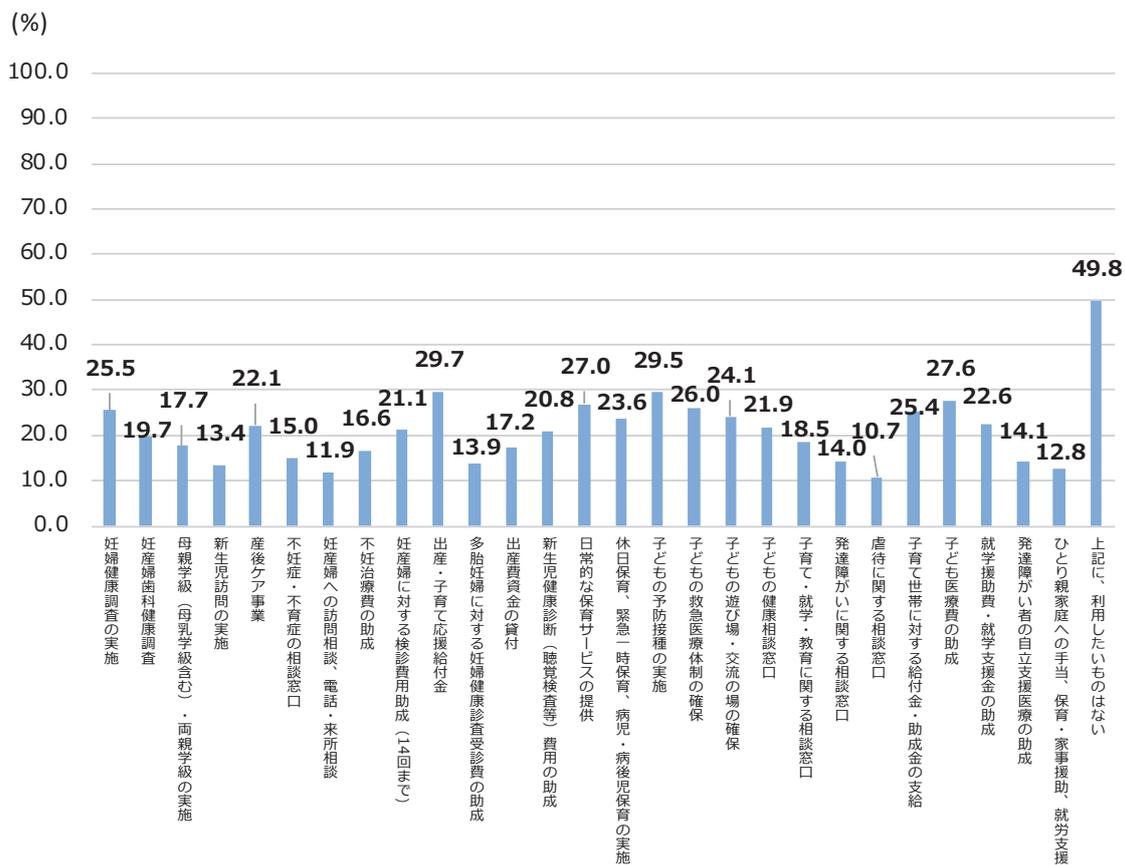


* 1 産後のケアを必要とする出産後間もない女性・乳児に対して、心身のケア・育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するためのサービス
 * 2 いわゆる「ふたご」「みつご」など、2人以上の胎児を同時に妊娠すること
 * 3 平日において幼稚園・保育所・こども園にこどもを預けることができるサービス
 (以上の*1～3は [Q23-2] ~ [Q26-2] についても同様)

[Q24]

区が実施する以下の出産・子育て支援策のうち、あなたが今後（も）利用したいと思うものはどれですか。（いくつでも）

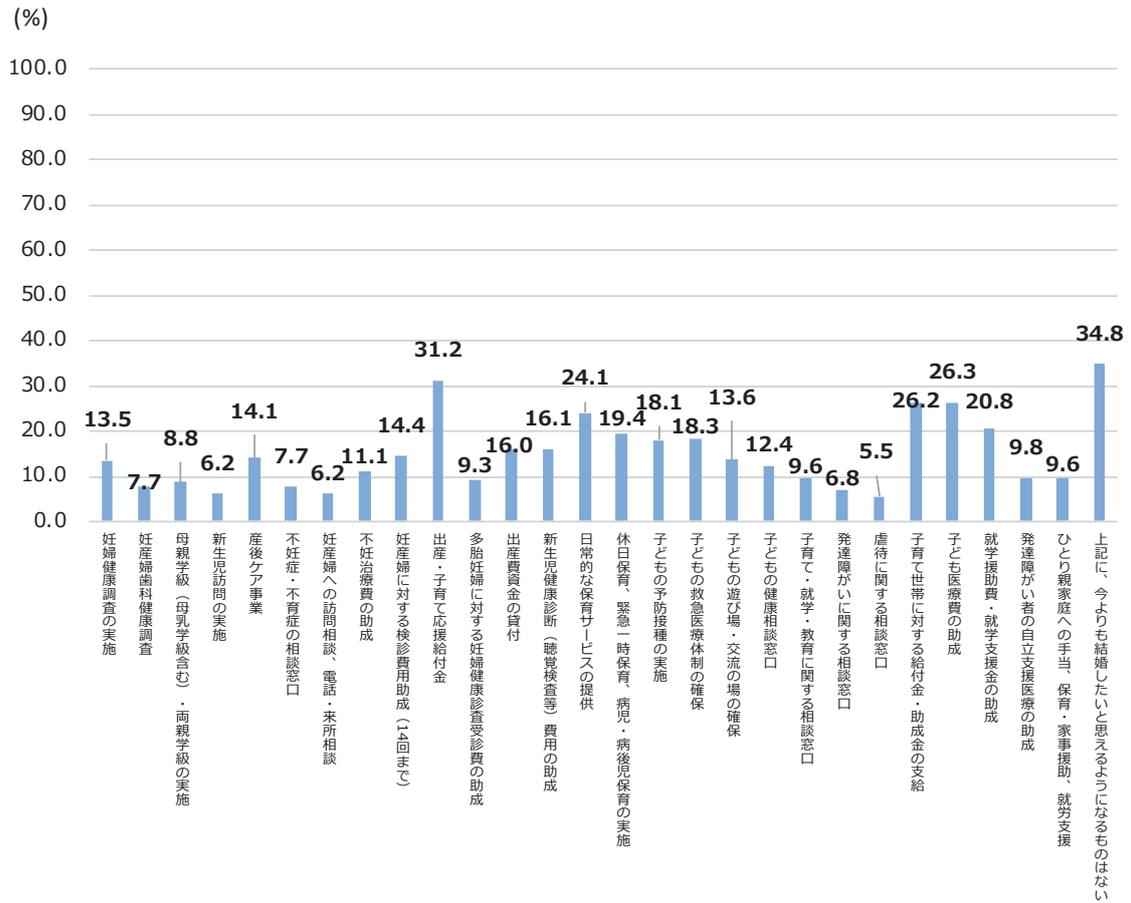
図表136 [Q24] の回答結果 (n=1198)



[Q25]

前問で「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、今よりも結婚したいと思えるようになるものはどれですか。(いくつでも)

図表 137 [Q25] の回答結果 (n=602)

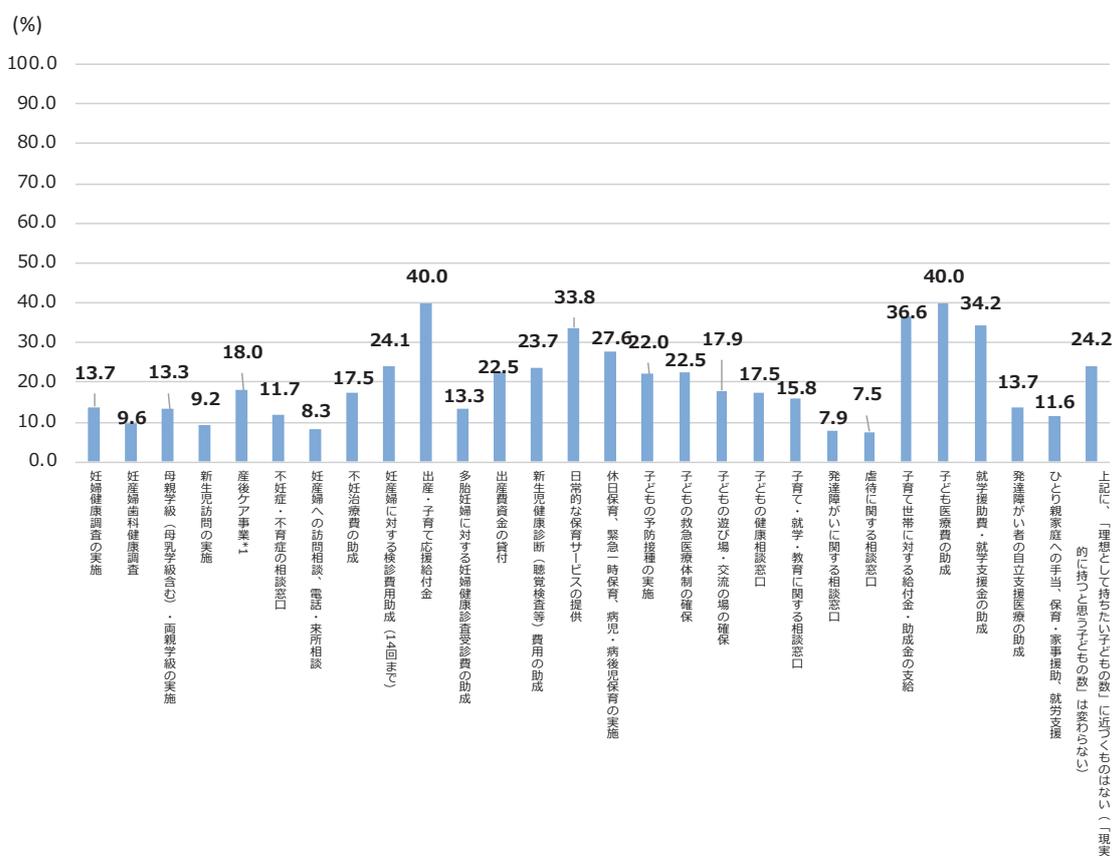


- 第 1 章
 - 1-1
 - 1-2
- 第 2 章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第 3 章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第 4 章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第 5 章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第 6 章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第 7 章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

[Q26-1]

あなたは理想として持ちたい子どもの数を「{Q10 選択肢 回答 (文)}」、現実的に持つと思う子どもの数を「{Q10 選択肢 回答 (文1)}」とお答えになりました。先ほど「利用したい」と答えた方で、区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、「あなたの現実的に持つと思う子どもの数」が「理想として持ちたい子どもの数」に近づくものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

図表 138 [Q26-1] の回答結果 (n=240)

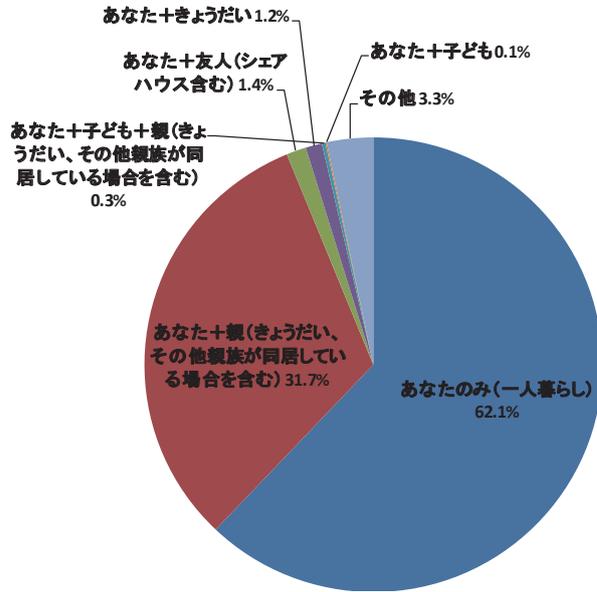


- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

[Q27]

あなたの世帯の家族構成をお答えください。※あなたの世帯とは、普段あなたと住居を共にされ、かつ、生計を同じくされている方（々）を指します。

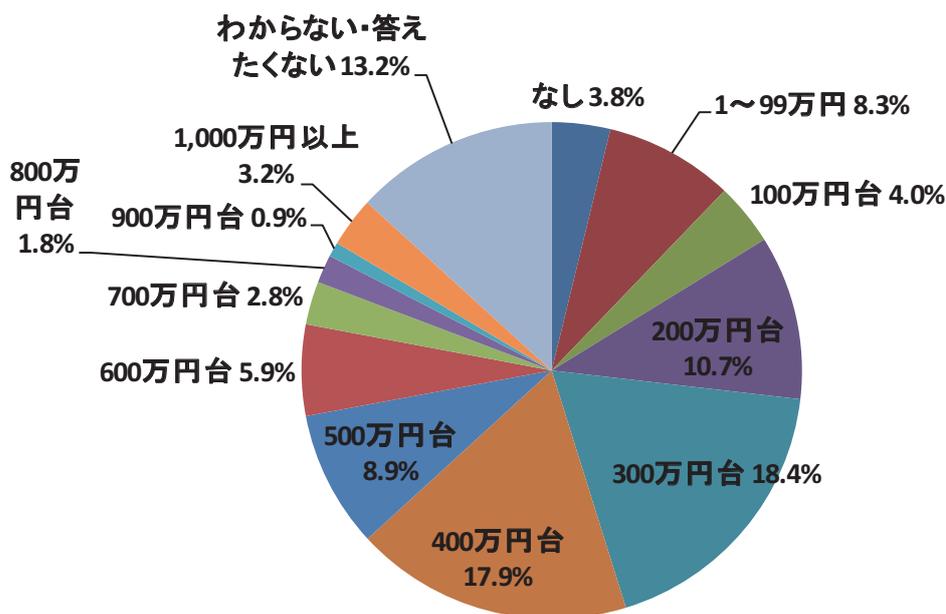
図表 139 [Q27] の回答結果 (n=1198)



[Q29]

令和4年度のあなたの個人年収をお答えください。※額面(税引前)の金額でお答えください。

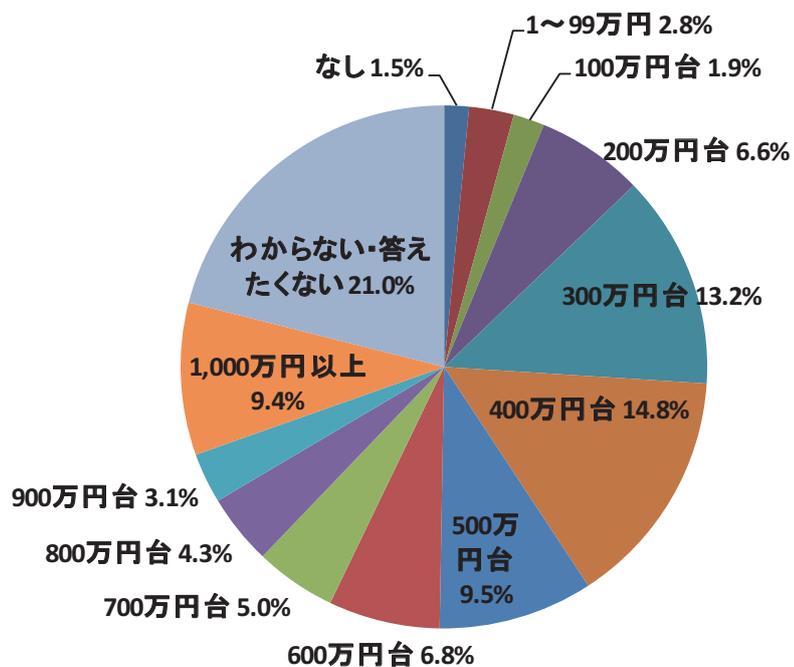
図表 140 [Q29] の回答結果 (n=1198)



[Q30]

令和4年度のあなたの世帯年収をお答えください。※額面（税引前）の金額でお答えください。※あなたの世帯とは、普段あなたと住居を共にされ、かつ、生計を同じくされている方（々）を指します。

図表141 [Q30] の回答結果 (n=1198)

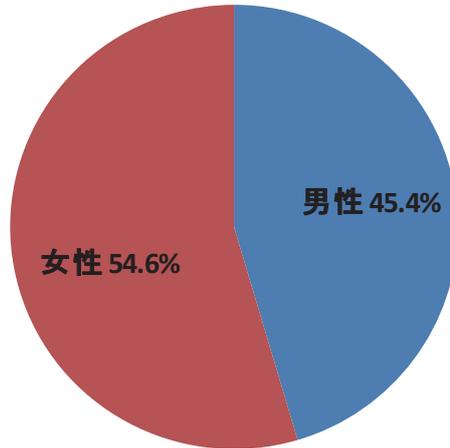


【既婚者調査】

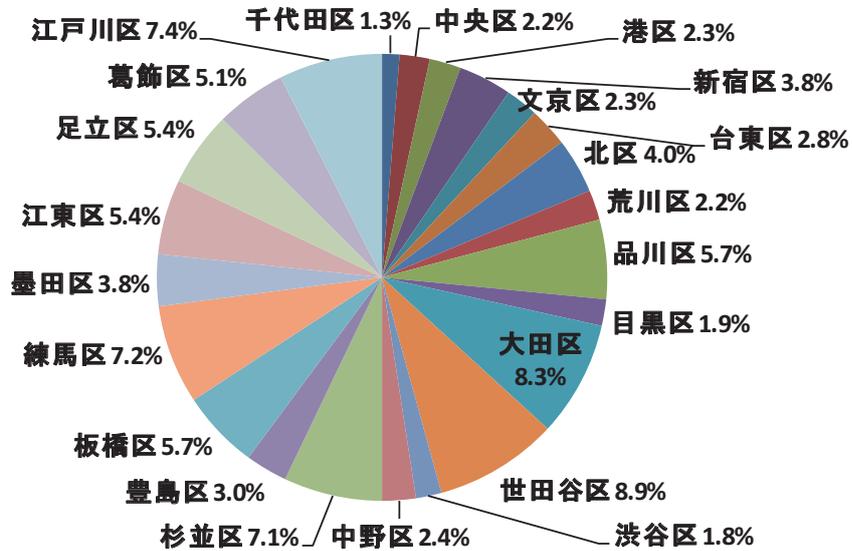
※四捨五入の関係で各項目の数値の合計が100.0%とならない可能性がある。

○基本情報

図表 142 性別 (n=1200)



図表 143 居住市区町村 (n=1200)



第 1 章

1-1
1-2

第 2 章

2-1
2-2
2-3

第 3 章

3-1
3-2
3-3
3-4

第 4 章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第 5 章

5-1
5-2
5-3

第 6 章

6-1
6-2
6-3
6-4

第 7 章

7-1
7-2
7-3

おわりに

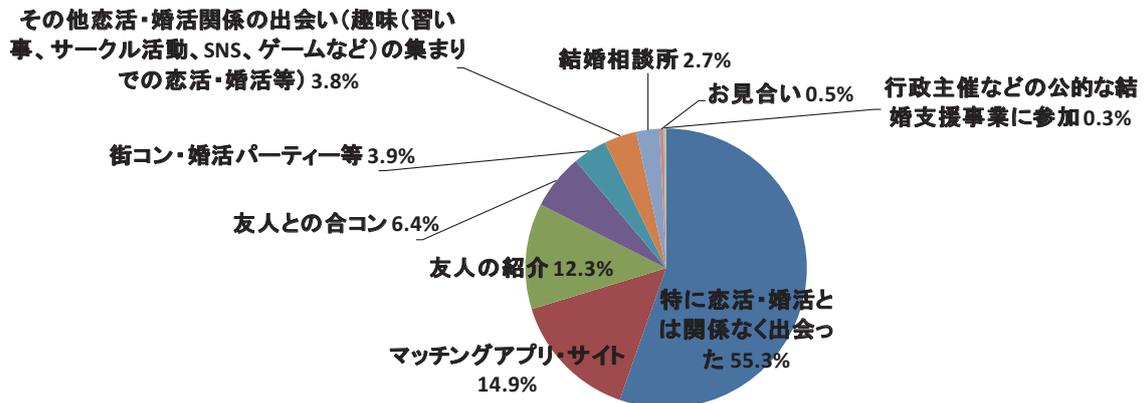
参考資料

○アンケート実施結果

[Q2-2]

現在の交際相手との出会いのきっかけをお答えください。

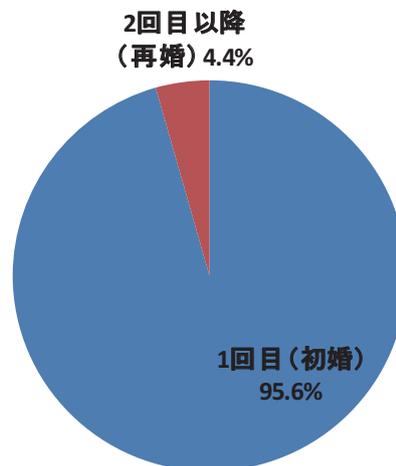
図表144 [Q2-2] の回答結果 (n=1200)



[Q13]

あなたにとって、今のパートナー(夫・妻)との結婚は、何度目の結婚ですか。

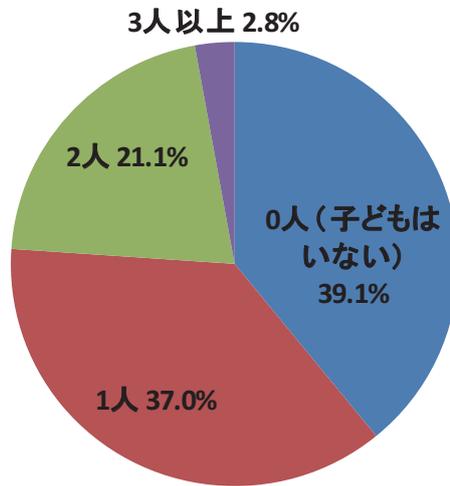
図表145 [Q14] の回答結果 (n=1200)



[Q14]

あなた方ご夫婦の現在の子どもの数をお答えください。妊娠中のお子さまの数も1人と数えてください。

図表146 [Q14] の回答結果 (n=1200)



第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

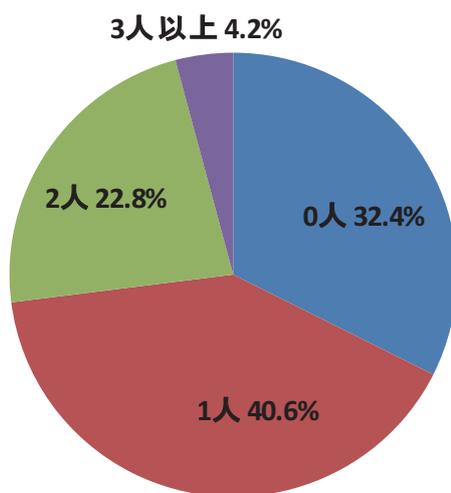
おわりに

参考資料

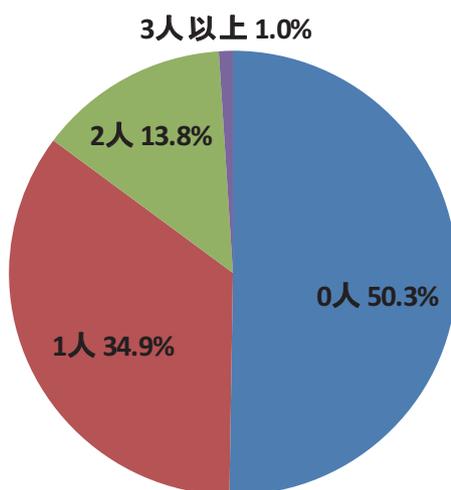
[Q15]

あなた方ご夫婦は、今後何人子どもを持つ予定ですか。理想として今後持ちたい子どもの数、現実的に今後持つ予定の子どもの数を、それぞれひとつお選びください。※現在妊娠中のご夫婦は、そのお子さまを出産後に持つ子どもの数をお答えください。※「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が、「理想として今後持ちたい子どもの数」を上回らないようにしてください。

図表 147 [Q15] 理想として今後持ちたい子どもの数の回答結果 (n=1200)



図表 148 [Q15] 現実的に今後持つ予定の子どもの数 (n=1200)



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

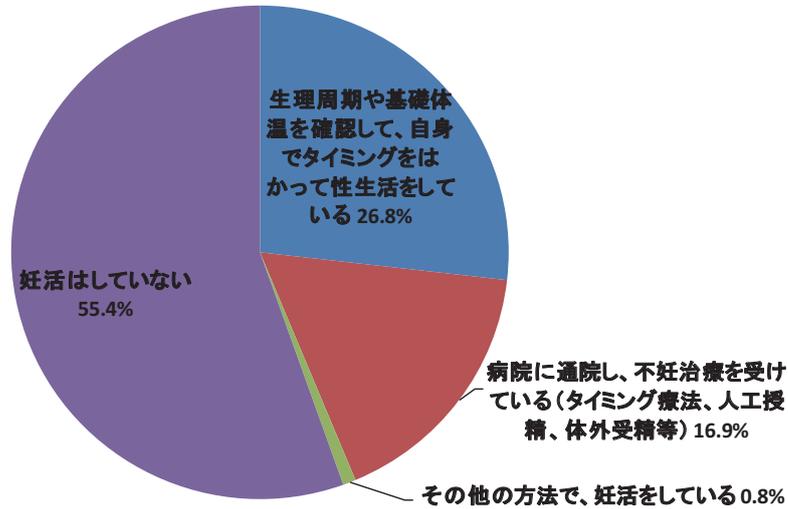
おわりに

参考資料

[Q16]

あなた方ご夫婦は、現在、妊娠に向けた活動（妊活）をしていますか。※不妊治療等、医療行為を受けていない場合も含まれます。

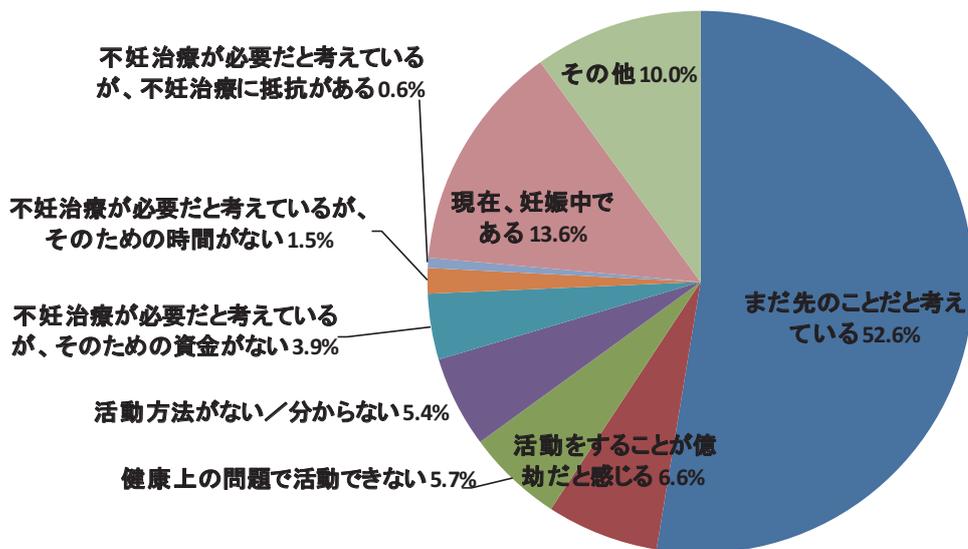
図表149 [Q16] の回答結果 (n=597)



[Q17]

あなた方ご夫婦が、子どもが欲しいと思いながらも、現在は、妊娠に向けた活動（妊活）をしていない理由について、最もあてはまるものをひとつお選びください。

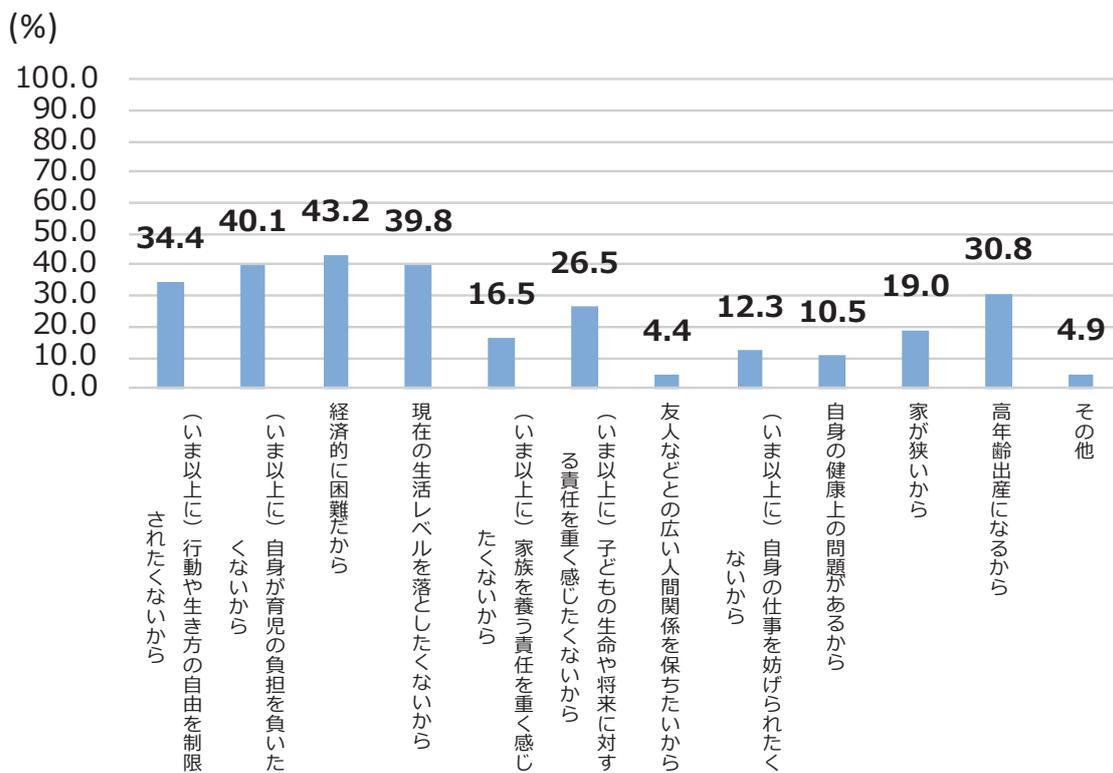
図表150 [Q17] の回答結果 (n=331)



[Q18]

あなた方ご夫婦が、今後、子どもを持たないことを理想とする理由として、あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

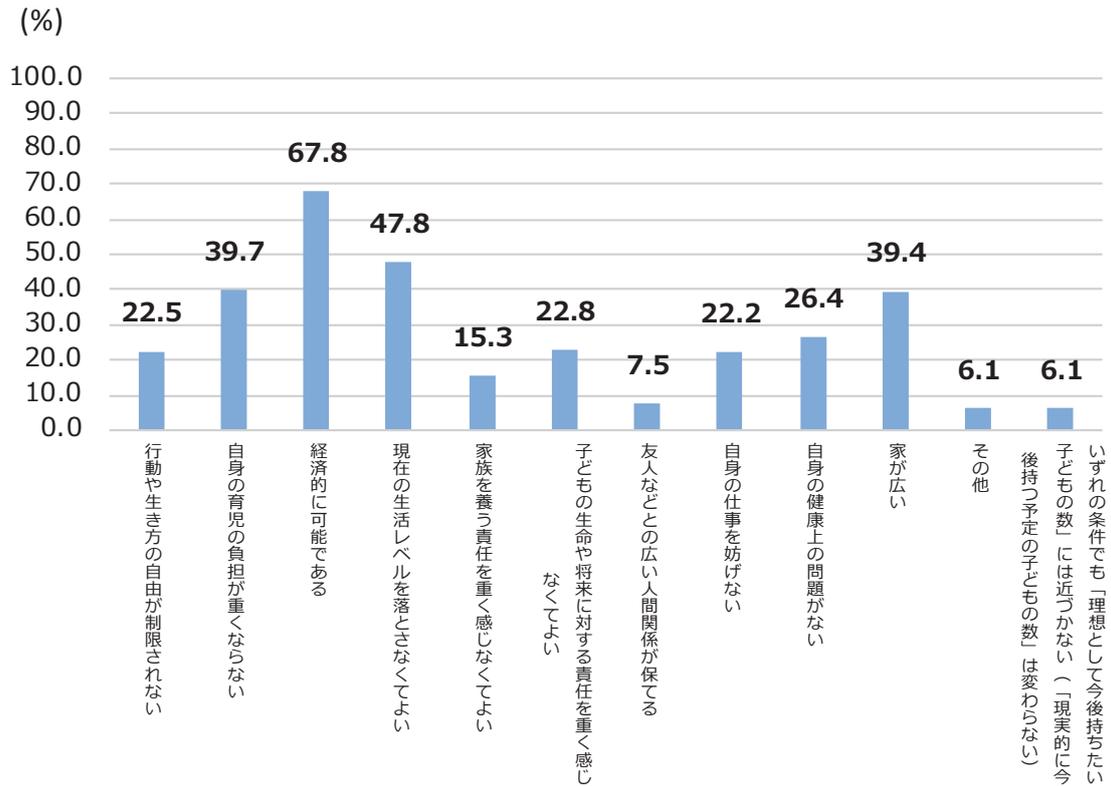
図表 151 [Q18] の回答結果 (n=389)



[Q19]

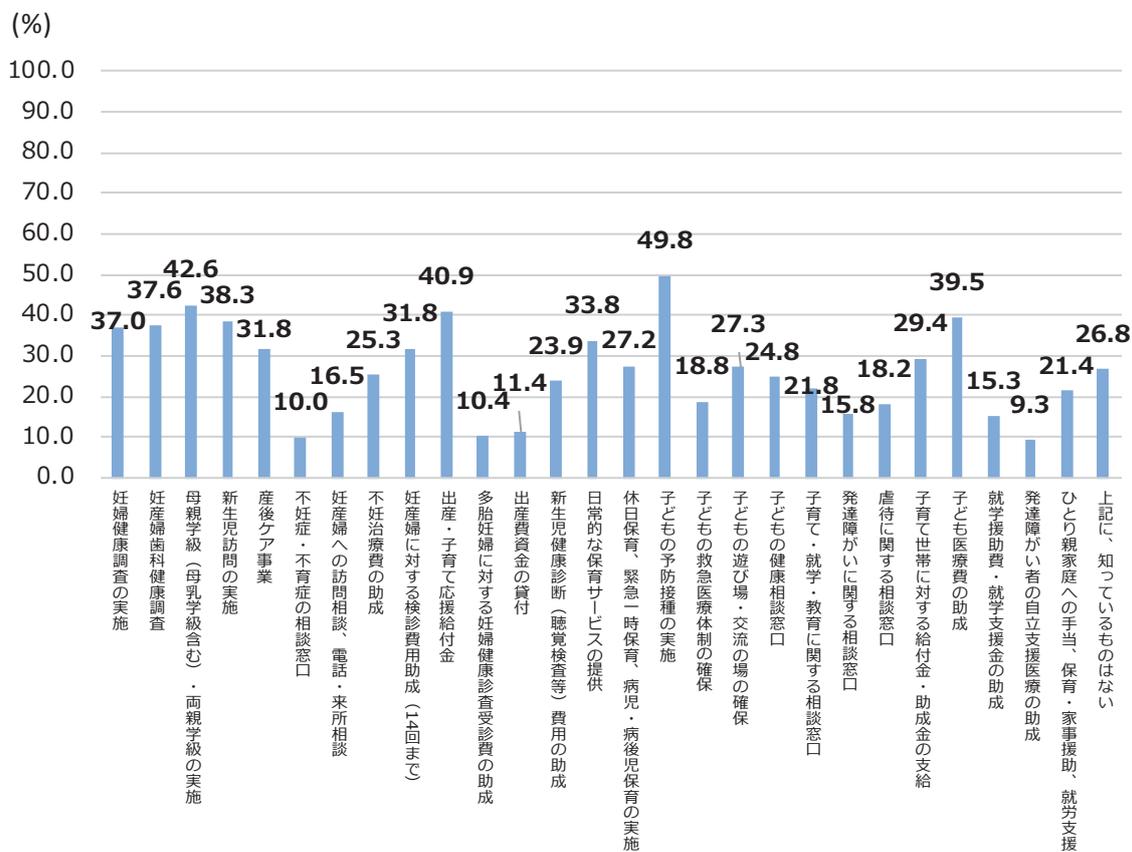
あなたは理想として今後持ちたい子どもの数を「{Q15 選択肢 回答 (文)}」、現実的に今後持つ予定の子どもの数を「{Q15 選択肢 回答 (文1)}」とお答えになりました。どういう条件であれば、あなた方ご夫婦の「現実的に今後持つ予定の子どもの数」は、「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づきますか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

図表152 [Q19] の回答結果 (n=360)



[Q23-1]

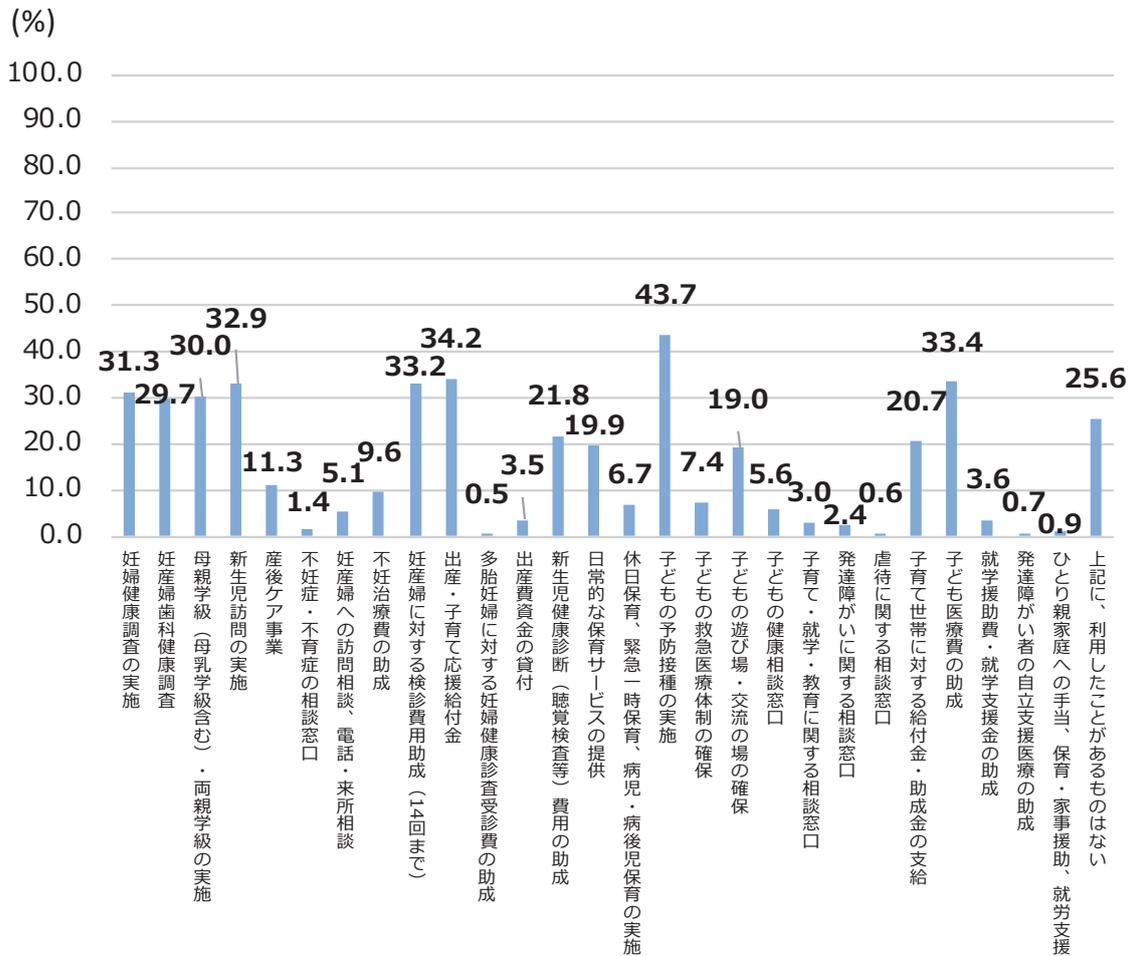
図表153 [Q23-1] の回答結果 (n=1200)



[Q23-2]

あなたは、23区において、区が住民に対して以下の出産・子育て支援策を実施していることをご存じですか。知っているものをすべてお選びください。(あなたがお住まいの区では実施されていないものもあります) (いくつでも)

図表 154 [Q23-2] の回答結果 (n=879)



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

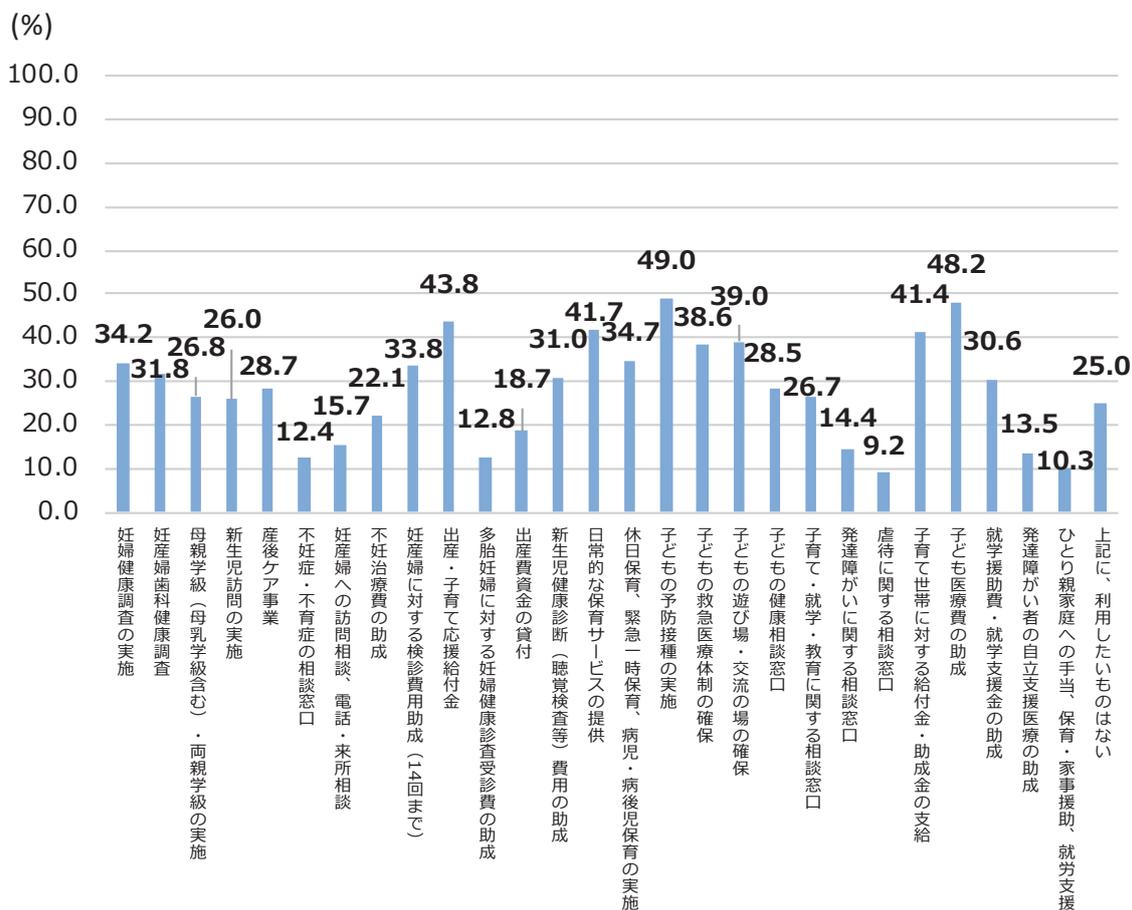
第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに
参考資料

[Q24]

区が実施する以下の出産・子育て支援策のうち、あなたが今後（も）利用したいと思うものはどれですか。（いくつでも）

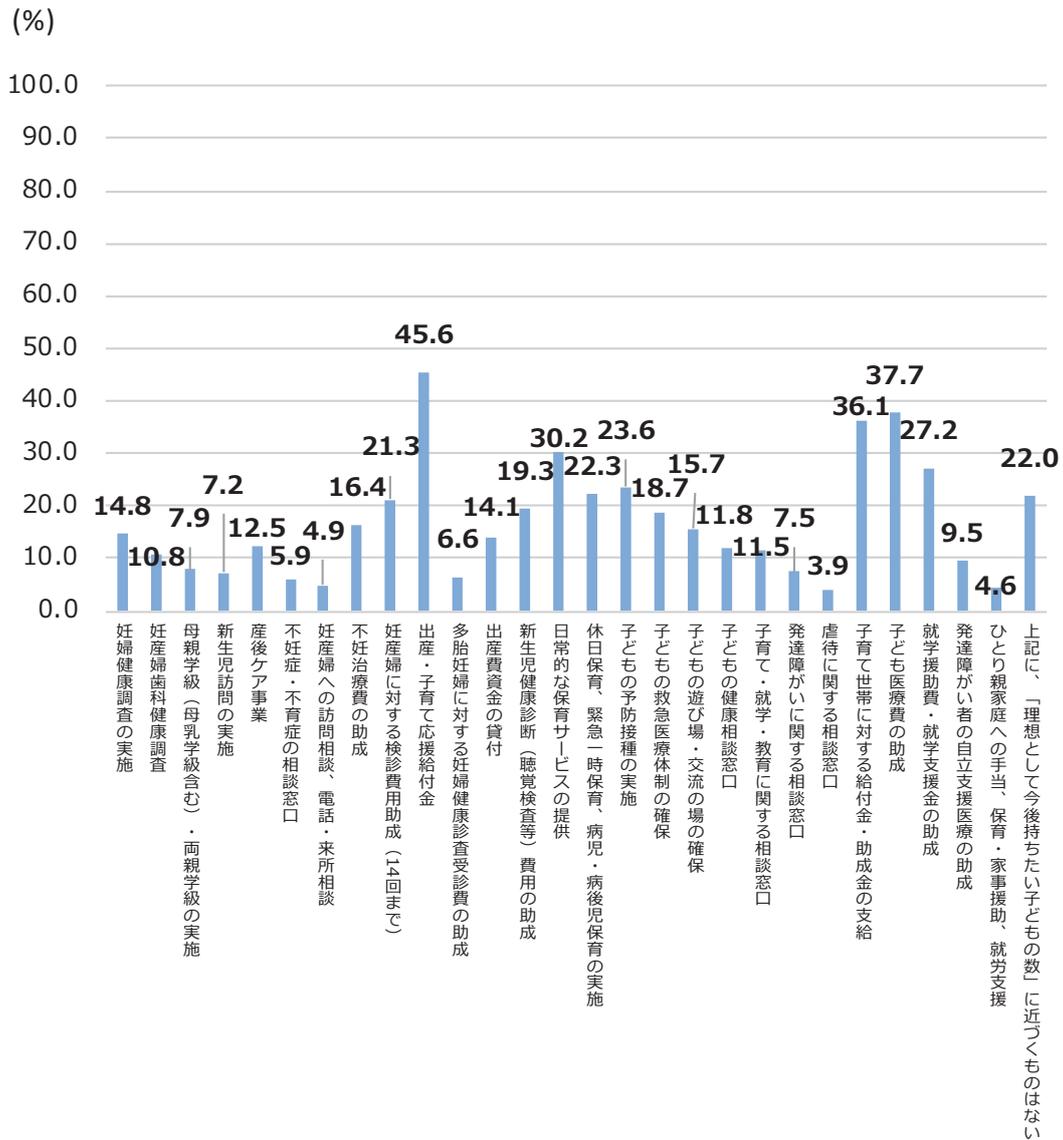
図表 155 [Q24] の回答結果 (n=1200)



[Q26-2]

あなたは理想として今後持ちたい子どもの数を「{Q15 選択肢 回答 (文)}」、現実的に今後持つ予定の子どもの数を「{Q15 選択肢 回答 (文1)}」とお答えになりました。先ほど「利用したい」とお答えの区が実施する出産・子育て支援策のうち、それを利用することで、あなた方ご夫婦の「現実的に今後持つ予定の子どもの数」が「理想として今後持ちたい子どもの数」に近づくものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

図表 156 [Q26-2] の回答結果 (n=305)



第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

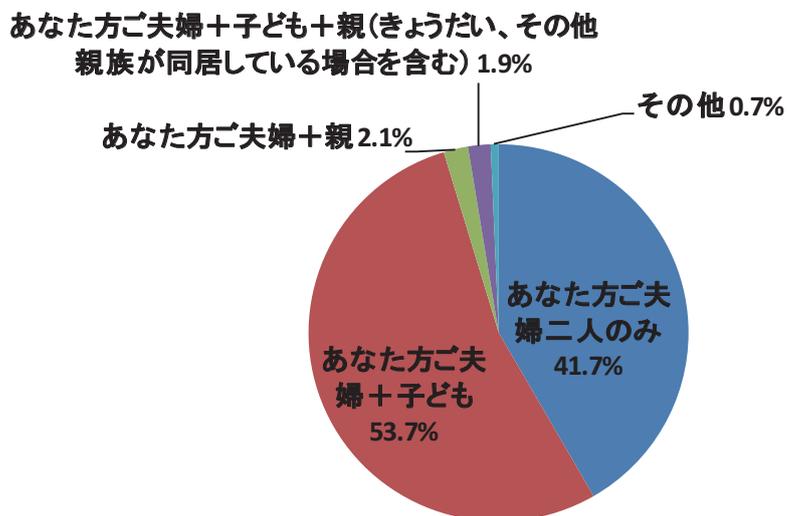
おわりに

参考資料

[Q27]

あなたの世帯の家族構成をお答えください。※あなたの世帯とは、普段あなたと住居を共にされ、かつ、生計を同じくされている方（々）を指します。

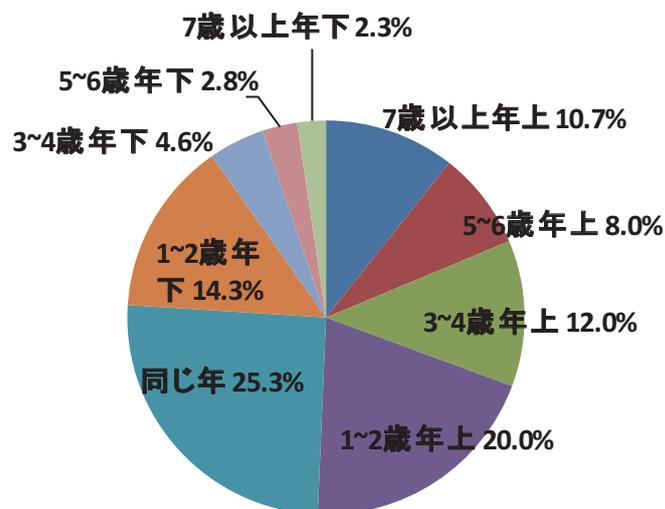
図表 157 [Q27] の回答結果 (n=1200)



[Q28]

あなたと、あなたのパートナー（夫・妻）の年齢差をお答えください。

図表 158 [Q28] の回答結果 (n=1200)

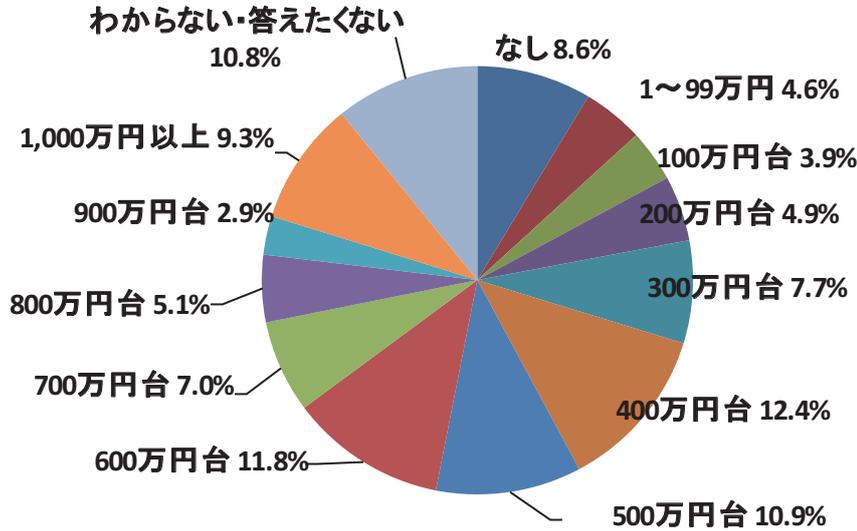


- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

[Q29]

令和4年度のあなたの個人年収をお答えください。※額面（税引前）の金額でお答えください。

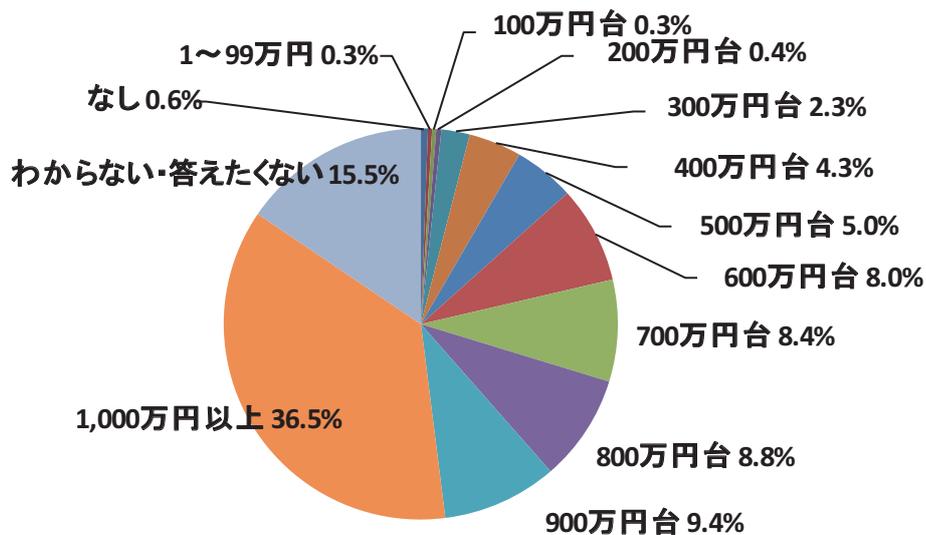
図表159 [Q29] の回答結果 (n=1200)



[Q30]

令和4年度のあなたの世帯年収をお答えください。※額面（税引前）の金額でお答えください。※あなたの世帯とは、普段あなたと住居を共にされ、かつ、生計を同じくされている方（々）を指します。

図表160 [Q30] の回答結果 (n=1200)



ヒアリングの実施概要と結果

【ヒアリング先一覧】

ヒアリング先	先進的取組（実施目的）	質問項目	
東京都	（都の実施事業の詳細や特別区との適切な連携について探るため）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に至った経緯・課題意識 ・ 事業の実施内容詳細・実施体制 ・ 少子化対策のために今後解決すべき課題 ・ 少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁 ・ 事業のKPI設定・予算の積算 ・ 周辺自治体・民間企業等との連携 	
広島県福山市	子育てに関する考え方とニューボラの実施		
三重県桑名市	マッチングアプリサービスとの連携協定		
兵庫県明石市	「5つの無料化」		
大分県豊後高田市	トップレベルの子育て支援を「本気」で目指した政策		
香川県高松市	結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」		
埼玉県	SAITAMA 出会いサポートセンター事業		
福井県福井市	結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」		
東京都豊島区	住宅支援事業・マイほいくえん事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に至った経緯・課題意識 ・ 事業の実施内容詳細・実施体制 ・ 事業のKPI設定・予算の積算 ・ 周辺自治体・民間企業等との連携
東京都世田谷区	ライフデザイン事業・独自の出産助成について		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に至った経緯・課題意識 ・ 事業の実施内容詳細・実施体制 ・ 少子化対策のために今後解決すべき課題 ・ 少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁 ・ 事業のKPI設定・予算の積算 ・ 周辺自治体・民間企業等との連携

【実施結果の概要】

図表 161 東京都ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施日時		令和5（2023）年6月21日（水） 13：30～14：30
出席者		東京都子供政策連携室、葛飾区、江戸川区、港区、特別区長会調査研究機構、日本総研
実施場所		オンライン会議によるヒアリング
ヒアリング概要	区市町村（特別区）との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ▶特別区にはより住民に近い存在としてのサポートを期待している。区市町村ごとに少子化の要因や状況は異なると考えられるので、地域の実情に応じた取組をお願いしたいと考えている。 ▶スケールメリットのある施策・事業については東京都が中心になって実施するという事はありうる。
	事業実施に至った経緯・課題意識	<ul style="list-style-type: none"> ▶「教育費について都と全国で差が出ている」「未婚化の進行が少子化の主要因である」「住宅費が高い」等、各分野におけるデータ整理や有識者の助言などをもとに検討した。
	収集したデータ	<ul style="list-style-type: none"> ▶国のデータを中心に参考にしている。また、主な庁内の調査については情報共有しており、活用している。
	少子化対策のために今後解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶1つの課題を重点的に解決する、というより、ライフステージ全てにおいて切れ目のない支援を実施することが重要である。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	<ul style="list-style-type: none"> ▶賃金引上げ等、より上流にあたる施策等は、国や民間企業等が中心的な役割を果たさないと実現が難しい施策も存在している。
	効果検証の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ▶効果検証は難しい問題である。有識者へのヒアリング等を進め、実施方法を検討中である。定量指標と定性指標の両方について入れていくことが重要という意見をもらっている。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

図表 162 広島県福山市ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施日時		令和5（2023）年6月27日（火） 13：30～14：30
出席者		広島県福山市、葛飾区、江戸川区、港区、特別区長会調査研究機構、日本総研
実施場所		オンライン会議によるヒアリング
先進的な実施施策・事業		子育てに関する考え方とネウボラの実施 ▶福山市は、フィンランドの「ネウボラ」を参考とした、妊娠・出産・子育て支援のワンストップ相談窓口「あのね」を設置。「子育てパパ活躍ウィーク」を実施し、男性の育児参加も促進している。
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	▶妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援できる体制の構築をめざして子どもを育てやすい環境No.1を目指す中で、ネウボラ相談窓口「あのね」を開設した。
	事業の詳細（実施体制・効果等）	▶保育所等に相談窓口があり、保育施設と連携している。 ▶身近なところにネウボラ相談窓口があることが重要と考え、市内13ヶ所に相談窓口を設けている。 ▶相談員は保育士・看護師を配置し、妊婦から子育てまで、子どもの成長段階に応じてどのような相談にも対応できるような体制を取っている。 ▶積極的に周知活動も行っている。 ▶成果として、これまで10万を超える相談を受けていて、福山市で「子育てをしたい」と思う割合は95%を超えている。
	少子化対策のために今後解決すべき課題	▶若年層における経済面の不安定さや出会いの機会の減少による未婚化・晩婚化の進行への対応が不十分であり、妊娠・出産以前の部分についてはより注力すべきであると考えている。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	▶KPIの設定と、どのような事業を実施すればKPIに反映されるかの判断が非常に難しい。 ▶地方部では委託事業者が少なく、国が提示している施策・事業を実施するリソースが足りない。
	事業のKPI設定・予算の積算	▶「認知度」が1つの指標として挙げられ、近年、認知度が90%まで上昇した。
	周辺自治体との連携	▶2015年度から連携中枢都市圏を構成しており、近隣8市町と協力体制を構築している。例えば、保育施設の広域入所（8市町）を検討している。
	その他	▶少子化対策プロジェクトチームが組成されており、若手職員中心に少子化対策について分析・検討している。

図表 163 三重県桑名市ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施日時		令和5（2023）年7月7日（金） 10：30～12：00
出席者		三重県桑名市、葛飾区、江戸川区、港区、特別区長会調査研究機構、日本総研
実施場所		オンライン会議によるヒアリング
先進的な実施施策・事業		マッチングアプリサービスとの連携協定 ▶ マッチングアプリサービスを提供している株式会社エウレカと連携協定を締結し、市内独身男女向けにサービスの利用機会を提供予定である。
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	▶ 桑名市の人口が「14万人を切る」ことを受け、人口減少対策に力を入れる必要があった。「若者が暮らしやすい」環境づくりで未婚化を解決することが1つの人口減少対策と考えた。 ▶ 内閣府の調査において、「恋人がいない」「デートをしたことがない」とそれぞれ一定割合の方が回答している一方で、「結婚したい」と8割の方が考えており、若者の行動・実態が結婚意向に追いついていないと感じた。 ▶ 桑名市公式LINEで市民アンケートを実施したところ、行政が実施する結婚支援事業については96%が知らなかったが、マッチングアプリの認知度が非常に高かった。そのため、連携を実施することになった。
	事業の詳細（実施体制・効果等）	▶ エウレカとの連携協定にあたっては、「アプリで騙された」等の声も多く、県や市にも問い合わせが非常にあり、安心・安全に実施する環境の構築が必要であると考えている。
	少子化対策のために今後解決すべき課題	▶ 実際に「結婚を考える」というところまで実効性を持たせたい。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	▶ 「子育て支援」の分野については財政負担も大きく、業務量も多いという事情がある。各部局との調整もかなり増える点が課題である。
	事業のKPI設定・予算の積算	▶ 財政負担について、今回の連携協定は桑名市からの予算の持ち出しがないため、大きく異論はなかった。効果やKPIについては今後実施しながら検討していく。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

ヒアリング概要	民業圧迫の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ▶桑名市としては、元々官民連携を積極的に実施しているという背景があった。公共機関が実施できることは限られており、マッチングアプリが普及している中で、それを安全に活用できる環境を整えることが公共機関の役割ではないかと考えている。
	周辺自治体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶直接的にはあまり実施していないが、セミナーについては桑名市に興味のある住民が参加できる形にした。

図表 164 兵庫県明石市ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施日時		令和5（2023）年7月7日（金） 15：00～16：30
出席者		兵庫県明石市、葛飾区、江戸川区、港区、特別区長会調査研究機構、日本総研
実施場所		オンライン会議によるヒアリング
先進的な実施施策・事業		<p>「5つの無料化」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶少子高齢化の一層の進展と人口減少が予測されるなか、持続可能なまちづくりを進めるため、まちの未来であるこどもに対する投資として、こども医療費等の「5つの無料化」等を実施し、その結果として人口が増加している。
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	<ul style="list-style-type: none"> ▶本市は全国的な流れと同様、少子高齢化が進行する中、第5次長期総合計画を策定した。総合計画では人口29万人の維持を目標とし、こどもが健やかに育つ環境は、そこに暮らすあらゆる人にも安全で快適な環境となり、人口の流入・定住につながると考え、「こどもを核としたまちづくり」を掲げた。
	事業の詳細（実施体制・効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ▶「①すべてのこどもたちを」「②まちのみんなで」「③一人ひとりに寄り添って」「④本気で応援」を基本理念にこども総合支援を行っている。 ▶幅広い世代に対して、所得制限を設けずに総合的な子育て支援施策を実施してきた結果、子育て世代を中心として転入超過が顕著となり、人口増につながっていると考えている。 ▶情報発信にも注力した。

ヒアリング概要	少子化対策のために今後解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出産・子育て・教育まで切れ目のない支援を行うために、子育てにかかる経済的負担を軽減するほか、子育てに対する不安の解消や仕事との両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備する。 ▶ 特に、待機児童の解消に向けては、量の確保のみならず、質の向上も図る。 ▶ 放課後児童クラブの潜在的な需要を見込み、安定的に提供できる体制を整備する。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子化の要因として、未婚化、経済的要因、育児・労働環境が主な要因となっていると認識しているが、自治体単位での解決は難しい。国全体で安定的に働き続けることができる仕組み作り等が必要だと考える。
	事業のKPI設定・予算の積算	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業ごとに事務事業の点検シートを作成しており、議会・HPで公表している。 ▶ 「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、最重要事項であるこどもに関する施策の予算については、前市長の強いリーダーシップの下、優先的に予算を確保してきた。また、人口増加によって増えた税収をさらにこども施策や高齢者・障害者施策充実の予算に充てるというサイクルが実現したと考えている。
	周辺自治体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現時点では予定はないが、有効な施策に結びつくのであれば検討していきたい。

図表 165 大分県豊後高田市ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施方法		文書での回答
回答日時		令和5（2023）年7月10日（月）
先進的な実施施策・事業		<p>トップレベルの子育て支援を「本気」で目指した政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人口減少対策を最重点課題に位置付け、人口増につながる施策として、子育て世代の経済的負担の軽減に全力で取り組んでいる。
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現市長は人口減少が続くと自治体の消滅につながりかねないと強い危機感があり、人口減少対策を最重要課題と捉え、公約に中学校までの給食費無料化と高校生までの医療費無料化を掲げて当選した。このことが背景となっている。 ▶ その中に子育て支援施策も含まれ、「豊後高田市で子育てをしたい。」「もう一人子どもを産みたい。」とってもらうことを目指して施策を実施している。

第1章

1-1
1-2

第2章

2-1
2-2
2-3

第3章

3-1
3-2
3-3
3-4

第4章

4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章

5-1
5-2
5-3

第6章

6-1
6-2
6-3
6-4

第7章

7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

ヒアリング概要	事業の詳細（実施体制・効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ▶子育て支援の根幹は、子どもを育てる世代の経済的負担の軽減であり、「子育てを社会全体で支えていく。」「教育に差別があってはならない。」という考えのもと推進している。 ▶成果として、人口動態においては、9年連続、転入者が転出者を上回る、人口の社会増を達成している。
	少子化対策のために今後解決すべき課題	▶保育料が無償のため、利用希望者が増え、保育所が不足している。保育所の利用要件の緩和が検討されていることもあり、この解消が一番の課題である。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	▶安定した財源の確保が課題である。
	事業のKPI設定・予算の積算	▶何もしなければ、人口も減少し、地域の価値が下がってしまうため、明確なKPIの有無に関係なく、人口減少対策を必要施策としている。ただし、当市の自由に使える財源は少なく、現時点ではふるさと納税に依存している状況である。
	周辺自治体との連携	▶人口減少対策においては、周辺自治体との競争であることもあり、子育て等の施策について連携は検討していない。

図表 166 香川県高松市ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施方法		文書での回答
回答日時		令和5（2023）年7月14日（金）
先進的な実施施策・事業		結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援 ▶不妊治療の経済的支援・相談支援、また子育て支援拠点を多数保有するなど、結婚から子育てまで切れ目ない支援を実施している。
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	▶出生数が年々減少していることを受け、切れ目ない子育て支援策を最重点施策として取り組むこととした。
	事業の詳細（実施体制・効果等）	▶香川県が設置している「かがわ子育て支援県民会議運営委員会」の運営委員として連携している、かがわ縁結び支援センターの情報発信を始め、子育て世帯包括支援センターを中心として相談支援や各種事業を推進している。

ヒアリング概要	少子化対策のために今後解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶妊産婦の育児不安の解消や、子育て家庭への経済的負担の軽減など、結婚・子育て世代が、将来にわたる展望を描ける環境づくりに積極的に取り組む必要があると考えている。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	<ul style="list-style-type: none"> ▶学校給食費や子ども医療費助成など、地域格差が生じないよう対応していくには、相応の財源が必要である。国が新しいナショナルミニマムとして全国一律の制度にしてほしいと考えている。
	事業のKPI設定・予算の積算	<ul style="list-style-type: none"> ▶子育て支援NPO等の意見を聴取するほか、他都市の状況調査をしている。その結果、例えば子ども食堂運営支援施策では子供食堂数をKPIとしている。
	周辺自治体・民間企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶県との連携について、広域で取り組んだ方が効果が見込まれる事業については県が実施し、より地域に密着すべき施策・事業については、市が実施すべきという考え方で役割の棲み分け等を実施している。 ▶瀬戸・高松広域連携中枢都市圏での取組として、ファミリー・サポート・センター事業について、周辺自治体と連携している。今後も、連携可能な事業があれば、拡充していく。 ▶子育て支援NPOと情報交換会を定期的実施しており、長年にわたる協力関係を築いている。必要な支援等について意見を聴取し、施策に反映するようにしている。

図表 167 埼玉県ヒアリング実施結果の概要

	内容
実施日時	令和5（2023）年7月14日（金） 10：30～12：00
出席者	埼玉県、葛飾区、江戸川区、港区、特別区長会調査研究機構、日本総研
実施場所	オンライン会議によるヒアリング
先進的な実施施策・事業	SAITAMA 出会いサポートセンター事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶結婚支援システムを運営するサポートセンターを設立し、県内在住の住民のマッチングを促進、多数の成婚退会の実績を残している。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出生数が減少していく中で、元々は各市町村において、結婚支援の取組を実施していたが、なかなか効果が上がらず、予算の制限もあったため、一体的な取組を実施できないかという声があった。そこで、県・市町村・民間企業で連携した取組の実施に至った。
	事業の詳細（実施体制・効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運営協議会は県が主導し、会長には県の少子化対策局長が就任している。協議会の幹事会が5社（民間企業等3社）いて、総会の議決事項等を決定する。 ▶ 課題点として、63市町村中50市町村が協議会に加盟しているほか、13市町村が加盟していない。未加盟の市町村の会員は料金が高くなってしまう。 ▶ 恋たまの宣伝は市町村にも協力をお願いしている。ただ、登録者数が少ない市町村に個別に宣伝をお願いすることはしていない。
	少子化対策のために今後解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子化の要因は様々であり、経済、雇用の問題等、総合的な取組が必要である。 ▶ 全庁的な少子化対策のプロジェクトチームを立ち上げ、部局課を横断して新たな施策・事業の立案や予算の獲得に向けて活動している。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施策・事業の立案については、少子化の要因が多岐にわたるため、どれだけ効果があるのか、どれだけ課題の解決に寄与することの測定が難しい。
	事業のKPI設定・予算の積算	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多子世帯応援クーポン事業について、埼玉県第三子以降の出生割合を成果指標としている。

図表 168 福井県福井市ヒアリング実施結果の概要

		内容
実施日時		令和5（2023）年8月25日（金） 13：30～15：00
出席者		福井県福井市、葛飾区、特別区長会調査研究機構、日本総研
実施場所		オンライン会議によるヒアリング
先進的な実施施策・事業		結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援 ▶結婚相談所の運営や、結婚・子育てに対する支援の情報をまとめたポータルサイトの運営など、切れ目ない支援を福井県とも連携しながら実施している。
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	▶平成17年以降、第三子以降の無償化支援を始め、平成30年まで第三子以降の出生数は横ばいで維持した。このことから、経済的負担軽減を重視し、第二子以降の部分の無償化にも取り組んでいる。
	少子化対策のために今後解決すべき課題	▶50歳時未婚率が上昇傾向にあり、対策に取り組むべきと考えている。しかし、個人の価値観の問題もあり、また子育て分野は経常的な支出のため、事業効果が見込めるような施策でなければ、財政的にも慎重になる部分がある。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	▶事業効果を図るKPI設定が最も大きな課題である。 ▶施策の効果が短期的には出ず、新型コロナウイルスの影響もあり、出生数低下の要因分析ができていないことも課題である。
	事業のKPI設定・予算の積算	▶来年度の子育て支援計画策定に向けて、KPIを検討する必要がある。合計特殊出生率は外的要因に左右されやすいため、効果が図りにくい。施策・事業の利用人数やアンケートでの満足度について確認等を行っているが、財政当局との調整においても苦慮している。 ▶事業効果が頭打ちになっている施策については他の指標を検討する必要がある。
	周辺自治体との連携	▶無償化事業について、実施主体は福井市で、福井県には費用を支援してもらっている。 ▶県が発案した子育て世帯向けの電子クーポン配付など、広域的な施策・事業については県が実施する方がスケールメリットを発揮できる。 ▶近隣の町と連携し、病児保育事業について、他自治体の施設の相互利用できる制度をとっている。市民からは好評で連携には一定の効果があると思う一方、事務員への負担が大きい。

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

図表 169 東京都豊島区ヒアリングの実施結果概要

		内容
実施日時		令和5（2023）年10月20日（金） 10：30～11：30
出席者		東京都豊島区、葛飾区、港区、日本総研
実施場所		オンライン会議によるヒアリング
先進的な実施施策・事業		<p>【マイほいくえん事業】</p> <p>➤近くの保育園をかかりつけの保育園として登録する「マイほいくえん」制度を実施。在宅で子育てしている方を対象に、園庭開放や子育て相談、イベントへのお誘い、離乳食講習会、健康・保健相談などの地域支援を提供。</p> <p>【住宅支援事業】</p> <p>➤区営住宅に入居可能な子育て世帯をサポートする住環境整備として、区営住宅を子育てしやすい住宅に改修し、居住希望者を募集する予定。</p>
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	<p>【マイほいくえん事業】</p> <p>➤元々子育て相談やイベントの実施を通し、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的として実施。その後、保育園をより身近に利用しやすくなるよう、「かかりつけ制」を導入。</p> <p>【住宅支援事業】</p> <p>➤近年少子化が問題になっていることから、区はソフト面とハード面の両面からの育児支援を推進している。ハード面の対策として、区営住宅に入居可能な子育て世帯をサポートする住環境整備として安心安全な区営住宅の提供を実施することとした。</p>
	事業の実施体制	<p>【マイほいくえん事業】</p> <p>➤保育士の配置基準に加え、区で加配している。公立保育園については、会計年度任用職員の配置も実施してカバーしている。</p> <p>【住宅支援事業】</p> <p>➤（担当課において実施）</p>
	事業のKPI設定・予算の積算	<p>【マイほいくえん事業】</p> <p>➤マイほいくえん事業は、「登録者の方の満足度」をKPIとして設定。区民の声も聞いたうえで、予算獲得の折衝につなげていきたい。</p> <p>【住宅支援事業】</p> <p>➤この住宅支援事業の効果やKPIを数値で表すことは難しく、若年ファミリー世帯が入居すること自体を効果ととらえている。また、財政的な面としては「補助金がある」というところが大きかった。</p>

ヒアリング概要	周辺自治体との連携	<p>【マイほいくえん事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤現時点では周辺特別区との連携は考えていない。他区の実施状況を注視し、必要に応じ検討する。 <p>【住宅支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤各区により住宅の維持管理業務の手法・形態も異なるため、連携した取り組みの実施は困難である。
---------	-----------	---

図表 170 東京都世田谷区ヒアリングの実施結果概要

		内容
実施日時	令和5（2023）年11月7日（火） 13：30～14：30	
出席者	東京都世田谷区、葛飾区、港区、特別区長会調査研究機構、日本総研	
実施場所	オンライン会議によるヒアリング	
先進的な実施施策・事業	<p>【ライフデザインに関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤これから仕事、結婚、子育てなどのライフイベントに向き合う住民に、結婚を含めた人生設計＝ライフデザインを考えるきっかけを提供するオンラインセミナーを開催。 <p>【独自の出産助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤子どもを出産した家庭に対し、出産児1人当たり5万円の支給を実施。 	
ヒアリング概要	事業実施に至った経緯・課題意識	<p>【ライフデザインに関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤平成26年度から、若者支援を子ども支援の先に位置付ける方針としていた。他自治体と同様、人口減少の課題に直面。原因の一つとして、未婚化・晩婚化が進んでいると考え、若者の人生設計の検討やマッチングを実施するに至った。東京都とも相談し、補助金を活用している。 <p>【独自の出産助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤区としては平成21年度から、第3子助成制度を実施していた。その間、出産費用の上昇や合計特殊出生率の伸び悩みの状況、子育て環境のひっ迫もあり、「第3子」⇒「第1子」として、出産児1人あたり5万円の支給を実施。
	事業の実施体制	<p>【ライフデザインに関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤東京都と連携しながら実施。 <p>【独自の出産助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤担当課において実施。

ヒアリング概要	少子化対策のために今後解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶区としては「区民に最も身近な自治体」として、世田谷版ニューボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための支援に取り組んできている。9月には子ども若者政策推進会議を設置。庁内横断的に共通の会議体を設け、国・都の施策・事業を踏まえた議論を開始。その中でも、少子化の原因の一つとして、若者の雇用等の経済環境の改善は、国をあげた喫緊の課題として認識している。将来安心して子育てができるような環境を整備することが重要であるという考えを有している。
	少子化対策施策・事業の立案上の課題・障壁	<ul style="list-style-type: none"> ▶都市部における少子化の課題は、人口構成や地価・働き方や暮らし方等、複数の要因が複雑に絡み合っていると考えている。23区の一つの区だけで少子化の要因を特定することはかなり難しい。 ▶また、課題の解決策を導出し、その効果までを測ることも難しい。合計特殊出生率については、母数の関係上から世田谷区では低く出がちである。
	事業のKPI設定・予算の積算	<ul style="list-style-type: none"> ▶R5当初予算＝「子ども全力応援予算」とし、子ども関連予算を計上。指標(子ども・保護者・地域が対象)については、子ども計画(10年ごとの総合計画)で定めており、定期的なアンケート調査により、その効果を測っている。各指標の数値が上昇するように事業を実施している。
	周辺自治体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶区としての課題の解決に尽力する必要があるが、連携は難しい部分があるが、一方で例えば出会いの創出は広域的な展開が区民からも望まれているのではないかと考えている。この点、東京都等と連携して実施する可能性があるのではないかと検討されている。 ▶また、住宅政策は、区営住宅の提供やひとり親世帯家賃低廉化事業等を実施してきている。これまでの取り組みを継続するとともに、東京都等と連携しながら、人口バランスを考慮した区内への供給量の拡充を図る必要がある。 ▶全国的に一律で実施すべき施策や制度は、その構築を国に働きかける必要がある、と考えている。

基礎データ整理参考資料（全国・東京都全体のデータのみ取得可能な項目）

3-4-2において、全国・東京都全体の単位では収集されているが特別区各区の単位では収集されていないデータが、**図表171**が示すとおり多くあり、このようなデータを収集し、特別区において適切な少子化対策を立案するのに役立てる必要があることに言及した。

図表171 基礎データ項目（オレンジ色の項目が取得可能なデータを指す）（再掲）

データの分類	データ名	国	東京都	特別区各区
人口・出生に関連する指標	合計特殊出生率			
	有配偶率			
	有配偶出生率			
	人口			
	人口推計			
	就業率			
有配偶率と関連する可能性のある指標	結婚年齢にある男女の割合・年級分布		(課税対象所得)	(課税対象所得)
	結婚願望を有する男女の割合			
	初婚年齢			
	正規・非正規雇用の割合			
	社会比率の推移			
	失業率			
有配偶出生率と関連する可能性のある指標	理想子ども数・予定子ども数			
	未婚児童数・保育所利用率			
	世帯年収			
	育児取得率			
	就業時間			

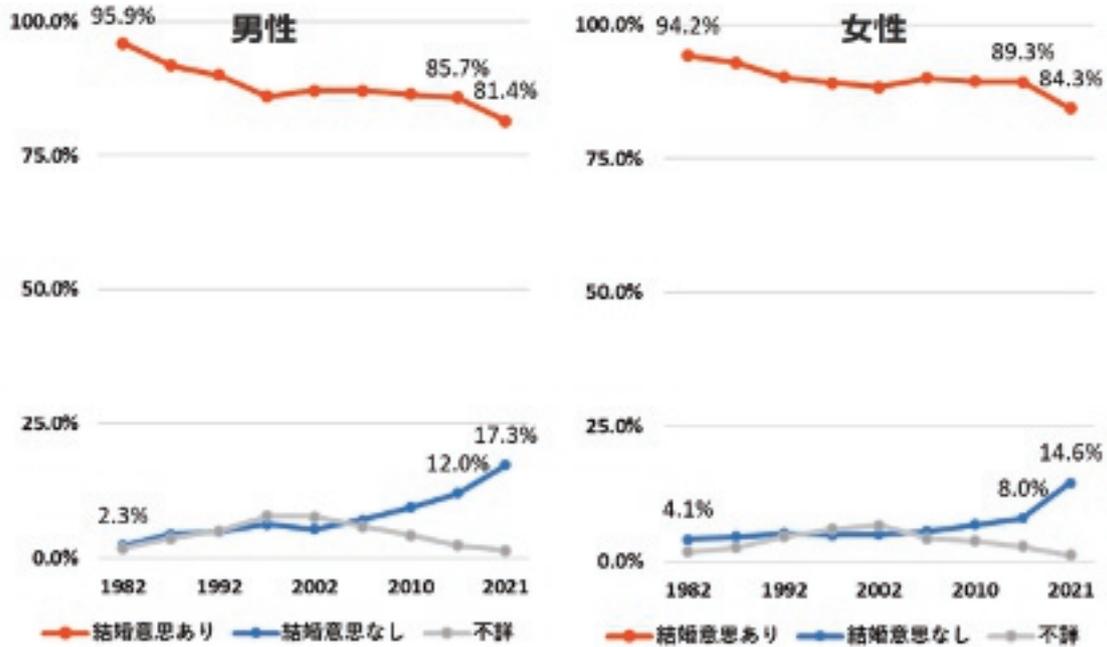
下記では、少子化対策の立案に役立つデータ項目について、特別区において収集すべきかどうかの参考とするため、全国もしくは東京都のデータを掲載する。

【有配偶率に関連する指標】

(1) 結婚願望を有する未婚者の割合

「結婚意思あり」と考えている未婚者の割合は、男女ともに減少傾向にあり、令和3(2021)年では、18歳～34歳の男性では81.4%、同女性では84.3%であった。一方、「結婚意思なし」と答える未婚者は平成12(2000)年以降、増加傾向が続いており、令和3(2021)年では男性で17.3%、女性で14.6%となった。

図表 172 結婚願望を有する未婚者の割合（18～34歳の男性・女性）

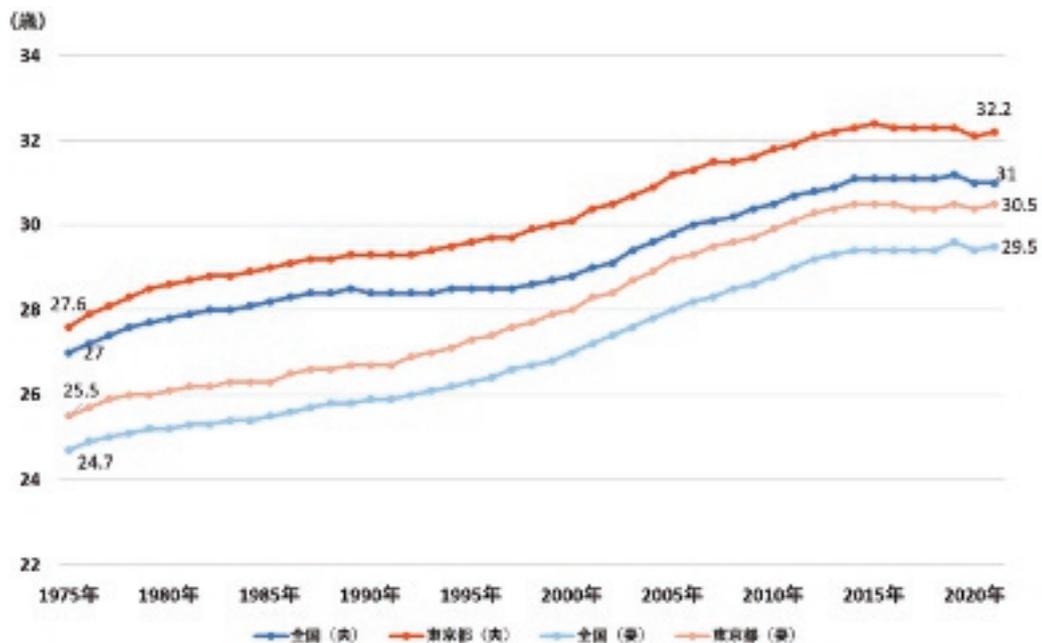


(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を基に作成)

(2) 初婚年齢

平均初婚年齢について、全国、東京都ともに令和3（2021）年まで上昇している。令和3（2021）年の東京都の夫の初婚年齢は32.2歳、妻の初婚年齢は30.5歳を達しており、両方とも全国水準を上回っている。

図表 173 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

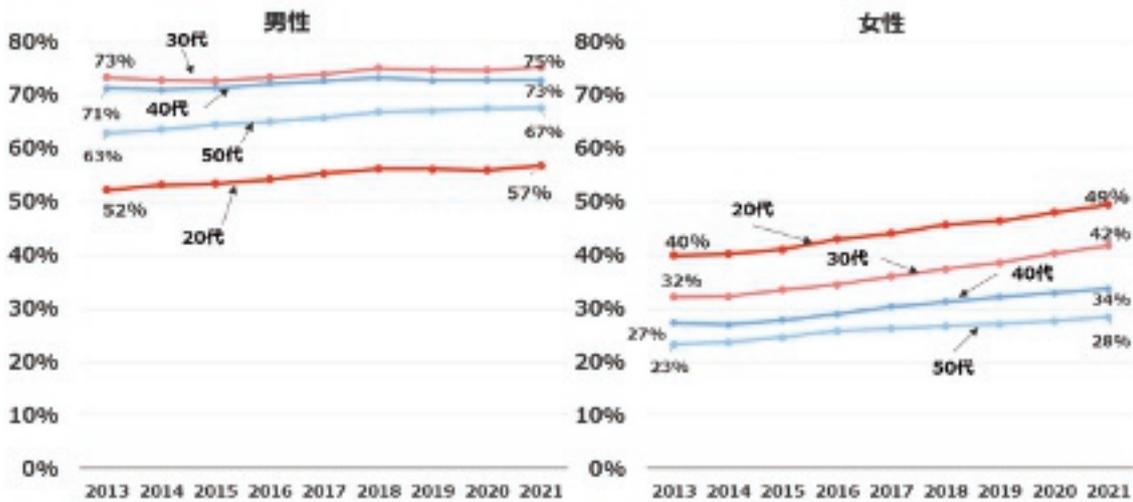


(総務省「人口動態調査」を基に作成)

(3) 正規・非正規雇用の割合

人口に占める正規の職員・従業員の割合は、男女の各年代全てで増加傾向にある。特に女性の20代・30代で大きく増加している。

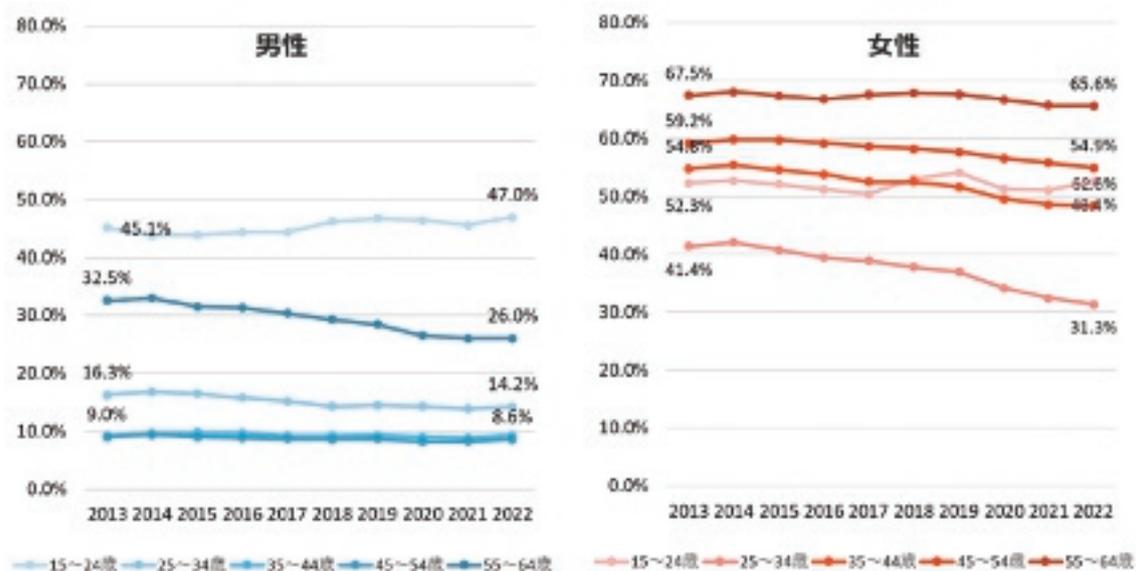
図表 174 年代別の正規の職員・従業員割合（男性・女性）



(総務省「労働力調査」を基に作成。年代ごとに正規の職員・従業員数÷年代人口により算出)

人口に占める非正規職員・従業員の割合について、15～24歳男性は増加しており、55～64歳は減少している。その他年齢階層の男性は横ばいである。15～24歳女性は横ばいであり、その他年齢階層の女性は、減少している。

図表 175 年齢階層別の非正規の職員・従業員割合（男性・女性）



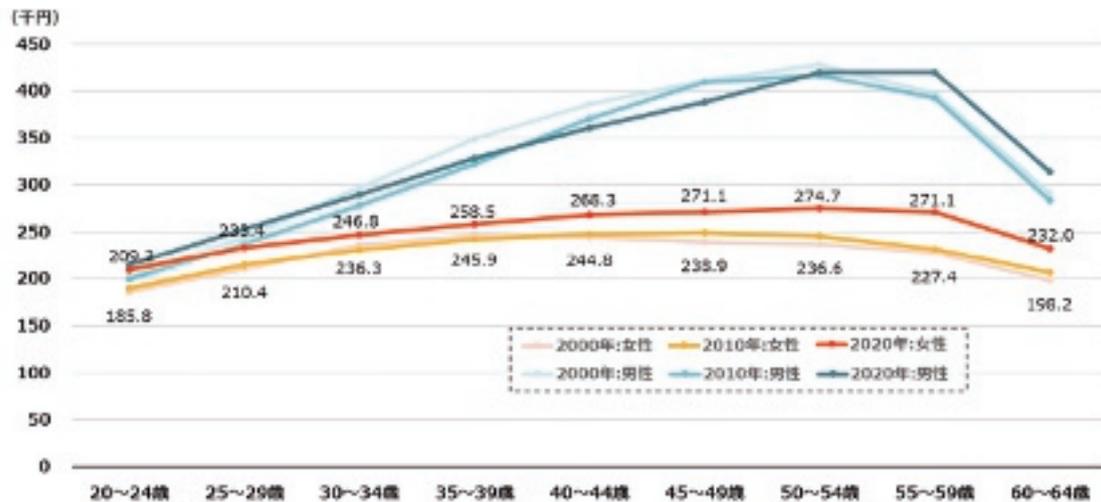
(総務省「労働力調査」を基に作成。年代ごとに非正規の職員・従業員数÷年代人口により算出)

- 第 1 章
 - 1-1
 - 1-2
- 第 2 章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第 3 章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第 4 章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第 5 章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第 6 章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第 7 章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

(4) 賃金比率の推移

一般労働者・所定内所得¹⁴に関する男女別の賃金カーブについて、2020年の男性の賃金は、2000年、2010年と比較して40歳代で賃金の減少がみられるが、女性は全年齢において賃金が上昇している。

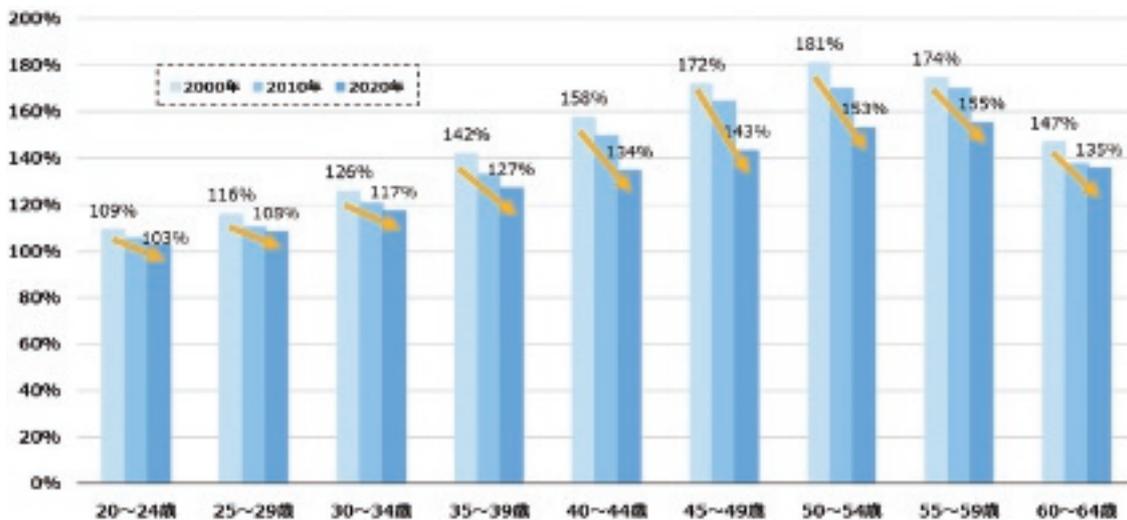
図表176 男女別の賃金カーブの推移



(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成)

一般労働者・所定内所得に関する年齢階級別男女の賃金比率について、全ての年齢区分において、男女の賃金格差が縮まっている。

図表177 年齢階級別の男女の賃金比率の推移 (男性/女性賃金)



(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成)

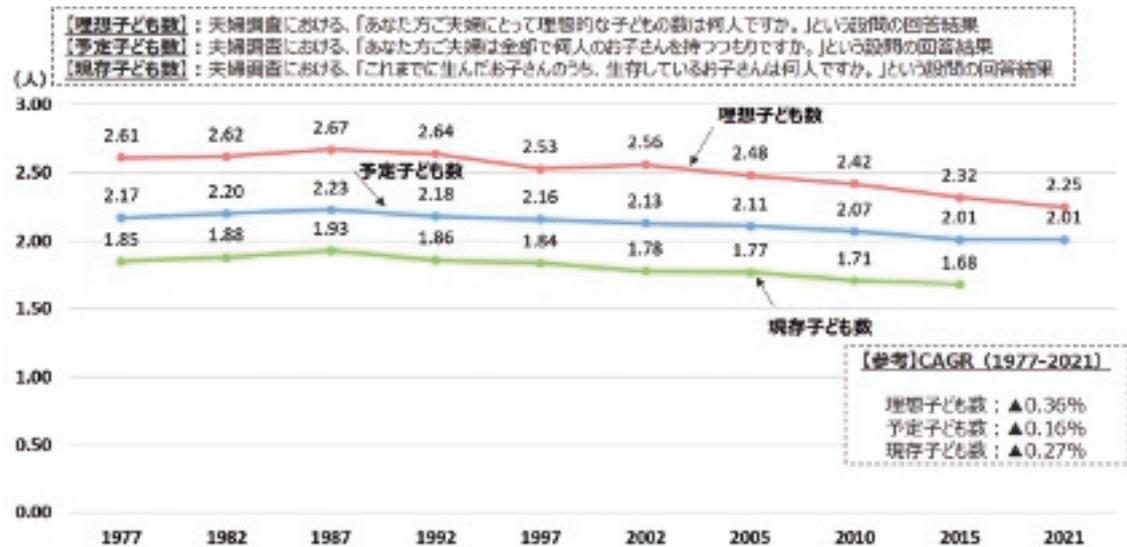
14 決まって支給する現金給与額（賞与除く）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。超過労働給与とは時間外勤務手当・深夜勤務手当・休日出勤手当・宿日直手当・交代手当を示す。

【有配偶出生率と関連する指標】

(1) 理想子ども数・予定子ども数

夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移について、理想の子ども数及び予定の子ども数はどちらも微減傾向である。

図表 178 夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



(厚生労働省「出生動向基本調査」を基に作成)

夫婦の理想子ども数、予定子ども数を世帯年収別に見ると、世帯年収による理想子ども数・予定子ども数の差異はあまり大きくない。一方で、世帯年収299万円以下の層と800万円以上の層においては、経年での減少幅が比較的大きい傾向にある。

第1章
1-1
1-2

第2章
2-1
2-2
2-3

第3章
3-1
3-2
3-3
3-4

第4章
4-1
4-2
4-3
4-4
4-5

第5章
5-1
5-2
5-3

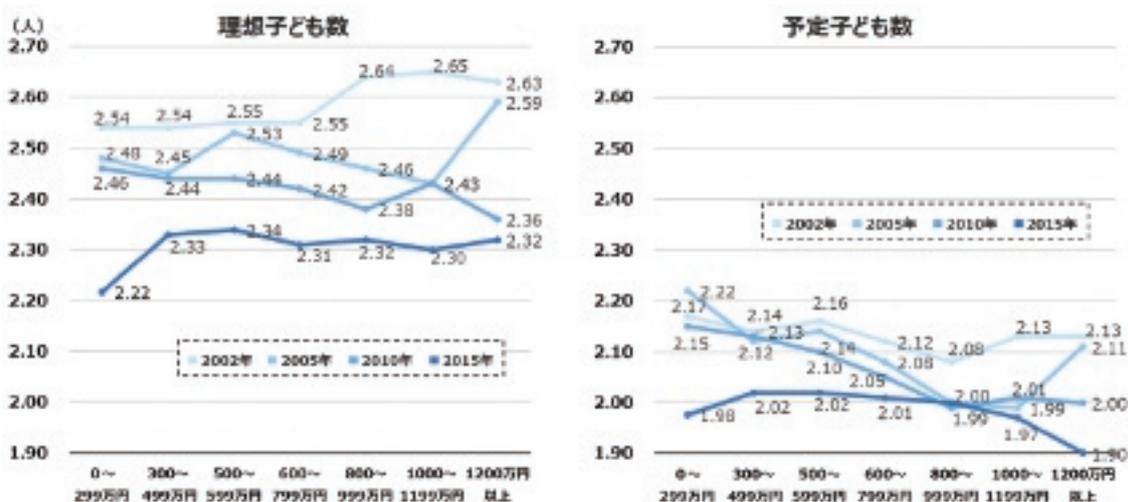
第6章
6-1
6-2
6-3
6-4

第7章
7-1
7-2
7-3

おわりに

参考資料

図表 179 世帯年収別の理想子ども数・予定子ども数推移

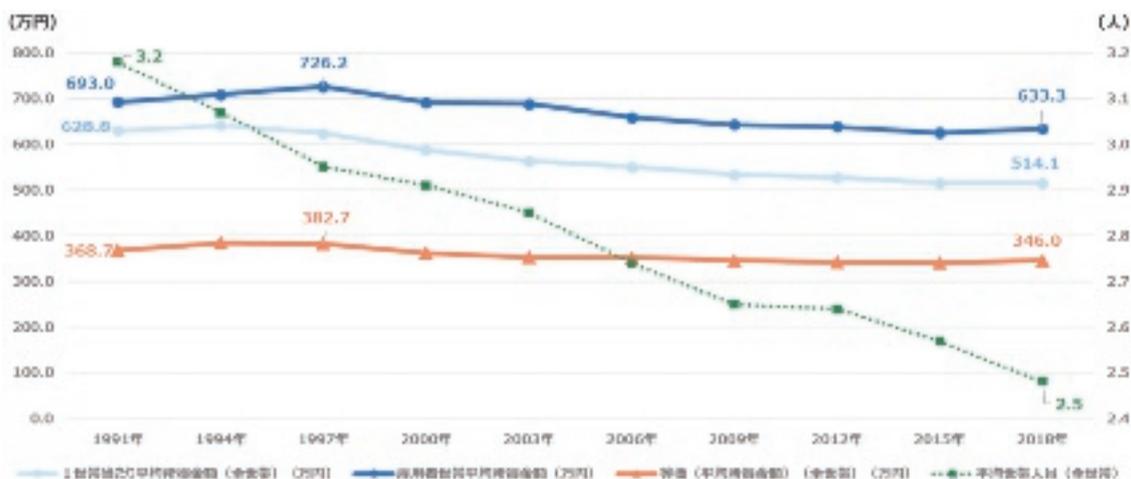


(厚生労働省「出生動向基本調査」を基に作成。平成27(2015)年の0~299万円の子どもの数は、収入なしと1~299万円の子どもの数の加重平均値)

(2) 世帯年収

全国の平均世帯所得金額について、1世帯当たり平均所得金額と、雇用者がいる世帯については、1990年代と比較すると減少傾向にある。一方、この間の世帯規模の縮小による影響を除くため、世帯の所得を世帯人員の平方根で割った「等価の平均所得金額」については、近年はほぼ横ばいである。

図表 180 世帯所得 (実質) の推移



(厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「国民生活基礎調査」を基に作成。消費者物価指数を基に作成したデフレーターを用いて実質所得(平成3(1991)年価格)としている)

全国の世帯所得分布について、平成3(1991)年と比較すると、平成30(2018)年は低所得化傾向にある。400万円以下の世帯が大きく増加し、500万円以上の世帯は減少傾向にある。

図表 181 世帯所得の分布の推移

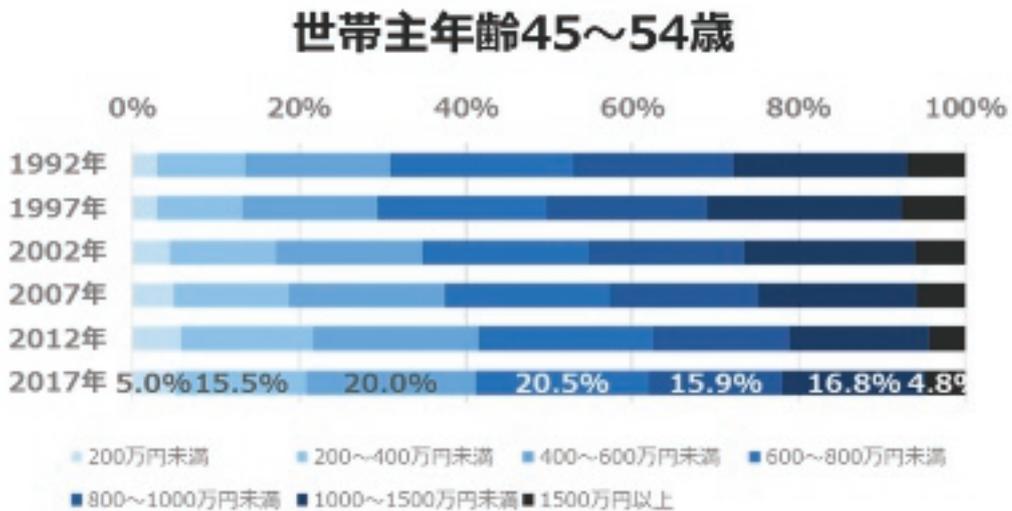
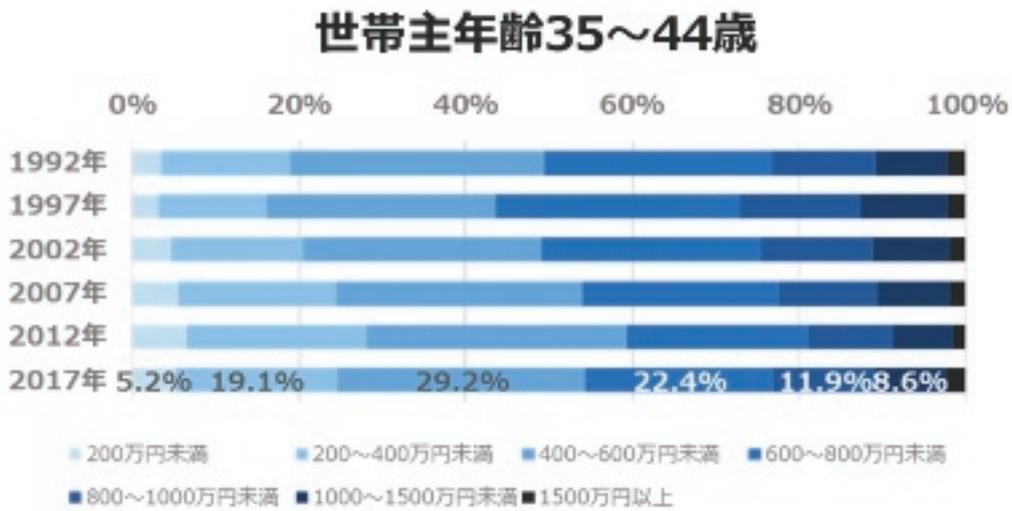
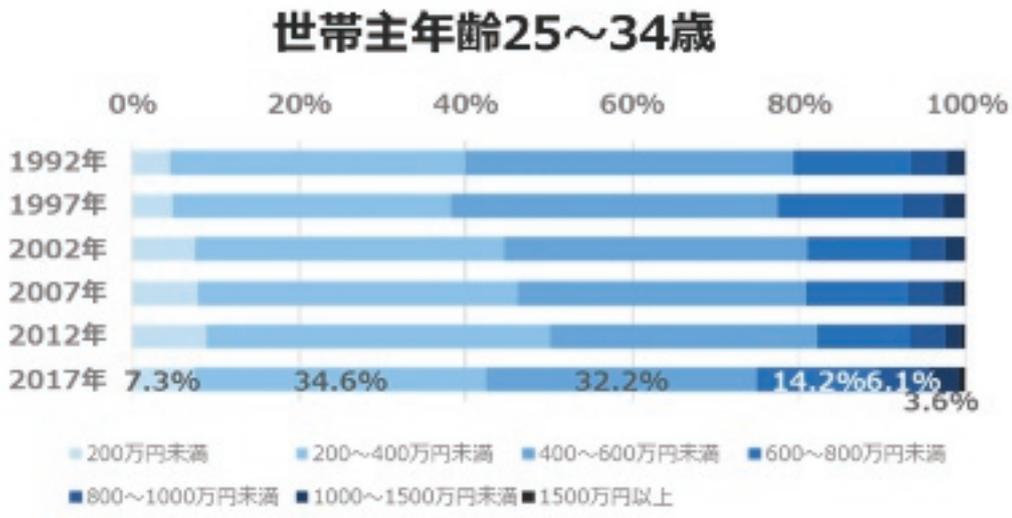


(厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「国民生活基礎調査」を基に作成)

世帯主年齢階級別の雇用者世帯所得分布について、雇用者世帯の世帯所得分布は、平成24(2012)年までは各年齢階級で低所得化の傾向にあったが、平成29(2017)年には所得が高い方に分布がシフトしている。ただし、令和4(2022)年にはこれらの値が変化している可能性があることに留意が必要である。

- 第1章
 - 1-1
 - 1-2
- 第2章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第3章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第4章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第5章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第6章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第7章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

図表 182 雇用者世帯所得分布の推移（年齢階級別）



(厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「国民生活基礎調査」を基に作成)

(3) 育休取得率

全国の男性の育児休業取得率について、年々増加してはいるものの、依然として女性との差は大きい。育児休業取得期間についても、男性は2週間未満の取得が過半数を占める状況である。

図表 183 男女別育児休業取得率の推移及び取得期間



(厚生労働省「雇用均等基本調査」を基に作成)

育児のための諸制度や多様な正社員制度の導入状況について、企業において短時間勤務制度や所定外労働の制限等の導入が近年進んでいる。加えて、正社員制度自体の多様化についても導入が進み始めている。

図表 184 育児のための諸制度・多様な正社員制度の導入状況 (令和2 (2020) 年)

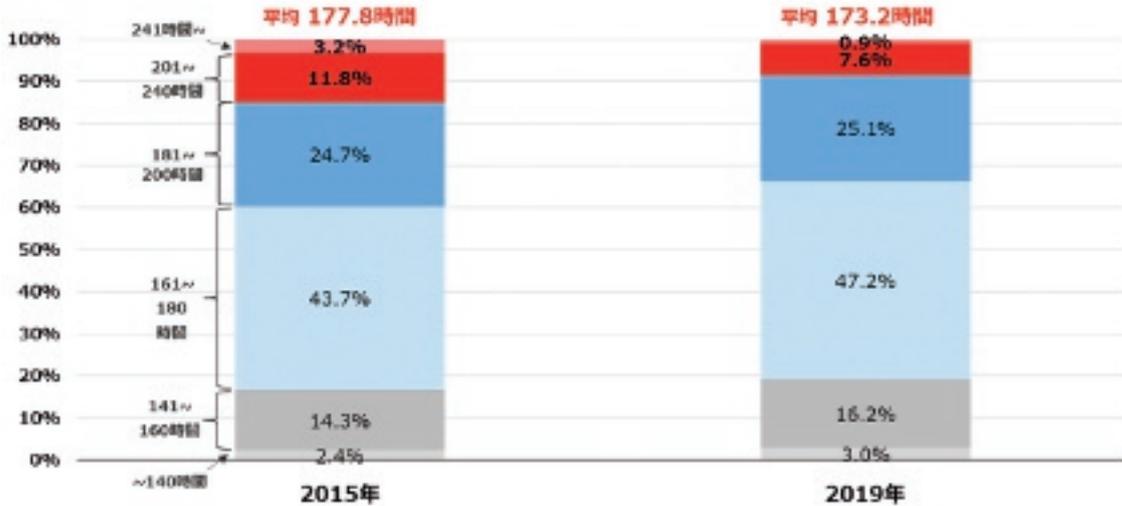


(厚生労働省「雇用均等基本調査」を基に作成。事業所単位の集計結果である)

(4) 就業時間

正社員の月間労働時間について、わずかに減少しているが、依然として一定数の長時間労働者が存在している。

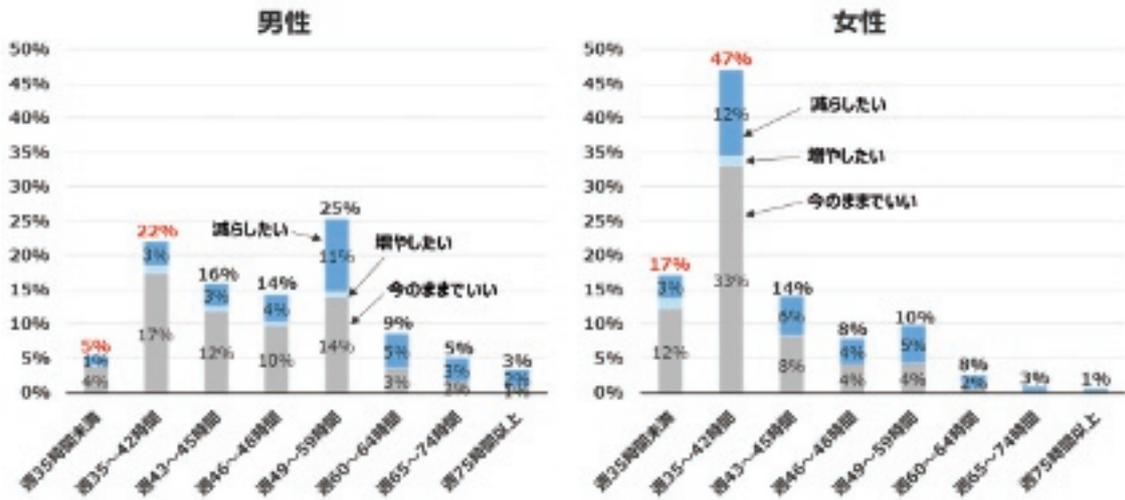
図表185 正社員の月間労働時間の変化



(内閣府「令和元年度 働き方改革の取組に関する企業調査」を基に作成。事業所規模5人以上の事業所の労働者が対象である)

育児をしている正規の職員・従業員の就業時間について、女性は6割強が週42時間以下である一方、男性は比較的長時間就業しているケースが多く見られる。また、就業時間希望について、男女ともに、長時間就業者を中心に「減らしたい」と考える層が一定数存在している。

図表 186 育児をしている正規の職員・従業員の男女別就業時間と就業時間希望（平成 29（2017）年）



（総務省「就業構造基本調査」を基に作成。年間就業日数 200 日以上のみ集計している。「育児をしている」は小学校入学前の未就学児の育児を指す）

- 第 1 章
 - 1-1
 - 1-2
- 第 2 章
 - 2-1
 - 2-2
 - 2-3
- 第 3 章
 - 3-1
 - 3-2
 - 3-3
 - 3-4
- 第 4 章
 - 4-1
 - 4-2
 - 4-3
 - 4-4
 - 4-5
- 第 5 章
 - 5-1
 - 5-2
 - 5-3
- 第 6 章
 - 6-1
 - 6-2
 - 6-3
 - 6-4
- 第 7 章
 - 7-1
 - 7-2
 - 7-3
- おわりに
- 参考資料

令和5年（2023）年度 特別区長会調査研究機構調査研究報告書一覧

テーマ名	提案区
帰宅困難者対策における初動対応体制の確立に向けた取組み	港
水素を中心としたクリーンエネルギーの利活用推進	大田
特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策	世田谷
複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類の活用策	中野
少子化の傾向が顕著な特別区で有効な少子化対策	葛飾
特別区におけるCO ₂ の地産地消に向けて ～清掃工場のCO ₂ 分離・活用と23区の役割～	東京二十三区 清掃一部事務 組合

以上の6テーマをテーマ別の報告書（計6冊）にまとめて発行しています。
各報告書は、特別区長会調査研究機構ホームページで閲覧できます。

<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp/>

特別区長会調査研究機構

検索

CLICK!



令和5年度 調査研究報告書

少子化の傾向が顕著な特別区で有効な少子化対策

令和6年3月発行

発行：特別区長会調査研究機構 事務局：公益財団法人特別区協議会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 TEL：03-5210-9053 Fax：03-5210-9873

※本書の無断転載・複製は、著作権法上での例外を除き禁じられています。

印刷所：能登印刷株式会社



特別区長会調査研究機構

Kuchokai
Institute for Research and Study